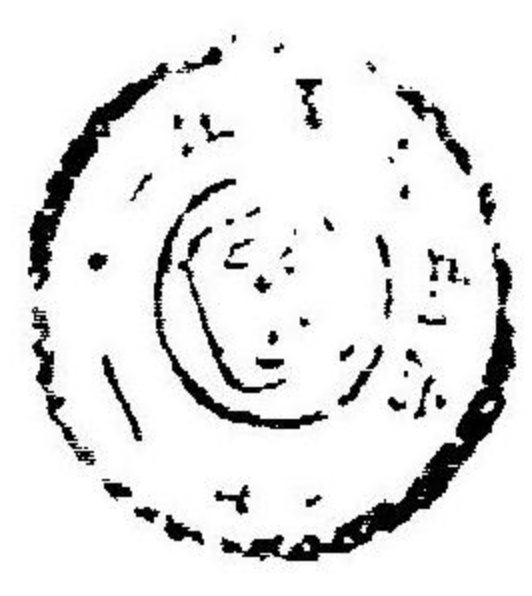


法學士松崎藏之助講義



出論完

東京專門學校藏版

政治學上の財政學之世觀

總論

第一章

第二章

三

廣田論目次

總論

第一章	財政學の釋義	一三頁
第二章	財政學の歴史	一六頁
第一編	政府支出論	二八頁
第一章	支出總論	全頁
第二章	政府の事業を論ず	三七頁
第三章	政府の要する物件	五〇頁
第四章	國家の費用に關する重なる理論	六一頁
第五章	費用の種類を論ず	六七頁
第六章	各國の費用を論ず	八七頁
第七章	俸給論	九八頁

廣田論目次

第八章	俸給に關する原則	一〇三頁
第九章	財政費用を論ず	一一〇頁
第十章	憲法費用を論ず	一二六頁
第一節	大統領の俸給	一三一頁
第二節	議會費	一三四頁
第十一章	行政費用を論ず	一三七頁
第十二章	國家の安寧幸福の目的に關する費用	一五八頁
第一節	統計事務に關する費用	一五八頁
第二節	經濟行政上の費用	一六三頁
第三節	宗教及び教育に關する費用	一六四頁

歳出論目次完

歳出論

法學士 松崎藏之助 講義

總論

先哲曰く、人間は社會動物なりと。實に人間は自然の性質上、社會に住して各自互に相提携し協同するにあらざれば生存するを得ざるか故に各人相團結集合して社會を形成するに至るは所謂天より自然に享有せる性質と謂ふべし。蓋し此自然の性質を以て偶然なるにあらざり各自生存上自ら必要に迫られ而して其性質を發揮するものなり。何となれば人間は種々の需用即ち生存上諸種の不足不自由を感ぜざるべからず例へば食物の如き、衣服の如き、家屋の如き、皆生存上必須欠くべからざるものにして此需用を充さんとせば人は人爲を以て供給し能はざるところの外界の力即自然の勢力を利用し以て各自の用に供せざるべからず。然り而して此外界の勢力に依て以て己れの用を充さんと欲せば各人互に相提携補助し協力同心するにあらざれば其目的を達し經濟上の生活を全ふする能はざるな

り。換言せば人爲を以て自然の勢力を利用するには人の天性たる團結集合の力に依らざる可らず。是即社會を成立するの必要ある所以にして、社會動物と云ふも全く此に基きたる言に外ならず

吾人の所謂經濟上の生活とは人々自己の長所を以て人を助け自己の短所は人の助けを借りて以て補足するの謂ひなり。是蓋し社會構造の基本たり。而して此經濟上の生活成立つに當りてや、實に物轉的、即有形上の發達のみならず之に伴ふて精神的、即無形上の進歩亦著しく、曾て徒に團結集合せる人間社會は變して一の有機體と化し其組織たる全然有機物の性質を具備し決して人々肩を接し膝を駢べて無意運動する機械的の集合體にあらざるなり。斯く集合體に純然たる意志、性質の存する以上は之れに従て又種々の目的を抱懷せすんはあらず。是れ畢竟吾人の性情を同ふする同感に基因する者にして吾人か學校に於て互に相會するも亦日本國民集合して一の國家を成立するも皆な此同感に外ならず。蓋し上に述る如く人の天性として國民は風土、習慣等は勿論、歴史、制度、文物、宗教等に至るまで同一の精神同一の性質を存す、此同一の精神と同一の性質とに賴て以て國家の

成立、人民の發達得て期すべきなり。於此乎確然たる國家の國民(ステートチーシ)成立し國民の意志定り從て國權の必要起る。而して其國權を活動せしむるに當り又種々の必要起る、是れ國家の財政の依て生ずる所以なり

今國家の元素を觀察するに左の三元素より組織せらる、曰く社交的結合、曰く宗教的結合、曰く民性是なり。凡そ國家あれば從て其經濟あり、國家經濟あれば此三元素自ら其中に存在するは取て言を俟たず。此三元素は當さに種々の形體を具へ從て種々の目的を有し相互に其目的を達せんとを勉む。今法律上の用語を以てすれば所謂法人と見做すべき者なり。而して此等法人の運動するや自ら制限あり、即ち唯國家の承認せる範圍内に在りて獨立の權利を有するのみ。國家は是等法人の上に位して宜く制裁を加へ箝束を與ふるは勿論、國家は實に最高永遠なるものなれば其成立するや人民各自の利益を割與寄附するに由る。而して國家は此寄附に由て以て漸次其權力を増加し又應用し得るなり

スタイン氏曰はく、憲法行政等は國家最高の發達を圖る爲に設けられたるものにして、國家の經濟は其發達をなすに必要なる方便を供し、而して其發達は畢竟國家

經濟の許す範圍に制限せらるゝ。是れ國家の經濟(スタート、エコノミー)にして憲法若くは行政の計畫する事業に向て必要な材料を供給するを得ば、發達するを得。之に反して國家の發達に必要な材料を供するを得ざれば國家の發達は制限せらるゝ者なり。是に因て之を觀れば國家の經濟なる者は其關係する所、廣且つ大にして人民の安寧幸福等は之に基き居るや明なり。而して其所謂國家の經濟とは一國內に於て其國を維持し發達せしむる所以の方法にして其下には種々の小經濟存立す。例へば一個人の經濟の如き我は地方自治體の經濟の如き或は會社組合の經濟の如き皆國家經濟の下に在りて其範圍内に於て成立するを得るものなり。之を要するに通常經濟と云へば貨物を生産分配するの謂なりと雖も國家の經濟に於ては政治上の貨物を生産するものなり。茲を以て一個人の經濟に比較せん乎、一國の政費は所謂生産費にして政府の行ふ事務は所謂生産物なり。然れども斯る比較は單に比較に止まるを以て今其一個人の經濟と國家の經濟とは大なる差異ある所以を詳述すべし。先づ生産物に付て徴せん乎、二者誠に同じからず、政治上の貨物は無形的のものにして且賣買すること能はざるもの

なり。之に反して經濟社會に於ける生産物は有形的にして市場に於て賣買讓與せらるゝものとす。斯る差異あるを以て國家の經濟に關しては通常經濟學に於て論する原理を適用するを得ず。加之社會經濟上に於ける生産の上より見れば其生産をなすに當りては利益の有無を以て生産の方針と爲すと雖も國家の經濟に於ては斯る方針は何處に求むるも見出すこと難し。故に國家が政治に費す費用、即政費を以て政治上の貨物たる所の政府の事務の果して利益あるや否やを判断すると能はず。換言すれば政府の事務は政治上の費用を以て其効果を計ると難し。其性質已に此の如くなるを以て政府は動もすれば濫費を爲し歳出を増加するの弊害を生ずることありと雖も經濟社會に於ける生産に至ては斯る弊害は稀なり。何となれば利益の有無を以て直に生産の結果を判断するを得るか故に若し生産費にして生産物の價に超過すれば必らず生産を企つる者なく生産上自ら制限せらるればなり。然るに國家の經濟に在りては事情全く之に反するを以て如何に歳出を増加するも亦如何に歳出を減少するも果して不都合なるや否やの標準を見出すこと難し。是を以て一國の財源豊富にして政府の收入を増すと

を得るときは政費も自ら増加するの傾あり、故に之を防ぐには政治家の道徳心と議會の協賛權との二者に依るの外なし。蓋し立憲國に在りては政府は常に國民全體を代表し、議會は財産家を代表し、政府は政費要求者の地位に立ち、議會は之を供給するの地位に居り、需要者と供給者との間の調和に由り能く國家の經濟を調理するを得るものなり。

是より進んで國家の經濟と其下に在る一個私人の經濟とは如何なる關係を有するものなるやを説かん。抑國家の經濟は上に位し、一個人の經濟は其下に在りて云は、國家經濟の中に含まれ居るものなり。而して國家の經濟は政治上の貨物を産出し、一個私人の經濟は租稅其他の資財を出して之を購ひ居るものなり。然らば則ち國家は政治上の貨物を販賣するの地位に立ち、一個人は此貨物を購買するの地位に居るものなりと謂つ可し。是れ國家及び人民の經濟を説明するに經濟學の理論を應用したる者なり。而して政治上の貨物の性質たる多くは專賣品にして、其價は政府自ら定め人民をして之を定めしめす。然れども時としては人民をして政府上貨物の價を評定せしむる場合なきにあらず、彼の立憲國に於て議

會を設け人民をして財政上に干與せしむるの權利を與ふるが如きは此一例と云ふて可なり。然りと雖も議會の權利は無上にして無制限なる者に非されは、單に議會の考を以て自由に政府の歳出入を定むるを得ざるなり。今此二種の經濟の異なる所以を釋れば大要三あり。

第一 國家の經濟は永遠無窮を目的として成立す之に反して一個人の私經濟は只一時に限らる

抑國家は永久に存立す可き者なるが故に其事をなすや亦永遠を期せざるへからず。然るに一個人に至りては其命數に限りあるを以て假令其關係子孫に及ぶとあるも己れは己たり子孫は子孫たり決して同一なりと云ふを得ず。之に反して國家に至りては縱令幾多の星霜を経過するも内閣の更迭あるも政體變更するも均しく同一國家なり。故に過去に於てなしたる國家の事業又現在に於て爲しつゝある所の國家の事業又將來に於てなさんとする國家の事業も皆な同一國家の行ふ所なり。此事たる國家の事業を論するに當り最も必要の關係を有する者にして縱令現在の經費多額にして暫時不利益なるの觀あるも之に依りて將來を利

すると多ければ國家は之を行ふに躊躇すべからず。又苟くも一國の爲政家たるものは皆に現在に着眼するのみならず須らく永遠の大計を立てざる可からず

第二 一個人の収入は元始収入にして國家經濟の収入は由來收入なり

凡そ一個人が經濟上の事業に従事し之れに依りて得る所のものは多くは生産物よりして直接に得る所の元始収入なり。之れに反して國家經濟の収入は已に一度収入ありたる後、再之れに由りて來る所の収入なり。例へば租税の如き手数料の如き皆人民の經濟より收取するものにして即ち人民一度生産に依りて得たる收入より再取上るものなり。蓋し元始収入と由來収入とは經濟上に於ける結果同じからず、元始収入は富の増加に従て入る者なるに、由來収入は富の増加に依りて生ずる者にあらず、只現に成立し居る所の富を移轉するに依りて生ずるものたるに過ぎざるなり。彼の租税の如きは人民の手に在る富を政府の手に移すものたるに外ならず。元始収入に至りては所有主を變換するにあらずして物の増加に依りて收入するものなれば如何に物を増加するも害なし。然れども單に所有主の變換に依りて收入を増加するは其極途に他の物を奪ひ己れを利するに均しき結果を生ずるに至るべし。故に斯る關係あるを以て政府の収入は濫に増加する能はざるものなり

第三 國家經濟の収入は經費に依りて定まり、一個人の經濟は収入に依りて定まる

已に述べたるが如く國家は永遠を目的として事務を行ふものなるが故に其目的の爲に必要な事項あるに於ては一時國力に不適合なるも尙之れを行はざるべからず。例へば一國獨立の爲め、或は國家全般の安寧を維持するか爲め、其他外國貿易の爲に、築港航海の獎勵を行ふの必要あるに於ては、設令現在人民の一時困難を招くとあるも尙之を行はざるべからざるが如し。是に由りて之を觀れば國家を維持するが爲め、必要な經費は必ず之れか爲に支出せざるべからず、既に之れが經費を支出する必要あらば之れに對する収入は是非共取立てざる可らず。是れ國家經濟に於ては収入は支出に依りて定まると云ふ所以なり。一個人の經濟に於ては事情全く之に反し、日常吾人の經濟は入るを計り、出るを制するものなれば、若し一個人にして彼れも必要なり此れも必要なりとして收支相償はざるの浪費をなすときは如何なる財産資力を有するものと雖も遂に之れに耐ゆる能はずし

て早晚破産を招くや必せり。是又一個人の經濟と國家經濟との相異なる所以の一なり

抑、法律は個人の經濟と國家の經濟とを連結する綱鎖なり。而して已に之を連結する綱鎖たる以上は其綱鎖の強弱と其必要の度合は以て國家の經濟に關する大なると疑を容れず。而して國家の經濟と一個人の經濟とを連結する法律を觀察すれば昔時より今に至る迄凡そ二種の別あり、即ち一は私法Private Lawの原則に依て一個人の經濟と國家とを連結するものにして、一は公法Public Lawの原理に依て連結せるもの是なり。此の如く二者相異なる所以のものは法律の進歩せると否とに依て生ずるとなるか、其之が爲に及はず所の結果に至ては實に大なる者なり。今此二の場合に於て行政並に財政上相異なる所以を見るに、私法の原則に依て國家と一個人の經濟とを連結する國家に至ては人民の政治上有する權利は消極的のものなり、然れども其國家に對して盡す所の義務に至ては積極的のものたり。彼の封建制度の下に在る人民は必らずしも其束縛せらるゝと奴隸の如くならずと雖も政治上積極的の權利を存することなく、其義務に至りては皆に租税のみならず勞力を供し

以て國家に忠順ならざるへからず。而して君主に至りても其權利義務は單に私法上の規定に基き居るものにして君主の權利は政治上の權利として有するものにあらず、只己れの所有する領地の附屬物として之れを有するものたるに過ぎざれば領地を有して初て此權あるを得。加之日常君主の朝廷に奉仕する官吏は均しく政治上の事務を取扱ふと雖も未だ公私の別立たざるを以て公共の道徳、公共の義務、公共の權利等に關する人民の思想は未だ幼稚なるを免れず、只君主に忠を盡すあるを知て國を愛するの情少なく、其朋友に信あるを知て一般人民の爲に利益を計畫することを知らざるなり。然るに政體の進歩と經濟の發達及法律の進歩とに隨ひ、かゝる古代の關係は全く土崩瓦解に歸し、所謂公法の原理之れに代りて國家と一個人とを連結するに至る。此時に當りては君主は己れの利益の爲に人民を支配するにあらずして國家の爲に人民を支配するものなるが故に國家は主にして君主は其代表者たるに過ぎず、而して國家なるものは常に人民を含蓄するものなれば之れが全軀の利益を代表し且つ之れが保護を爲すの責任を有す。然り而して當時法律の範圍は二大部分に岐れ、一個人間の關係を規定するものを私

法とし、其國家と一個人若しくは一個人と公共團體との間の關係を規定するものを公法と爲せり。此思想は第十八世紀の初め頃より漸く發達し現今に至りては國家に關する觀念は純然たる公法上の規定に基き、君主は只國家の臣僕たるに過ぎざるを以て其政を行ふや國家の名を用ふ。是を以て若し國家の爲め必要なれば人民の生命をも要求するとを得ると雖も苟も其目的國家の爲めにあらざれば一毛の微と雖も苟は人民より徴するとを得ざるなり。而して人民の政治上に有する權利は最早消極的のものにあらずして全く積極的のものとなり。或は政治に參與し、或は國家の爲に事業を行ふ等、一にして足らず。

國家の性質此の如く異なるを以て其財産上に及ぼす結果甚大なり。第一種の國家に在りては其収入たる多くは私經濟的の收入にして、例へば王侯の所有地より入る收穫或は政府若しくは王侯の工業等より入る利益、其他手数料の性質を帶ふる租稅等の如し。此等は國家經濟の爲めに收むる者にあらずして君主の費用を辨せんが爲め其私有財産より徴する所の收入なり。故に此等の收入は全く報酬の性質を有する者にして即ち王侯が其財産を貸附けたるより生ずる利得なり。

斯る時代に於ては唯上下共に利益を交換するに過ぎざれども進んで政事社會に於ける利益の交換をなすに至ては少なきを出して多きを得んと欲するは人情の常なれば強者は漸次に其負擔を免れ弱者に重きを負はしむるは必然の結果にして彼の封建時代に於て租稅の不公平と負擔の不公平とは主として之れに原因するものなり。然るに第二種の國家に至りては其の收入は重に公共經濟的の收入なるか故に政府が自ら財産を所有し或は自ら營業をなすに依て得る所の收入にあらずして國家の財政權を利用し強て人民より徴收する所のものなり。而して其収入たる必らずや人民の經濟力に従ひ富者より多く收め、貧者より少なく取り、以て其負擔を公平均一ならしめんとを期し、其得たる收入は全く國家行政上の費用に充て、決して王侯の内廷の費途として用ひざるに至れり。

第一章 財政學の釋義

財政學とは政府の經濟に關する原則并に材料を論ずる所の學問なり。是れ固より余一己の釋義にして古來種々の見解を與ふるものあり、或人曰く財政に關しては原則或は原理なく唯現今の制度法律に就てのみ論ずるものなりと。蓋し是等

は固より財政學に於て欠くべからざる者なれども、若し果して或者の曰ふが如く此學を以て單に現今の法律規則にのみ就て論ずる者ならしめば財政學と云ふよりも寧ろ行政學の一部分たるに過ぎざるべし。何となれば財政學には是等法律規則より要用なる材料を供するは勿論なりと雖も之に加ふるに猶ほ他に種々の原理原則の必要なるものを以てせされば財政學とは稱すべからされはなり。凡そ財政を管理し、又は租税の事に關しては目下の利益を計るのみならず永遠の利害を推究せざるべからず、例へば財政上の需用に關しては如何なる方法に依頼して可なるか、如何なる業務が必要なるか、或は人民の收入は幾千の度まで徴收するを以て適當となすか、又其費用は如何、其方針如何、等を考察せざる可らず。論者或は曰はんとす斯るとは財政に關せずして全く政界に關すへきとなりと。夫れ然らん、然れども凡そ經濟に關する者にして政略に關せざる者は非ざるべし、故に此論據を以て財政學の範圍を狭めんとするは甚だ誤謬の説たるを免かれず。抑も財政學の性質たる一方に於ては政治學に依り、他方に於ては經濟學を根據とする者なり、故に租税に關する法律を論ずる場合、會計、豫算に關する事を定むる場合に

は他の行政と更に區分するとなきなり。唯其異なる點は他の行政に於ては各最終の目的を有す、例へば罪人を罰する事、或は軍隊を養成する事の如きは是れ軍隊に關する行政の目的にして是等の範圍を超て他に目的なきなり、之に反して財政は財政其ものは目的を有するに非ずして他の爲に方便を興ふる所以を講ずる者と謂ふも可なり。例へば租税を徴收するが如きは其租税徴收を目的と爲すにあらず、或は軍隊養成の爲め、或は人民保護の爲め、或は外國に對して必要なる費用を辨するが爲め等にして決して純粹なる行政の如く特別の目的を有する者にあらざるを知るべし。

以上財政學の釋義範圍等を陳述し了りたれば之より進んで財政學と經濟學との關係如何を一言せん。此二者の關係たる最も密接離るべからざる者なり、蓋し財政學上國家を以て一の大なる共同經濟の團體と見做すときは是れ財政學は一の純然たる經濟學となるなり。何となれば政府が租税を人民に賦課して之を自己の收入となすに當り、其收入、人民の資力を傷くるとなく、而して之を使用するに費途其宜きを得、最少の費用を出して最多の結果を得るを助め、而して財政學なるも

の之か解釋を興ふる者とせば、財政學の國に對する位地は是れ全然一の經濟學にして恰かも經濟學の一己人に對すると毫も異ならざればなり。故に此點より觀察を下すときは財政學は經濟學の一部と爲すも妨げなきなり

第二章 財政學の歴史

財政學の歴史を釋ぬるに紀元千六百年代までは全く此學問の名稱だも知る者なかりし。抑古代の亞細亞諸國及希臘羅馬等には財政學を胚胎せしむるの材料なきが故、從て斯學の起らざるも亦宜なり。希臘羅馬等に於ては政府の收入は現今文明諸國に於ける政府の收入と其性質を異にし、第一屬國の貢物、第二政治上の權利を有せざる人民、即ち自由を許されざる人民の貢物に依て其財政を支持したるなり。斯く政治上の權利なき人民、或は其國統治權の下に立つ所の人民の貢物に依て一國財政を支持せる時代に在ては焉んぞ吾人か攷々考究して止まざる財政學の必要あらんや、况んや租税に關して人民の權利を論ずるの必要あらんや、况んや又人民の貢物として出したる以上は之に瘼を容るゝを得んや、是れ古代に在ては財政學の必要なく從て其起源を見ざる所以なり。降て中古諸侯割據の時代に

及んで一國政治上の費用と君主私の費用とを問はず盡く官有財産より支辨せるが故に諸侯は自己私有の財産を支出し、其費用を支持したるを以て人民は固より之に瘼を容すへき理なし、是れ中古時代に於ても財政の起らざりし所以なり。蓋し財政の起るは國家の思想發達し、費用漸く繁冗を來し、爲めに私法上に原因せる財産を以て勢ひ支辨し能はざるに至り始めて其必要を覺ゆるに當りて起るものなり。復昔世は政府の事業増加せば其事業の成功を期するに必要なる費用も亦増加し政府の爲すへきと繁多なるに從て其費用も漸次増加せざるへからず。故に中古の終りに及び或は常備軍の設立、或は政府官吏の増加、其他文學經濟上の發達進歩に隨伴して國家の爲すへき事業の増加したるは明なる事實なり。於是乎一方は費用の増加に迫られ、一方は人民の國家に對する思想一變したるより千有餘年希臘の哲學家アリストートルの唱導せし政治學も當時の民情に適せざるに至れり。蓋し一國內に於ける人民と主權者との關係はアリストートルが政治學に於て説きたる理論と契合する能はざるに至れり。斯の如く人民と主權との關係漸く一變せんとするに際し主權者の人民に要求する所の者は政府の收入とす、然

るに其收入を得るには一定の規律を以てせざるべからず、此に至りて當時の學者間に始めて政府の收入若くは費用に關する學問上の議論を講究するの必要起りしは自然の勢と謂ふべきなり。而して此事に最も早く着目したるは佛國の政治學者ボードン(Bodin)なり、彼れ謂らく國家なる者は一の最上權に治められ其最上權を有する國王は自ら政治を行ふに必要な費用なかる可らず、既に其必要ありとせば勢ひ財政なかるべからず、然るに國王は最上權を有するか故に其人の意志に一任せば危險なる場合なしとせすと。是れボードンが財政には必ず其制度規定なかるべからずとの觀念を懷きたる所以なり。然れども此時に當りては現今の如く租税を徵收するともなく、唯國王は己れの私有財産を使用したるが故にボードンも未だ租税を以て政府の必要な收入とは思考せず、左の七種の收入に限りにて是れりとせり(一)私有財産(二)分捕物(三)人民の慈善金或は寄附(四)諸組合の冥加金(五)商人の冥加金(六)利益金(七)屬國の貢賦是なり。是に由て觀れば當時政府若くは國王の收入には全く租税を含蓄せざるものたるや明なり

以上陳ふる如く、太古及中古に於ては財政學の起るを見ず。而して財政學の基本

ども謂つべき租税の萌芽を來したるは十七世紀已來の歴史に徴し始めて見るところにして今財政學の歴史を大別せば三時代と爲すを得べし。第一期は十六世紀の終りより十七世紀の始めに至る、此時代に當り最も注意すべきは政府若くは國王の收入は二種の源因より生ぜし事なり。即ち一は外國に對する關係より生ずるものにして輸出入に課する所の關稅の類是なり、一は國內に在る收入の源たる爵金或は國王の特權を應用して以て獲る處の收入、或は沒收、或は私有財産より入る所の收入等是なり。由是觀之當時既に人民の財産權を直接に侵さざる間接稅起れり、是即ち財政學の依て起る所以にして政治家等亦財産に關する事項を講究せざるを得ざるに至りし所以なり。當時の財政家の持する目的を推想するに唯觀意國庫を充さんとを是れ努め、爲し得る限り多額の收入を取立んとを以て其終極の目的とせり。故に其結果人民の經濟には如何なる影響を及ぼすか、或は國家の經濟は如何に處理すべきか等にも毫も注意せざりし爲め、勢ひ人民の財産權を侵害するの弊害起り、爲に租税の原理原則とも稱すべきもの必要なるに至る。是れ財政學の第二期に遷移する所以なり。第二期は十七世紀の初めより十八世紀

の及ばに至る、此時代に當り尤も其論の烈しかりし學者はヴォーバン(Vauban)モ
 テスキエト及尙農學派(フイヨクラット)に屬する經濟學者等なり。ヴォーバ
 及び尙農學派の經濟學者は租税を論ずるに經濟上より其論點を定め、モンテス
 キエーは政體上より論ずるの差あり。先づモンテスキエーの説を叙述せんに、租税
 は國の政體に依て其輕重を異にす、共和國に於ては人民の自由を享有すること多
 くして敢て主權者の束縛を蒙むるとなき故重き租税を負擔するも可なり。又
 憲國に於ては人民自由の權利を享有すると共和國の人民に比するに稍狹隘な
 を以て租税亦稍輕きを要す。然るに君主獨裁國にありては人民は全く自由の地
 利を有する能はざるを以て君主に收むる所の租税は最も輕減せざるべからず。
 又曰く共和國に於ては人民自由の權利を有するか故に人民を束縛箝制するか
 き租税を其自由の人に賦課するは甚だ道理に反背す。故に宜く人身に關せざ
 所の土地に課税すべし、反之君主獨裁國に在ては人民は自由を享有せざる故に
 頭税の如き最も適切なるものなりと。ヴォーバン及尙農學派に屬する諸家の
 旨は主として人民經濟上の狀決に依て其根據を定め租税の爲め人民の困難等

來すとなからしめ、努めて租税負擔を公平ならしめんとを期したり。蓋し此事ハ
 る最も重要な論點にして學者の租税を徵收するには宜く人民の資力に據ら
 る可らすと云ふに至りしは此主旨を以て其根據と爲したるに外ならず。ヴォ
 バンは當時佛國に於て國王か人民より租税を徵收するに其標準とする度なきを
 見て租税は土地收入の總額の十分一(Dime royale)を度として徵收すれば可なり、
 此度を超過せば人民を傷ふと蓋し極少ならざるべしと云へり。於是乎租税徵收
 には豫め一定の標準なかる可らすとの思想人々の腦裡に浮ひたり。尙農學派は
 猶一步進みて租税を徵收するには須らく其税源を熟察すべし、若租税にして人
 の資産を害せされは可なり、之に反して人民の資産に損害を與ふる如き場合
 は強て之を徵收すべからず。而して其税源の徵收す可らざる種類は他なし、土
 地より收入する税源を除き他は盡く人民の資力を損傷する者なれば敢て租税を
 課すべき者にあらずと。是れ單一租税主義の因て起る所以なり。斯の如く尙
 農學派の諸家は經濟上生産の道を局り、唯土地のみ真正の生産を爲す者と考
 察し、業の如き若くは商業の如き皆盡く富を生ずる者にあらずとなしたり。今其意

有る所を察するに土地は始め費したる種子及肥料等よりは收穫の時に至りて幾十倍の生産をなし世界の富を増加すると巨大なる者なり。是れ土地生産の他の營業に異なる所以なり。反之工業の如きは製造物成功の後には幾分か其價格を増加し幾分か富を増加するか如しと雖も其製造物成功する迄には幾許の費用を要せざる可からず。故に縱令其價格を増加したりと云ふとも勞力者か其事業に専事する間に消盡し敢て世界の富を増加する事能はざるなりと。此説たる實に今日より回顧すれば固より奇怪なる説にして到底齒牙に掛くるに足らざる謬説なりと雖も當時に在りては其勢力最も盛にして彼の縦逸の諸侯伯の如きは此説を採用し爲に大失敗を招きたると史上明瞭なる事實なり。然れども此説の起因するは財政學の大に發達進歩したるの證にして前一期間に比すれば著く進歩したるものなりしや明かなり。

第三期は十八世紀の中頃より千八百七十年頃に至るの間にして財政學は此時期に於て大成したりと云ふも不可なかるべし。此時期は實は租稅原則の上に於ても一大改革を見るに至りたる時にして彼の租稅は正義ならざる可らずとか或は平等ならざるを得ずとか云へる思想は其第一期及び第二期に在りては絶えて見ざるを得ざりしものにして其の之を見るに至りたるは此時期に在り。斯かる思想の勃興は素と十八世紀に於ける哲學上の學說に變更を來したるに因らすんはならず。十八世紀の中頃に至るまでは世間何事も人爲によりて之を左右し得可しが如く考へたりしは世間一般の思想にてありしが此時代に至り人心の傾向一変宗教の勢力若くは希臘哲學の羈絆を脱してより以來は人々の思想滔々として自由主義若くは平等と云ふ事に傾向するに至れり。是に於て平經濟の學說亦此思想の制する所となり、租稅は平等ならざるべからずして人の階級によりて差別を立つるは不當なりと唱ふるに至り、遂に有名なるアダム、スミスの所謂租稅の四原則なるものを胚胎するに至れり。アダム、スミスの所謂四原則とは、曰く租稅は平等ならざる可らず、曰く租稅は確定ならざる可らず、曰く租稅は好時期に於て徵收せざる可らず、曰く租稅は之を徵收するに多額の費用を要す可らずとの四項目なり。此四原則や曾て氏の國富論に於て論じたる所にして一家言に過ぎざるの觀ありと雖も、要するに當時西歐羅馬人民の思想を代表したるに外ならずと云ふべし。

去れば此議論の一大び世に出づるに及び學者論客靡然として是れに唱和し當時の政府に要むるに租稅賦課の標準は専ら此原則に據らん事を以てしたりき。然れども舊例故格は一朝にして之を打破すべきに非ざれば斯の如く靡然たる世人の唱和要求は滔々として盛なりしにも拘はらず其實効は著るしき結果を見るに及ばずして終れるものゝ如し。去りながら此思想は漸次其勢力を逞ふし近來の國財政の改革は此學說を實際に應用したるものなりと云ふも敢て過言にあらざるの觀を呈するに至れり

由是觀之、財政學の進歩發達は經濟學の進歩發達に伴ふものにして經濟學の發達一步を進むれば財政學の進歩亦一步を轉ずるものと云ふも可なるが如し、然れども是れ唯一方の觀察たるを免かれず。更に進んで財政學の發達したる所以を觀察するに經濟學の進歩の外、他に是が發達を促がしたる源因あり、即ち獨逸行政學の影響を蒙むりたるとは是なり。今少しく之を説明せん、獨逸にては近世紀の初め頃より王侯の財産を管理する學、即ち王侯財産管理學なるものを生じたりしか、此學を唱へたるものは重に王侯の財政官にして此財政官の職とする處は其名稱

の現はすか如く王侯の財産を管理するに在りき。斯の如くにして唱へられたる所謂王侯財産管理學なるものゝ發達するに従ひて遂に今の所謂財政學と云ふが如き一層範圍の廣き學問となるに至りたり。然り而して所謂財政學なるものゝ世に出でたるは今世紀の初めに當り獨逸の學者マルカスが財理行政の著述に於て財政學の一部分を論述したるを始めとし、爾後十數年を経て同じく獨逸の學者ラウなる者其著經濟全書の應用經濟の部に於て之を論じたるを以て嚆矢とす。此に於てか知る、財政學の發達は經濟學の進歩と行政上諸制度の發達との相折衷より生じ來る者なることを。而して經濟學の進歩と云ひ、行政上諸制度の發達と云ひ、皆十八世紀の中頃より十九世紀の七十年即ち財政史第三期の發生物たるを知らば、財政學の大成は第三期に在りとの前曾果して吾人を欺かざることを知る可きなり。然らば十九世紀の七十年より今日に至るまで、即ち財政史の第四期とも云ふべき時に於ては如何なる進歩發達を爲せしやを考ふるに、從來發達せる學說に更に附け加へられたる一理論あるを見る、何ぞや曰く彼の講壇社會黨と稱名されたる學者の一派によりて附け加へられたる理論是なり。此の理論や此

來の學說即ち自由主義若くは平等などとは遙かに異なる意思より由來せるものにして今其所説の主意とするところを聞けば、曰く現今經濟社會の組織を通觀するに抜き難き病患あり貧富の不平均是れなり。此病患其傳染の甚だしきに至るては遂に國家の成立を危からしむるの憂なきにあらず。故に未だ病毒の甚だしからざる中に其患を除かざるを得ず、之を除かんと欲せば國家の權力を應用して是れが調和平均の方法を講せざるを得ざるなり。人民貧富の懸隔既に調和せざる可らず、其不平均之を平均せざるを得ず、故に租税の公平ならざる可らざるは其る事ながら更に進んで人民の幸福利害を調和平均せしむるの手段を爲さざる可らずと云ふに在り。是に於て財政學の面目一變し財政學の關する所は皆に政府の收入及び支出の整理に止まらずして一國經濟上の政略をも論せざるを得ざるの觀をなせり、人若し此學の素手たるフクチャルの財政書を精かば其然る所以を知悉し得べし。斯の如く漸次財政學の面目を改むるに至りたるも亦決して謂れなきにあらず、即ち近來經濟社會の變動より財政學に於て論ず可き諸問題大に増加したるが故に以前の範圍を守るとの難きに至りたるなり。所謂諸問題とは有密

なる間接税は之を廢棄す可きと、或は收入を以て單一の税源と爲す可きと、或は民生計の最少費用を免税すること、或は米商株式商等の收入する不特の儲には重税を課すること、或は又奢侈品に重税を課すること等の謂ひにして、是等の諸問題は皆古昔に無くして新に今日に生ぜり。故に是等の諸問題を論ずるに當りては古來の學說思想決して其の是非得失を斷じ易からず、必ずや時々之の事情理論を以て之を判斷せざるを得ざるなり。是れ財政學に關する學說の漸次其面目を經濟學の附屬物視せらるゝの見茲に全く止み、國家財政學に關する事項は財政學として獨立の地位を占めしむるに至りたる所以なり

第一編 政府支出論

第一章 支出總論

政府歳出の事、政治上の緊要問題となりたるは全く近世公法上の發達に基きたるものと云はざるを得ず。蓋し前述したるが如く、政府若くは君主の歳入人民の囊中より出でず君主の私有財産等より之を收入したる往昔に在りては之を支出消費する所以の方法に對し人民の喙を容るゝの權利なかりしは言を俟たざる事にして其歳出を既定し之を消費する所以の方法に就き兎や角攻究の必要を見るに至りたるは全く近世政體の發達より是が人民たるもの政治上の權力を有するよとなり、従て政府の政略上に參與するを得るに至りたるに原因するは明白の事なり。然れども是れ唯原因の重なるものを擧げたるのみ、此原因と共に同一の方向に向て其影響を及ぼし均しく政府歳出の事をして政治上の緊要問題となさしめたる他の原因なしとせず。夫れ一般學問の進歩と共に法律思想の發達を促がしたるが爲り人民の財産權を確定するに至りたるが如き、或は世運の進歩と共に政府の爲す可き事業の増加したるに因り政府の費用も従て増加し最早君主私有財

産の之を辨するに足らずして人民の財産に依頼するの止む可らざるに至りたるが如きは是なり。古昔政府の歳入既に人民の財産に依頼せず君主私有の財産以て之を辨するに充分なりき。故に當時に在りては人民自ら政府の歳入及歳出を計畫して之を調理するの必要なかりしは勿論、且其所謂君主の私有財産より入り來る所の收入なるものは重に物品より成立ち之を代表する通貨より成立つと今日の如くならずりしかば今日の如く財政上の豫算の必要もなかりしは素より當然の事にして財政上豫算の必要を見るに至りたるも亦極めて近頃の事なりとす。佛蘭西に於て豫算事務の世に出でたるはヒリツア、ルーベルの時代を始めとし、我が帝國に於ては大寶令に於てわづかに之を瞥見するを得たる後ち明治政府の今日に至るまでは絶えて之あらずりき。斯の如く財政上豫算の必要あらずりしは當に當時政府若くは君主收入の性質然るを得たるのみならず、復た古昔政體上の關係に於て是あらずるも決して差支を生ずるとなかりしなり。何となれば政體の發達未だ其域に達せず人民政治上の權力未だ全からざりし時代に在りては人民少しも是れに干與するを得ず、政府若くは君主の歳出悉く君主或は其宰相の專

断に一任し其爲す處に任せられたればなり。而して任せられたる君主或は宰相と雖も當時社會の大勢は沈滞して活動せず其爲す可き事業は概ね舊例故格を正ふに過ぎず、從て消費する處の歳出にも變動を生ずるとなかりしを以て豫め年々の歳出入を計算して其財政を計畫調理するの必要を見ざりし事當時の常勢なりき。然るに現今に至りては社會の大勢茲に一變し復昔日の如く沈滞不動の有様
に似ず社會の機構は活動更新し政府の事業從て踵を接して起り舊例故格決して政府の専業となすを得ざるに至り歳出從て變動するに至れり、是れ今日財政上豫算の止む可らざるに至りたる所以なり。加之政躰發達して憲法の制定を見るに至りし以來政府の人民に徵收する處は悉く法律規則に準據せざるを得ず、人民の協賛を得たる者より外は一毫も人民の財産權を冒して之を取上ることを得ざるゝ
ととなりたる以上は是れか政府たるものは豫め年々の歳入出を計算して之を、
民に明示せざるを得ざるや自然の勢なり。現今國家歳出に關する問題の緊要なるに至りたること夫れ斯の如し。而して今國家歳出の性質は果して如何なるものなるや、
豫言せば國家の歳出を要するは如何なる事業を爲す可き爲めなるや

國經濟事業の生産入費を要するに異ならざるものなるか、將た又其性質是れに共なるものなるかを考ふるに、元來一國政府の爲す可き事業たる一種特別の性質と有し、單に有形の利益を目的とする經濟事業とは自ら區別せざるを得ざるものなり。是れを以て其是れに消費する處の歳出の如きも費したる費用に相當する結果を望むべからず、又一層是れより大なる結果を望む處の私經濟上の生産事業に放下したる生産入費の如くなるを得ず、是れより得る處の結果之を目前に現出せしむるを得ざるなり。蓋し政府の爲す可き事業は多く無形若くは精神的に屬し經濟事業の如く有形的若くは物體的に屬せるを以て經濟事業の如く之を完成したる後其費したる費用と其れより得たる結果とを比較して其損益得失を判断するを得ず、從て政治上の事は其結果の如何に由りて生産及不生産の語を應用し得ると經濟上の事の如くなる能はざるなり

唯夫れ政府の爲す可き事業は多くは無形なり、其の費用と結果とを比較して事業の成否を判断すること難し。故に國家の歳出は勢ひ増加の憂ひなきを得ず。何となれば或る事業に投入したる費用と是れより生出する處の結果とを比較し以

てて其の利害得失を判断するの容易なると經濟事業の如くなるを得るときは其の企てたる事業の果して効を奏したる者なりや否やを知ること亦容易なるを以て事業の興廢に關する胸算を定むること敢て難からざる可し。されば事業の奏効勝きにも拘はらず、盲目的に之を繼續するの愚或は無用の事業を起すが如き痴を學ぶの虞甚た少く、從て費用増加の憂賊に少かる可しと雖も、政府の爲す可き事業の性質全く之に反して事業の奏功知り易からず、知り易からざると共に知らず雖らず費す所の費用多きを致すの恐れありとす。况んや政府の歳出は之を費す人と之を拂ふ人とは其利害を問ふせず、却て拂ふ人の害は費す人の利にして二者痛痒の感を異にするの觀あるに於てをや、政府の歳出増さへらんと欲するとも皆得可けんや。是を以て謹嚴ならざる所の政治家は其事業の擧ると否とに意を傾けず徒に雑多の事業を起し、只管歳出を増加して少しも顧みるとなく揚々然として自ら得たりとする者あるは敢て珍らしからぬ事なり。然れども政府の事を爲すや最少の費用を以て最多の結果を收む可きと敢て一國に於けるも一箇人の經濟事業と異なるとなければ細心なる政治家は小心翼々以て勉めて空費なからんとを期せざる可らざるなり

とを期せざる可らざるなり

財政上務めて空費なからんことを期せざる可らざると斯の如くなるにも拘はらず、近世に於ける各國財政上の有様を觀察するに、其立君獨裁國なると立憲君主國なると或は又共和國なるとを問はず何れの國も昔年を逐ふて歳出増加の傾きあらざるはなし。單に公法上の見解を以て之を觀察する時は元來立憲君主國或は共和國に於ては人民政治上參政の權利を有し、從て一國政府の財政上に容喙し國家の歳出を制限するの權力を有する者なれば、其全く之を有せざる處の君主獨裁國若くは君主專制國に比すれば大に政費を節減するを得て歳出の増加を防ぐことを得るの理なり。然るに上述したるが如く年々歳出増加の傾向あるは是等公法上の關係に由りて其趨勢を異にせざるを觀れば歳出増加の原因は他に之を求めざるを得ず。何ぞや、曰く近世に於て政府歳出の増加するに至ると其古昔に在りて歳出の増加ありたるとは自ら其據る所を異にし、古昔に在りて政費の増加するは僅に君主の奢侈に耽けるあるか、或は是れが宰相たるもの好んで無用の新事業を起すか二者其一に居らざるを得ざりしが、現今各國政費の増加は決して斯の

如きものにあらず、政府之を爲すと云はんよりは寧ろ人民好んで政費増加の趨勢を促がすものと云ふこそ却て適當なるが如き有様なり。是れ立憲君主國若くは共和國に於ては公法上の關係に由り政府の歳出を制限するの權力を有するも其甲斐なく、其之を有せざる君主獨裁國若くは專制君主國と均しく歳出の増加の方向に進みつゝある所以なり。然らば現今の人民たる者何故に自ら求めて政費の増加を促がし各自負擔の重からんとを希圖するや、思ふに人民敢て之を欲するにあらず全く逆置政治上或は經濟上進歩發達の關係上自ら然らざるを得ざるに由る。茲に現今政治上の有様を觀察するに之れを外にしては各國相對峙して互に權衡を争ふの勢あり、之を内にしては箇々人民の關係繁雜なるが爲め箇々政治上の干渉を要することあり。又經濟上より之を觀察するも之を大にすれば世界各國利益競争の時代と云ふ可く、之を小にすれば國內農商工業の競争盛に行はれ是れ亦政府の爲す可き事業を増加せしむるの原因となる、人民の政府即ち國家の權力を盡りて其利益安全を計らざると斯の如く、政府の爲す可き事業の増加すること夫れ斯の如し、政府爲す可きの事業既に増加す、然れば則ち之を支持する所以の

歳出増加せざらんと欲するも豈得可けんや。是に於てか知る、現今政府歳出の増加は政府之を爲すにあらずして人民之を希圖して増加せしむるに同じきことを。夫れ然り、然るが故に若し經濟上の言葉を以て此關係を説明するときには人民は相當の價値を出して政治上の貨物を購買するものと云ふ可きなり。人民は多くの價を以て政治上の貨物を購買す、故に現文明諸國政治上の有様を觀察するに何れの國に於ても政府の權力は次第に増加し、政府の權限從て擴張せらるゝに至るは一般の大勢なり。今一二の例を擧げて之を説明せん、千六百八十年より千八百四十一年に至るまでの中間殆んど二百四十年の間に於て英國の人口僅かに三倍の増加ありたるに過ぎざるも其歳出は殆んど四十倍の高額に達したりと云ひ又佛國の如きも其十九世紀の始めより今日に至るの間に於て増加したる處の歳出は實に莫大の多額なりと云ふ

現今政治上或は社會上の進歩發達に連れて政府の爲す可き事業の増加し政府歳出の増加すること上述したるか如し。故に斯かる形勢を以て年々歳々同一の方向に進むとあらば政府事業の増加や驚く可く、是れに伴ふ歳出の増加や實に大なる

る可くして人民は其負擔の重きに堪へざるに至る可く、政府亦其繁雜を忍ぶとを得ざるに至るへし。此に於てか現今文明諸國に於ては所謂地方分權若くは地方自治制なるものを利用し、政府は漸次其事業を割きて地方の自治に移さんとするの傾向を生じたり。故に一旦自治制を布き地方の分權を實行したる國に在りては政費の計算自ら異ならざるを得ず、單に中央政府の歳計豫算に據るのみにしては未だ一國政費の全額を知悉する事充分ならざるなり。蓋し一たび自治制を採用したる國に在りては從來中央政府に於て舉行し來りたる政務も之れを分ちて地方の自治縣をして之を行はしむると上述の如くなるを以て中央政府に於て支出する政費の外に地方自治縣に於て消費する處のものなかる可らざるは自然の勢にして其一國全縣の政費を知らんと欲するには中央政府の歳計豫算によりて之を計算する外に地方自治縣に於ての經費をも併せ算せざるを得ざるの理あるに因るなり。加之政治上の發達斯の如き域に達したる國に在りては人民の政治に熱中するとも亦盛んなるが故に、中央政府若くは地方自治縣に於て支出する所の公費の外に政治上奔走の爲めに人民の私に費す所之を約言せば政治上の私

費亦尠からざる可きを以て嚮きに所謂政治上の貨物を購買せんが爲めに人民の費す處の全價を知らんと欲する場合には是等の政治上私費をも併せ算せざるを得ざるものと知る可きなり、政治上の貨物亦高價ならずや

第二章 政府の事業を論ず

國家の爲す可き事業の如何なるものなりやは其範圍漠然として一定の理を以て判別す可らず、國により時によりて異ならざるを得ず。故に古より學者論客の説く所一ならず、或は之を解するに經濟上の見を以てするあり、或は又政治上殊に憲法上の點より之れを解釋せんと欲するものあり。而して經濟上の點より之を解するものも所説を聞くに曰く、政府の爲す可き事業は干渉の主義を執るべしと論ずる者あり、是れ其第一種にして、放任の主義を以て政府の爲す可き事業の範圍を定むべしとする者は其第二種なり。次に憲法上即ち國家權力の成立上より之を解釋せんと欲するものは前者の如く單に哲學上の議論を以て満足せず、更に進んで法律上の見解を應用して國家の目的を解剖し以て政府の爲す可き事業の範圍を定めんと欲するに似たり。其説に曰く、國家の目的は凡そ三種の外に出で

ず第一國家の權力に關する目的、第二法律に關する目的、第三國家の安寧幸福に關する目的是なり。國家の成立するに當り其人民に對し外國に對して爲さしむを得ざる處の目的は斯の如し。然りと雖も此三種の目的は國家の性質によりて時に厚薄の差なき能はず、換言せば第一の目的を以て最も重ず可き政府の事業と爲さしむを得ざることあり、或は第二第三の目的を以て國是の重んずべきものと爲さしむを得ざるとあるなり。例へば古昔兵力を以て其國家を維持し、或は外國を征服せんと企てたる時代に在りては政府の最も重ず可き事業は第一の目的にして彼の古の羅馬帝國及びアッソリヤ帝國又は近世魯西亞帝國が兵力の養成を以て其國是となすが如きは以て例となす可きなり。此他現今政治の發達進歩と共に人民の法律思想大に伸暢したる時代に在りては、第一の目的即ち國家權力上の事業の必要なるは勿論なれども法律に關する目的及び安寧幸福に關するの目的亦深く注意せざるを得ざるに至り、之を蔑視すると決して古代兵力の養成武備の隆盛を以て國是と爲したる時代の如くなるを得ざるが如き、亦以て之を證するに足る可きなり。

時勢の如何を國情の異なるに従て政府の爲す可き事業の目的に輕重の差あるは去ることなかり、唯も國家を爲す以上は右の二目的共に之を等閑に附し去ると得ざるや勿論なり。况んや現今世界各國の情勢たる一方に於ては、種種巨艦を運んで互に相對峙し、利刃鋭鋒互に相睥睨するの凄觀あると共に、他の一方に於ては封建の制一たび廢れて中央集權の制茲に勃興するに至りたる以來、國家の民を治むるや専ら武斷の政に依照し得たる古昔の如くなるを得ず、今は漸くに法律の世界となり、法律制定の事は政府事業の重なるものなるに至りたるに於てをや。就中政府の爲す可き第二の事業即ち法律に關する目的は現今の如く、政體の改革と共に人民自己の權利義務に關して意を用ふることを著しく、國家の政を人民に布かんとするに當りては主として先づ人民の權利義務に如何なる影響を及ぼすかを審査せざるを得ず、若し之を察せずして少しにても人民の權利を侵害するが如きとあるときは、愈も輿論の批難攻撃四方に起る場合に在りては殊甚其必要を増加する者と云ふべし。蓋し斯の如き時勢に在りては如何なる事と雖も治者一己の意見を以て之を斷する能はず、必ずや一々之を人民に告知し、豫め其承諾を得て然る

後ち之を處理實行せざるを得ざればなり。唯夫れ然り、然るが故に政府の爲す可き事業は一にも法律二にも法律と云ふが如く、政府にして爲す所なくんば則ち止む、苟も爲すあらんとするときは法律に依るの外亦他に道なく、是に於てか所謂法治國の名稱を生じ、國家の安寧秩序は法律に依頼するより外に道なしと云ふこと一般政治家の承認する所となるに至れり。斯る場合に在りては國家の目的は法律に依りて以て國家を維持するものと云ふ可く、換言すれば國家の目的は法律に存すと云ふも取て不可なきなり。

以上二目的の外、古昔文化の未だ發達せざる時代に在りては是れなかりしも近世社會の發達文明の進歩と共に政府の爲す可き事業中に數へらるゝに至りたる第三の目的あり。即ち安寧幸福に關する目的にして現今國家の成立上若くは社會の繼續上より觀察するときには此目的こそ眞に國家の目的と言ふ可きものなり、故に或る學者の如きは國家の目的は人民の安寧幸福を増進するに存すと斷言する程なり。而して前述したるが如く、此目的は元來近世文化の發達及び經濟上の進歩に連れれば生出したる者なるを以て世の進むに従ひ政府の爲す可き事業中此種

類に屬する事業の増加するに至るは自然の勢なり。彼の社會主義に關したる問題或は勞力者に關する問題、或は又交通に關する問題の如き皆人民の安寧幸福に關する行政問題にして古昔に在りては決して見る能はず、悉く近世經濟社會進歩の結果なるを見て其然る所以を解得し得べし。加之近來政府の處置舉動に就き起る所の輿論の批難若くは賞讃は重に是等の目的に關し、又人民が政治上の貨物として政府より得る所の利益も是等の事業に關する所多きに居るを見れば、國家の目的は人民の幸福安寧を増進するに在りと揚言したる學說敢て誇大の言とのみ一概に抹殺す可らざるものあるを覺ゆるなり。斯く政府の爲す可き事業を解釋して第一第二及第三の目的となすと雖も固と是れ理論上の解釋たるを免かれざるが故に、以て完全無缺の解釋と爲すは大早計の驕りを免かれざるべし。去りながら政府が政を爲すに當りては大體上施政の標準と爲す可きものゝ存せざるを得ざるは言を換たさるなり。

以上は是れ政治上より政府の爲す可き事業の範圍を觀察したるものなるが、次に經濟上の眼光に由り放任の主義を執るものは政府の爲す可き事業の範圍に就き

論して曰く、政府は勉めて人民に不都合を與ふる所の障礙物を除去し以て人民の動作に自由なる運動場を作り出すことを以て其任と爲さるべからず。他語以て之を説明すれば、政府は人民の爲に直接に手を下して自ら事を爲すを要せざれども人民が事を爲すに當りて是れに便利を與ふる様、豫め注意する所なくんばあらざるなり。其關係も人身の健康を欲せば或る疾病に適切なる藥餌を投ずるを以て足れりとせず、常に身軀自然の運動をして自由活潑ならしめ以て衛生の道に背かざらんとを期せざる可らざるが如し。去れば良醫の爲す所を見るに其病を醫するや、一方には其病に適切なる藥餌を投ずると共に他の一方には衛生の法に準據して體質の壯健を促がし以て疾病除去の手段となす、是に於てか病魔の人身を襲ふとあるも豈害毒を爲すの餘地あらんや、之れ決して恐るゝに足らざるなり。政府の爲す可き事業亦斯の如く人民の爲に直接の害を除き直接の利益を企圖するのみにては未だ政府事業の良好なるものとは云ふ可からず。之を爲すと共に自然の趨勢に従ひ、間接に人民の動作に不便を與ふるものは之を除き、便利なるものを助けて是が發達を促し、何れにもせよ人民の運動をして活潑自由ならしむる

難注意する所なくんば決して政府は其職を全ふしたる者と云ふ可からざるなり。夫れ唯政府は人民の自由に運動し得る所の運動場を作らざるを得ず、故に彼の人民自ら自由に運動し得る處の能力を備へ、且つ種々錯雜なる事業を營むに充分なる智識を蓄へたるにも拘はらず、是れが政府たるもの無用の干渉を爲して壯者に杖を授け若くは是れが手を執りて其傾き倒れんことを氣遣ふに異ならざる愚を學ぶか如きは策の得たるものとは云ふ可からず、宜しく人民をして種々の營業を爲すに便利なる餘地を得せしめんことを勉む可きなり、是れ經濟政略上に於て文明政府の銳意是が實行に従事す可き政策と云ふべし。果して然らば之を爲すの道如何、後言せば人民の運動に便利なる條件を作爲し若くは之を爲すに都合よき場所を與へんと欲せば政府は如何なる事を爲す可きか、如何なる事業は以て人民の運動場を作るに適當なるかと云ふに、左の五種の事業を以て此目的を達するに於て政府の爲さるべきを得ざるものとすべし。即ち(一)人民の私利を目的として舉ぐ可からざる事業、(二)人民普く其利益を享く可き事業、(三)若し事業をして有用にして且便利ならしめんとせば其規模を大にせざるを得ざる事業、(四)後世の爲に必要

なる事業及び(五)事業の性質競争を許さざるもの是なり

(二)人民の私利を目的として擧ぐ可らざる事業 凡そ人民の爲さんと欲する所の事業は一として己れの私利を目的とせざるものなし、故に或る事業にして利益を収むることを得るの見込あらんか、人民たるもの競ふて是れに従事すべしと雖も若し之に反するときは更に之を顧みるものなかるべし。然るに國家の爲さざる可らざる事業は悉く收利の見込あるものにあらず、中には縱令現在の利益を犠牲に供するも國家を維持し百年の大計を圖る爲には萬止む可らざるものあり。即ち軍事に費す所のもの、或は外交政略若しくは司法事務に費す所のもの、如きは一國の獨立を維持し、其軀面を潰さざらんが爲には一日も欠く可からざるものなりと雖も、是等事業の結果としては唯費用を要するのみにして之を償ふ所以の有形的利益は毫も収むるを得ざるが如き是なり。然らば私利を目的とするの事業にのみ汲々たる人民をして是等の事業に従事せしめば如何、其長米を望み得可らざるや明白なるべし。是れ國家全軀を維持し、其注目する所の利害得失は國家全軀の利害得失にして而かも永久の性質を有する所の政府是等事業の經營に當ら

ざるを得ざる所以なり、死んや是等の事業は皆人民の運動をして便利ならしむるに於て一日もなかる可らざるものなるに於ておや。看よ、人民の權利義務は司法事務の爲に確めらるゝにあらざや、又見ずや、人民の安然として各自の職務に勉勵するを得るは軍事ありて外國の侵略を防ぎ外交事務ありて一國の政治上及び經濟上の地位を保護するに因ることを

(三)人民普く其利益を享く可き事業 今政府の爲す所を見るに其事業中或は一種格段なる種類の人民に必要なれども他の人民は少しも利害得失相關せざるものあり、之れに反して人民の誰れ彼れを問はず一般に其利益を享く可きものあるを知るなり。即ち華族の世襲財産に關する所の規則は籍を華族に列する人のみの保護を爲し、他の人民は少しも是れが爲に痛痒を感ずるとなきが如き、或は商法に關して利害を有するは唯商業に従事する一階の人民のみなるが如きは、前者の例にして、人民の華族たると士族たると或は又平民たるとを問はず、其商たると農たると工たるとに論なく、均しく是れが利益を享受する所の警察、行政、司法事務及び教育制度の如きは後者の例なり。蓋し人民の安寧幸福を保護し、權利義務を確め

智識の發達を促すの事は決して人民の種類に由りて等差を立てず各人悉く是れが必要を感ずるものなればなり。其他交通に關する交通行政若くは交換取引に要用なる貨幣制度に關すること等皆然らざるはなし。斯く人民の異なるに由りて利益享受の度を異にすることなく國民一般に必要な事業こそ宜しく政府自ら之を爲す可く決して一箇私人に委するが如きことある可からざるなり。他なし一國は廣く、人民は多し、此廣くして多き一國若くは人民全體に關する是等の事は決して一箇私人の力能く堪ふる所にあらざればなり

(三)若し事業をして有用にして且つ便利ならしめんとせば其規模を大にせざるを得ざる事業 所謂人間の事業中には其規模の大小に由りて其利益の割合を異にすることなく、寧ろ適當の度に之を止めて其事業に従事すると却て便利なるものあり。或は又之を小にするときは左程の効益なしと雖も其の規模を大にするに従て益、其利益の割合を大ならしめ、且つ有用の度を高むるものあるは吾人日常の經驗之を證する所なり。例へば農事の如きは適當の財産を有する所の農夫是れに従事し、自ら田圃の耕耘を爲す所のもの即ち有土農夫の制最も利益を生ず。然

るに其規模を大にして大地主なるもの土地を一手に監督し、其耕耘は専ら日雇勞力者をして之を爲さしむるときは利益の割合を大ならしめざるのみか却て有土農夫の制に劣ることあり、是れ第一種の事業なり。去れば古昔政府自ら官有の田圃を管理して農事に従ひし例もありたりしが其結果の良好ならざりしか爲め、近來歐洲各國の政府は次第に官有の田圃を私人に拂ひ下くことに汲々たるの觀を呈するに至りたり。之に反して郵便若くは電信事業の如きは其規模を大にし事業を一手に集めて之を監督統轄するにあらざれば其利益や大なる能はず、且つ有用の度を高むる能はざるものなるか故に、若し一國內にありて數多の私人是等の事業に従事し一手に之を統轄管理せざるものとせば徒に費用を増加し繁雜に流るゝのみにして其利益便利や實に削減せられて今日吾人か是等の事業より受くる所の利益の如くなる能はざるや必然なるへし、是れ第二種の事業なり。此第二種の事業は性質上政府自ら是に當らざるへからざるなり

(四)後世の爲に必要な事業 既に述べたるか如く國家は永久の成立を目的とするものにして人間僅か五十年の生命を期するが如き短きものにわらず。故に其

爲す所の事業の如きも單に現在の結果を希望する一個私人の事業の如くなるべからず、宜しく永遠の結果を希望する所のものならざるを得ざるや理の當然なり。去れば政府の爲す可き事業は縱令現在には唯費用を要するのみにして少しも是れが結果を生せざるものと雖も、將來百年の計を爲す爲めに必要と認むるときは猶豫なく之を實行せざるを得ざるものなり。彼の現世紀に於ける勞力者の風儀或は道徳を將來に於て之を矯正せんが爲に勞力に關する制度をば是れが利益を目前に見る事を得ざるにも拘はらず莫大なる費用を投じて發布實行するが如き或は將來に於ける國民全般の智力を發達せしめんが爲に教育制度を改良するが如き昔此例なり、唯夫れ是等の事業は永遠の結果利益を企圖するに非ざれば爲し得ざるの業なり。故に極めて短日月の間に其結果利益を見んことを希望する所の私人に委ねて其長結果を望まんとするも豈得可けんや、政府宜しく自ら之を爲さざる可からざるものと謂ふべし。

(五)事業の性質競争を許さざる者 事業の性質競争を許さざるものとは鐵道の如き、水道事業の如き、或は電信事業の如き、所謂獨占事業の性質を帯ぶるものを云ふ。

是等の事業は政府自ら之を爲さざる可らざるものにして決して一個私人に委ね可きものにあらず。何となれば水道事業と云ひ鐵道事業と云ひ、一旦好地位を得好事情の下に従事するものあるときは他の私人は同一の事業を企だて、是れと競争するを得ず、若し是れと競争する場合には失敗の外一の結果をも拿來せざるに至るべし。故に先きに是等の事業に従事したる者は他に是れと競争するものなきを以て、或は鐵道の乗車賃を高くするか、或は郵便税を増加するか、種々の手段を運らして壟斷の利を逞ふし格別の私利を貪ぼるに至るべし。事情斯の如くなるときは是れ取りも直はさず、衆多人民の利益を犠牲に供して或る一種特別の人民の利益を保護する事となるが故に、斯の如き不公平なる現象は社會に存せしむ可からざるなり。之を避くるの道如何、曰く人民全般の利益を目的とする所の政府是に當り適當の處置を爲さざるを得ざるや言を俟たざるなり。以上五種の性質を備ふる所の事業は經濟上の眼光を以て之れを観察せば政府の爲す可きものたること以上陳述する所に由り知るを得べし。是を以て國家行政の全軌に關する規定として政府事業の範圍を規定する所以の原則となすも敢て

大綱を失することなかる可きか。去れば現今政府の事業に關して世の批難を招き輿論攻撃の材料となるは多く文明の發達と共に社會に生出し來る經濟事業に存するものなり。此時に當り其是非曲直を判斷せるに於て是等の原則を以て大體の標準となすあらば庶幾くは肯綮を過つことなからん

第三章 政府の要する物件

前章既に陳述したるが如く國家は國家たるの本分を盡さんとせば或る一定の範圍内に於て、換言せば幾多の原則に従て活動する所なかる可らず。而して其活動するや發して政府の所爲動作となる、政府既に或る動作を爲し或る所爲を行ふ是れが資なかる可らず是が材料なくんば能はざるなり、之を是れ政府の要する物件と云ふ。然らば如何なる物件が政府の所爲動作を爲すに於て要する所の材料なるかと言ふに、人并に物なり。通常之を名けて國家の費用と云ふ、其政府の要する物件と云ひしは學理上の名稱に外ならず

然り而して政府の要する物件は政府の行ふ可き事業の性質并に大小に由りて自ら異ならざるを得ず。言を換へて之を云へば政體の如何によりて要する所の物

件自ら同じきを得ず、又其時の事情によりて要する所の物件に差異なかる可らざるか故に、古代君主專制國に於て要せし所の物件と中古封建制度の下に於て當時政府の要せし所の物件とは自ら異ならざるを得ず。又是等君主專制國若くは封建制度の盛んなりし時の政府に於て要せし所と、近時立憲君主國若くは共和政府の下に於て要する所の物件とは大差なきを得ざるものと云ふべし。即ち古代に在りて政府の要せし物件は概ね物品及び人なりしが、現今に至りては人及び貨幣となれり。斯く時代によりて二者其要する所の物件を異にするは主として經濟發達の度の同じからざるに起因すと雖も、又政體の異なるに因らざらばならず。之を要するに政府の要する物件は世の進歩と共に其性質を變更しつゝあるものと云ふも取て不可なきなり。現今各國の財政制度に就きて之を考ふるに政府の要する物件二種あるものゝ如し、即ち(一)物及び(二)人は是なり。左に之を説明せん

第一物 政府要する所の物件の第一種を物となし、此物又分れて貨物及び貨幣の二となる。而して古代政府の要せし所の物件は専ら貨物の一種にして貨幣の如きは未だ當時政府の收入を爲さず、其收入の一部分を形つくるに至りたるは近世

の事なり。蓋し古代に在りては現今の所謂租税の如きもの未だ起らず、當時の政府若くは君主の収入は重に其私有財産より成り立ち得る所は貨物に外ならずしを以て政府の人民より取り上げし所のものも亦自ら貨物より成り立たざるを得ざるは勢の然らしむる所なり。加之古代の經濟は貨幣經濟にあらずして自然經濟の世の中にてありければ政府が人民より徴收する所のもの亦貨幣たるを得ざりしは無理ならぬ事と云ふべし。夫れ然り然るが故に古代政府の財政の有様を観るに今日の如く整然たる財政上の組織とては一もあることなく、其人間の勞力を要するときは直ちに人民の勞力を徴して是れが役務に服せしめ、又米穀を要する時にも衣服器具を要する時にも均しく直接に人民をして是等の物品を納めしめ、之に代ふるに貨幣を以てせし事等は決して是れなかりしものゝ如し、日本の古代に行はれたる租庸調の如きは此例なり。然るに現今貨幣經濟の世となりては斯の如く迂濶なる制に據るを要せず、政府の要する所は人民をして貨幣に換へて納めしめ、政府は此貨幣を以て市場に於て自由に其要する所の貨物を購求することゝなれり。斯くなりたるが故に人民は之を納むるに於て大に手數の繁雜を

省くを得、政府は競争の行はるゝ市場に於て自由に要する所の物品を購求するを得るに至りたるを見れば、彼此共に得る所の便利は尠からずと云ふべし。然れども是れ普通一般の有様を説述したるのみ、現今と雖も或る場合に於ては直接に貨物を要するの例外なきにあらず。其例外とは軍事行政上に於て要する所の品物は是れ其一種にして專賣品是れ其二種なり。先づ軍事行政上に於て要する所のものは何故に直接の品物ならざるを得ざるかを説明せんに、元來軍事に使用する所の物品は其製造方法に注意して精密なる技術を要するものなるに、之を私利に汲々たる一箇私人の製造に任せて其製造したる品物を購求する事となすときは間々製造粗悪にして用に堪へざるものを販賣するの虞れあるを以て、是等の物品は政府自から製造して之を使用せざるを得ざるものとす。彼の有名なるクヤマヤ戦争に於て英國軍隊の用ゐし火薬は政府の製造したるものにあらずして私人の販賣に係りしものなるを以て其製造法や粗悪なりけん、發砲の際點火おしく爲に英軍は一方ならざる困難に遭遇したることありしとの話柄は内外に傳へて好例を爲す所なり。次に貨物の性質獨占專賣の事業に屬し、他の競争を許さ

るものなるときは之を人民に委ねては獨り斷の利を食はるの患あるを以て政府自ら或る種類の物品を製造し、人民をして恣に製造せしめず、自ら之を販賣して徵稅上の便利を計ることあり。斯る場合は畢竟例外と云ふべきものなり。通常何れの政府に於ても欠く可らざるものは貨幣なり、是れ貨幣經濟の世となりし以來貨幣は實に世の最大必要物となりしに依る。現今に於ては政府なるものは人民を使役し、或は物件を要するに當ては貨幣なくして少しも其目的を達すべからず。而して貨幣なるものは大凡二途より入る、即ち租稅及國債是れなり。第二、人の需用。政府の人を要すと云ふは畢竟政府の事務を行ふに當て之に要する所の勤勞力を云ふ。而して政府の勞力を使用するは大略四種の異なる方法を以てす。

(一) 臣僕 封建制度の下若くは君主獨裁政治の下に在て政治をなす官吏は大概君主の臣僕なる者なり。而して君主の臣僕なる者は平時に在ては行政のみに當り、戰爭の時に於ては兵士の事を執る。此時に當て政府の爲めに働かんと欲せば必ず君主直接の臣僕たらざるを得ざるものなり。之れ一國の農、工、商等の階級に屬

する人民は政府の爲めに直接に働らく權利を有せざるが故なり。

(二) 職業官吏 職業官吏とは其名目の既に現はせるか如く、官吏を以て職業となす者を指す。一言以て之を表せば現今の官吏は主として此種に屬す。抑職業官吏の因て起る源を尋ねるに前段已に述べし所の君主の臣僕なる者は獨裁政府の政を行ふべき制度の發生せるときに起り、夫より現今迄漸次發達したるものなり。而して現今官吏は其君主に對する往昔の君臣とは其性質を異にし、領地若くは封祿を有せざるも之に代ふるに其勤勞の報酬として俸給を受け之に依て生活することゝなれり。故に官吏なる者は最早君臣の干係を有せず、殆んど契約に依て成立するか如き情態あり。

(三) 名譽官吏 經濟社會發達して財産を有し、及智識を有せる人民あるに當ては彼等をして國家の行政に與らしめ名譽官吏となすこと却て利益ある場合あり。故に斯る場合に於ては職業官吏の如く俸給を與へずして所謂無報酬の官吏たらしむるとあり。自治の制度行はるゝ地方の行政は重に斯る官吏の手に依て行はるゝを常とす。

(四)國民一般の勤勞 凡そ國を建て之を維持せんと欲するに當りては主として要する所の者は兵力なり。抑も國家の兵を養ふ所以の方法は古來種々ありしと雖も現今に於て尤も完全なる制度は國民全體をして兵役の義務を負はしむること
 是なり。往昔は或は君主の臣僕を以て兵隊となし、或は傭兵を以て軍役を取らしめしか如き、一國民の一部を取て以て兵隊となす制度ありしと雖も、此等は皆今日の國家に對して適當なる者にあらず、國家を維持する上に於て尤も要する所の者は人民の勞力を徵集すると是なり

如斯政府の要する所の勞力種々ありと雖も先づ其重なる者は官吏なり。而して官吏の中に於て現今尤も必要なるは官吏を職業とせる者なり。故に政府の人を要する所以を論せんと欲せば尤も重きを茲に置かざる可からず。今其性質をおふるに尋常一般の勞力者と其性質を異にせり。自由制度の行はるゝ共和國等に在ては官吏を以て通常一般の職業者と見做し、別に之れを尊敬して他の人民と區別することなしと雖も君主國等に在ては大に之れと趣を異にせり。君主國に於ては官吏たるを以て名譽となし、又尊敬す可き者と爲すを常とし、之れに與ふるに

官吏の職務は國家の維持に在りては最も重要なるものなり。故に政府の人は官吏を職業とせしむるに當りては、其の性質を尋常一般の勞力者と異にし、之れを尊敬して他の人民と區別することなしと雖も、君主國等に在ては大に之れと趣を異にせり。君主國に於ては官吏たるを以て名譽となし、又尊敬す可き者と爲すを常とし、之れに與ふるに
 官吏の職務は國家の維持に在りては最も重要なるものなり。故に政府の人は官吏を職業とせしむるに當りては、其の性質を尋常一般の勞力者と異にし、之れを尊敬して他の人民と區別することなしと雖も、君主國等に在ては大に之れと趣を異にせり。君主國に於ては官吏たるを以て名譽となし、又尊敬す可き者と爲すを常とし、之れに與ふるに
 官吏の職務は國家の維持に在りては最も重要なるものなり。故に政府の人は官吏を職業とせしむるに當りては、其の性質を尋常一般の勞力者と異にし、之れを尊敬して他の人民と區別することなしと雖も、君主國等に在ては大に之れと趣を異にせり。君主國に於ては官吏たるを以て名譽となし、又尊敬す可き者と爲すを常とし、之れに與ふるに
 官吏の職務は國家の維持に在りては最も重要なるものなり。故に政府の人は官吏を職業とせしむるに當りては、其の性質を尋常一般の勞力者と異にし、之れを尊敬して他の人民と區別することなしと雖も、君主國等に在ては大に之れと趣を異にせり。君主國に於ては官吏たるを以て名譽となし、又尊敬す可き者と爲すを常とし、之れに與ふるに

(四)國民一般の勤勞 凡そ國を建て之を維持せんと欲するに當りては主として要する所の者は兵力なり。抑も國家の兵を養ふ所以の方法は古來種々ありしと雖も現今に於て尤も完全なる制度は國民全軀をして兵役の義務を負はしむること
是なり。往昔は或は君主の臣僕を以て兵隊となし、或は傭兵を以て軍役を取らしめしか如き、一國民の一部を取て以て兵隊となす制度ありしと雖も、此等は皆今日の國家に對して適當なる者にあらず、國家を維持する上に於て尤も要する所の者は人民の勞力を徵集するとは是なり

如斯政府の要する所の勞力種々ありと雖も先づ其重なる者は官吏なり。而して官吏の中に於て現今尤も必要なるは官吏を職業とせる者なり。故に政府の人を要する所以を論せんと欲せば尤も重きを茲に置かざる可からず。今其性質を考ふるに尋常一般の勞力者と其性質を異にせり。自由制度の行はるゝ共和國等に在ては官吏を以て通常一般の職業者と見做し、別に之れを尊敬して他の人民と區別することなしと雖も君主國等に在ては大に之れと趣を異にせり。君主國に於ては官吏たるを以て名譽となし、又尊敬す可き者と爲すを常とし、之れに與ふるに

多くの報酬を以てし他の人民と區別する處の處置甚た多し

概近自由平等の説盛行はるゝに至りたるより輒もすれば官尊民卑と言へるか如き言語を以て官吏を批難する者ありと雖も此は政治の何たるやを解せざるより言ふ所なり。凡そ世の進歩は極端より極端に走するを常とす、故に一たび國王の權力等を批難する者生ずるに及で其弊害の及ぼす所は終に官吏を以て尋常一般の勞力者と見做すが如き説起るに至る。此弊害たるや畢竟物體的に走りたる所の思想に起因せる者にして國家を以て社會の契約に基ける者となしたる學者の議論なりと云ふべし。然れども國家の性質たる決して如斯物體的に限る所の思想のみに基く者に非ずして之に加ふるに精神的の思想を以てせざるべからず。故に政治上に於ては法律の思想より生ずる所の權利義務を以て規定すべきものにあらずして其間に政治道徳の原素を加へざる可からず。而して官吏なる者は一國元首の委託を受けて政をなす者なるか故に其性質たる幾分か道徳上の思想に依て尊敬する者たらざるべからず。如斯言ふ時は大に官吏を尊敬過稱するの弊害を生ずるやも知るべからず、然れども此等のことは其人物に由る、即ち官吏の資

格并に官吏を任用する方法如何に關係する者にして往昔の如く官吏を以て或る種類の人民に屬する者とし、全國一般の人民は兼合ひ之を希望するも官吏たると能はずして之を任命するに當て其是非善惡を問はざるに至ては斯る説を以て決して官吏を保護すべき者にあらず。然れども官吏にして適當なる人ならしめんか通常の人民を區別するも大なる弊害なし。故に官吏たる者は必ず適當なる資格を具し其大體して其に尊敬すべき熱誠なる精神并に智識を有する者たらざるべからざることば言を俟たず。如斯一度官吏と爲て職に當る者は必ず其政務に熟練し且つ國家の爲めに忠實なる精神を具ふる者なるとを要す。斯る性質資格を具備して然る後始めて通常人と區別して之を尊敬するも害なかるべし。以て述べらるる如く國家は官吏を選擇るに大切なる資格及智識を以てするが故に政府も亦之に對する所の報酬を官吏に與へざる可らず。報酬は法律を廢棄傳説の意義にして又之に加ふるに名譽或は種々の表彰を以てす。由是觀之國家の官吏に對するも官吏の國家に對するも干係は雙方共に其義務を盡す者たざるを要す。勢ひ斯の如くなれば官吏たる者は自己の私利を棄て、一

身を犠牲に供し而して公務に忠信ならざる可からず。故に官吏にして私利を營むが爲めに私立會社及學校に關係するは實に忌むべきことなりとす。官吏を任用するに當ては勿論弊害あるを免れず、古より今日に至るまで已に數百千年間此事に關し一として苦情なきの國なし。此弊害たるや或は官吏自身が行爲より起ることあり、又は之れを任命する方法其宜しきを得ざるより起ることあり。凡そ官吏たるべき人にして道徳を修めず、又經驗なき者をして一たび之に任ぜば夫より生ずる弊害あるは言を俟ず。然りと雖も之れ尙ほ恕す可し、其尤も憂ふべきことは官吏を任命する方法なり、人動もすれば其近親する者に私するの情實あるを免かれず、故に往々公を藉りて私利を濟す者多し、時に或は愚者を擧て賢者の地位に置くことあり、其甚しき者に至ては親族に私し、或は朋黨に由て人才を擧降するが如きは歴史上尤も著しき例あり。斯の如き弊害は勿論如何なる方法を以てするも之を排除せざる可らず。故に官吏任命の事たる古來の政治家等の大に考慮する所なり。而して現今最も完全に於て弊害なしとする所は法律を以て其履歷の資格を定むると之なり。然ども單に法律を以て資格を定むる

と言へば又弊なきを得ず、何となれば夫の支那等に於ては古來既に此法を設けしと雖も其資格を定むるの方法宜しきを得ざるか爲め未だ其弊害は依然として存せり。現今に於ては資格を定むるは先づ第一其人の受けたる教育にして、之に次く其人の試験上の成績なり。故に假令試験上の成績宜しきも從來の教育の方其順序を得るときは決して官吏たることを得ず。如斯せば人或は親戚故舊に私せんとすることあるも大なる困難を覺ゆるに至るべし。

官吏を任用する試験の方法は國に依て異れり、日本に於ては高等官、判任官の二種に分ち之を任官する方法を定む。又た獨逸に於ても同しく高等官、判任官の二種に分ちて其試験法を定む、然れども日本に比すれば嚴なる者と云ふべし。斯く異なる所以は二國の政治上の情態を異にするに依る。即ち一方に於ては國の開明早き故に同等なる教育を受けたる者甚だ多くして官吏を希望する者も隨て多きが故に自ら其試験法を嚴ならしめずんば供給の需用に超過するの恐あるのみならず事に適せざる恐あり。又一方に於ては東西の文物を採用せると日尙ほ淺き故に政府にして完全なる制度を採用せんとするも到底なし得べきにあら

ず却て弊害を生ずるに至らん。由是觀之官吏を任用するは其候補者の履歷を以て重なる者とし之に由て其採否を定むべし。而して苟も適當なる以上は其革士族たると平民たるとを問はず悉く之に任せらるゝ者たらざるべからず若し然らずして其の族籍に依て甲乙せば之に依て生ずる弊害實に甚しからん。

第四章 國家の費用に關する重なる理論

國家は既に述ぶが如く或事業をなさざるべからず、而して之を爲すに當ては種々のものを要す。已に種々の物を要する以上は自から之を供給し、又之を管理する上に於て注意する所なかるべからず。故に國家の財政に於ては主として左の二箇の事に注意するを要す、第一公正にして獨立なる財政の監督、財政の監督は又之を分て二種となすとを得。

第一、財政上必要なるものを供給する上に於ての監督即ち財政の由て生ずる本源を監督するものなり。此目的を達すること就てなかるべからざる所の者は議會なり。議會は國家費用の總額に就て協賛するの權利を有し、之に加ふるに政府をして儉約ならしむる所の方法を勸告する者なり。而して議會のなすべきこと

は大體上に關する報告に止まり其細密に至ては味を容るべきものにあらす、所謂密なる所の監督をなし常に財政上の管理を以て報告する者は會計検査院の職掌なり。會計検査院の司る事務は政府の收入及支出は果して法律の定むる所に依るや否を監督するに在り。換言せば會計官の所爲は果して適法の者なるや否を探究するものなり。而して其議會に有する關係を尋ねれば會計検査院は議會の定めたる所のものを應用するものなり、故に議會は之を定めて會計検査院は之を行はしむるものなり。以上は會計検査院事務の大體なるが時に依り更に大なる權力を有することあり。此れ他ならず、政府の會計を監督するの權力を有する情態なるが故に若し之をして公法上至當なる地位を有せしめんと計らば宜しく之を行政官衙と分離せざるべからず。日本の制度に依れば現今は之を内閣に屬せしめて天皇陛下に直隸するものとなせり。英國に於ては之に反して會計検査の機關を以て大藏省内に設けられとも憲法上より其性質を考ふるときは立法部即ち議會に附屬する形狀を有せり。

已に斯る方法を以て政府の財政を監督し之をして不都合なからしむる所以の方

法具備したる以上は之に付て起るべき問題は財政に關する行政のことなり。財政なる者は之を政治學上より見る時は一の行政たるを免れず、既に行政の一部分たる以上は實際之を行ふに當て如何なる方法に依り如何なる方向を以て動くを要するやの問題起るなり。前已に言へるか如く財政に屬せざる他の行政は自ら各自の目的を有す。之に反して財政なる者はそれ自身の目的を有せざるべからず、然り自身の目的を有せざるにもせよ之を實際に行ふに當ては其行ふ所以の上に於て從ふ所の原則若くは理論なかるべからず、財政の行政上に於て從ふ理論と言へるは他ならず、常に儉約を守り以て財政を管理し勉めて不用の費用なからしむることを要するに在り。凡そ財政管理と云へることは一國の財政と云へることには自ら異なる所あり、一國の財政上よりすれば必しも敢て費用を吝むことを要せず。然れども財政管理即ち財政に關する行政に於ては勉めて費用を節約せざるべからず、此目的を達すること財政上尤も必要なることにして畢竟財政官の是非善悪は之に依て判斷することを得べし。而して財政に關する費用を節し國家費用をして最も多くの結果を收めしめんとするに付ては自から計畫する所なかる

へからず、先づ冗費を省き財政をして整理せしめんとするには一の中央金庫なすものを要す。古來の制度に従へば諸官衙は殆んど獨立の金庫を有し特別の收入及支出を有し居れり。故に一見して政府の財政の景况如何を知ること能はざるのみならず、政府の財政を紛亂せしめ随て費用を増加せしめ、又兼て官吏をして其をなさしむるの方便を與ふるに至れり。是れ佛蘭西に於て秘密會計なる語の所以にして政府の財政を整理秩序あらしめんと欲せば實に之を避けざる可らず。現今に於ては官衙各自の支出に代ふるに一の中央金庫を以てし苟も政府の收支に關することは種々の類別と官衙の如何を問はず中央金庫に於て管理することとなれり。已に一の中央金庫を設定したる以上は之れを管理する所の官吏なかるへからず。而して此官吏なる者は現今の制度に従へばそれ等の者をして各管理上の責任を有せしめ其責任を盡さしむるか爲に或は保證金の制度を以てし、或は議院若しくは會計検査院等對して其責任を盡さしむる所以の方法を設く。如斯會計法一途に出て之を盡善なる方法自ら明なるに至り、政府會計のこと始めて確固なるに至れり。之に加ふるに豫算に關する法律ありて收入支出に關する

百般の事項を規定しあるか故に不法の收入若しくは不法の支出は自ら跡を絶つに至れり

收入若しくは支出を管理する方法已に具備したる以上は之に次く所の者は收入若しくは支出其ものなりとす。而して支出なるものは收入に依て成立することを待るものなるか故に先づ初めに論ずるものは收入なり。凡そ收入なる者は皆之を國民の懐中より取り來るものなるか故に政府は如何なる定規に由て之を徵收し、若しくは如何なる定度まで人民より徵收して差支へなきかと云へることは一國の財政上必ず先づ主として論せざるへからざることなり。此問題たる財政に關する原則中に於て最も要用なるものとして認めたるものなりと雖も或は單に理論を以て之を定め又は絶對的に定むること能はざるものとす。人或は政府の費用にして人民より取る所は國法の收入の十分一より十分の四迄の間に限ると言へるものあり。然りと雖も是等は只單に國民の經濟上の事實に基かず空論を以てするの議論に過ぎれば價值ある議論と認むるを得ず。而して何故に收入の十分一を以て正當なるものとするか或は又何故に十分の四を以て通常となすか之れ

決して其何故たるを断言する能はさることにして畢竟斯る問題に關しては一國人民の經濟上の資力に基かざるを得ず。故に同類なる收入を有するも十分の一を徵收さるゝは非常に重きを感じる場合あり。或は之れに異なりて其十分の四を徵收せらるゝも左迄不都合を感せざる場合あり。畢竟斯の如きことは社會の組織特に經濟社會の組織に依て大に人民の負擔力を異にするに依る。今其一例を舉れば自然經濟の行はれたる世に在ては百圓の收入を有する者にして其十分の四を政府に出すも格別不都合を感せず。然れども現今に在つては百圓の收入を有する者にして殆んど其半たる十分の四を租税として政府に收むるに至らば恐らくは生活する能はざるに至らん。何となれば後の場合に於ては世の經濟として貨幣經濟となりしに由ればなり。

以上陳述せる所は大體に關する議論なり。故に租税として徵收する所の割合が就ては輕重其何れたるを問はず豫め定むるを要すと雖も若し各國實際上のことに就て言はゞ其一定の重さに達する以上は人民の生産を害ふと云ふを得。六の封建時代等に行はれたる租税の如く人民の收入を十として其六を税し若くは

其八を税することは人民の經濟に害あるものなるが故に重税は成るべく之を越けざるべからざるは論を俟たざるなり。而して此問題は如何なる程度迄人民の收入を徵收するを得るかと云ふに在り。輒近の經驗に依れば人民の收入の十分の二以上に達するときは害あること明瞭なりとす。故に一國の財政非常に困難なる場合を除くの外は宜く此定度以下に在るを要す。然れども若し一國の獨立に關して又一國の發達等に於て避くべからざる費用にして其費用たる一時に限り永續せずして有用なる結果を生ずる場合に於ては自から問題外のこととなりとす。

第五章 費用の種類を論ず

政府費用の種類に關しては學理上より區別することあり。又實際上よりするとあり學理上よりする區別は假令其理論にして高妙なるも實地財政に關しては必要なるものあらず。况や現今社會の形勢に従へば政府の費用は世の物議を招くものなれば財政上に於ても勉めて便利改良を計り學理に適合せしめんと欲するに於てをや。故に以下論ずる所は主として實際財政上に必要なる區別のみを述

へんとす。凡そ國家の費用を區別する方法に三あり

- 第一 通常費用及臨時費用
- 第二 永久費用及暫時費用
- 第三 行政費用、財政費用、及憲法費用

是れなり今左に順次之を述べべし

第一 臨時費用及通常費用

此區別たる何れの邦國の財政に於ても見る所なり。而して此區別は畢竟豫算細製上實地の便宜に基きたるに外ならず。又此區別たる財政に關する行政のみならず議院に對しても自ら注意を要する所の問題なれば大に論すべきの必要あり。又此區別は通常吾人の耳にする所なれば甚だ容易なる如く考ふれ共詳細に之を觀察せば種々に困難なる問題之に伴はん。而して之を解釋するに當ては學者の意見を異にす。通常學者或は政治家等の解釋する方法に従へば其意味三あり。第一費用の豫算上に現はるゝ時に依て之を解釋す。第二費用を以て企圖したる所の結果に因て之を解釋す。第三憲法上の規定に基ける收支平均の方法に由、

之を解釋するなり

第一の意味に従ひ通常經費なるものを解すれば通常經費とは嘗て定りたる時期中常に生ずる事件の爲に費す所のものなり。換言せば定りたる時限間に於て其す所の者を通常經費と云ふ。故に年々財政上に現はるゝ經費にして其年毎に用費する經費は即ち通常經費なり。又此意味に従へば通常經費とは敢て金額の回不同を問はずして其起る所の時を問ふものなり。故に或る種類の經費にして或則立て年々歳々豫算上に現はるゝ者たらしめは假令其額に増減ありて不同なると夫等に關係するとなき通常經費と稱するを得るなり。但し詳細に通常經費を此意義に従ひて觀察すれば通常經費に二種あり。即ち一は經費額年々一定し左迄變動を生ずるとなき者二は之に反して年々歳々變動する所の者なり。此二種の類別は後段に説く所の永久經費并に暫時經費と親密なる關係を有するが故に暫らく之を後に譲らん。又臨時經費とは或る特別の事情の生したるに依り之が爲に要する所の經費若くは別に已に經費を定めたる後事情の變動あるに依て止むを得ず一時増加せる費用を云ふ。由是觀之臨時經費なる者は前以て計る能は

ざる所の行政事務若くは國家の事務の爲に費す者にして通常必ずしも一定せる事務の爲めならず、其豫算上に現はるゝや或は一年に限り、或は二年に限り、時々不規則に在るべくして常に在るべからざるものを云ふ

第二の意味に従て通常經費と臨時經費とを區別するは已に言へるが如く費用に依て生ずる所の結果により、説を立つるものにして此區別たる普通なるものにあらず。余の思考する所に依れば其甚だ曖昧なるを免れざるが如き嫌ひなきを得ずと雖も是に由り臨時經費と通常經費の意義を判斷するは財政上に於て頗る大切なるものなり。何となれば臨時經費を起して特別の事業を企る所以は畢竟國家の爲め若くは人民の爲に永遠の策を講ずる場合に多くして永遠の策を講ぜんと欲せば必ず其事業より生ずる結果の如何に着目せざるべからず。而して此事業の結果に着目して通常經費并に臨時經費の意義を定むるは費用を辨する材料即ち國家の收入を得る上に於て大なる助力を興ふる者なり。假令ば一事を企るに當り其事業は或る特別の目的を有し若くは人民の爲に利益を興ふる者と假定せば此時に當て財政官は此の新事業の結果永く世間に遺り人民に利益を興ふる

ものたるを信し之が爲に要する費用は通常人民より得る收入よりせずして或る特別の方法を以て其費用を供することを圖るべきなり。之に反して通常政府の行ふ事務は年々歳々一定せるものにして毎年之を執行するものなり。而して其事業の結果は年々歳々變更し且つ消滅して其跡を留めざるものなるが故に之が爲に費す費用も其効果を人民若くは國家に及ぼすと一年にして止む。故に此等の爲に費す所の費用は年々常に收むる收入を以て支辨すべきものなり。由是觀之臨時經費は如何なる方法を以て其收入を得又通常經費は如何なる方法を以て其費用に供するやの標準は已に明なりと云ふべし。故に其費用の結果の一年にして止むものは之を通常經費となし其費用の結果にして永く存して止まざる者を臨時經費とす。尙ほ此意味に依り以上二費の性質を考ふるに若し經濟上の點を以て説明せんか通常經費は流動資本にして臨時經費は固定資本なりと云ふべし。何となれば通常經費は一年にして其効果盡き臨時經費は數年に涉て其効果を有すればなり

以上の區別たるや只其大體に就て云ふべくして之を細微の點に至るまで適用す

ると難し。何となれば臨時經費にして其効果の永遠に渉らざる者甚多ければなり。夫の戦争は費す所の臨時經費の如き或は饑饉、流行病等の爲に要する臨時經費の如きは皆其當時に用ひ盡し之が爲に後日の利益を増すの理なければなり。故に斯る場合に於ては臨時經費は宜しく後日に至るまで大なる結果を有すべしと云ふが如き原理に反す。而して其形跡上より見れば恰も通常經費の如く一時に消失し終るものなり。勿論社會を以て平和の永續する者と見做し不意の災害等生ぜざるものとせば右の區別を以てするも大なる妨なし。斯る社會に於ては臨時に政府の要するものは新に事業を企圖せるが爲めに多くの經費を要するに外ならざれば之に由て年々歳々永く利益を收むることを得るは吾を待たず第三の意味は主として豫算調整上議會に對して起る所の干渉より生ずるものなり。此意味に従へば通常經費は通常の収入を以て支辨し臨時經費は臨時の収入を以て支辨すへきものとすの方法よりして立る區別なり。故に財政官が其豫算を調整するの初めに於て通常國家の有する収入を以て支辨し得へき費用は通常經費の目に入れ然らずして新に異なる収入を以て支辨するを要し、又支辨せざるべからざる費用は臨時經費の目に入る者なり。由是觀之臨時經費又は通常經費の目は豫め一定し置き難きが如き勢情なきにあらず何となれば収入の不足に因て經費の不足を生ずる場合あり、又不時の災害出來事等に至て新に經費を要する場合あればなり。畢竟此等は財政年度の終りに於て見るにあらずれば明に知り難きものあり。然りと雖も已に述ぶるが如く収入を支辨する所以の方法に於て臨時通常の二區別をなす以上は豫算調整後に於て生ずる所の經費等しく之を臨時經費の部に入れざるべからず。今之を概言せば此意味に由れる臨時經費は三箇の原因に依て起るものと云ふべし。第一は豫算額に不足を生じたる場合、第二は政府新に事業を企圖するに由て起る場合、第三は不意の出來事生じたる場合、是れなり。

以上三箇の原因に依て起る所の臨時經費は之を支辨する所以の方法又自ら異なる所あり。第一の原因に由り起る所の不足は通常其額少なきものなり。故に斯る不足を補はんとせば豫て政府に用意し置ける所の豫備費を以てすることを可也。所謂豫備費とは政府の豫算を調整するに當り豫め其用途を規定せずして後

日不意に生ずるものゝ爲に備ふるものなり。而して豫備費に就ては又自ら其性質を異にせる二種の費用あり、第一通常豫備費、第二機密費是れなり。通常豫備費とは其名稱の表はせるが如く通常の事業に費す所のものなり、故に其費透明にして決して隠蔽すべきものにあらざ。是を以て財政官は之れが支消の方法に就ては議會に對し説明すへき責任を有し、又之れが責任解除を求むるの義務を有するものなり。反之機密費は然らず、凡そ政治を行ふに當てや常に電光石火の如く非常なる迅速を責び暫時も猶豫すべからず、又秘密に執行すべきものなりとす。例令は外國に對する事件或は高等警察に屬する事務の如きも其國體を保つが爲に或は國家保安の爲に明に之を人民に知らしめざるを要する場合なきにあらざ、故に如斯目的に費す所の費用は却て之を秘密になすを以て可とす。故に西洋諸國に於ては機密費なるものを置き大臣宰相をして時の必要に應じて之が使用を隨意ならしめ、以て其自由を得せしむる場合あり。日本に於ても近頃此法を採用して内閣の經費中に機密費なるものを設く。如斯經費中に現はるゝのみにて未か憲法上大切なることにあらざれども行政機關をして圓滑なる運轉をなさしめん

には必要缺くべからざる一の經費なり。現今日本に於る豫算上に現はるゝ所の豫備費に關する制度を見るに、第一豫備費、第二豫備費の二種に分つ。會計法第一條に依るに第一豫備費は必要缺くべからざることに就て豫算の不足を補ふものなり。第二豫備費は豫算上に於ては未だ嘗て有り得べきことと見做さるる費用に費すものなり。假令は先年土耳其軍艦遭難者を送還せんが爲に我比敵金剛の二艦を派遣し其費用として十二萬圓の支出を爲したるが如きは第二豫備費よりせるものなるに依て知るべし。凡そ豫算規定の費用不足して歳出遙に歳入に超過せるときに當てや此豫備費のみを以て其不足を補ひ難きが故に往々國債を募集し以て其不足を補ひ、或は新税を起して其不足を補ふ。而して其國債を募集せんか或は新税を起さんか其得失論は之を後に譲り茲に論せず

第二 永久費用及暫時費用

此區別たるや學理に基ける者にあらざして嘗て英國の財政歴史上に現はれし區別なり。而して憲法上より之を論せば大に忽にす可らざるものなり。英國に於ては一千五百年以來漸く國王の權力増加し、從て諸侯は次第に權力を失ひ彼等の

領地は國王の領地に歸したるが故に其始は國王は私有財産の收入を以て國家の支出を辨したりと雖も爾來文化の發達と共に國家の事務漸く増加し來るのみならず、屢々外國と戰爭起るが故に其費用も亦た増加を來し、單に國王の支出のみを以て支ふべからざるに至り、漸く人民の助を藉らざる可からざるに至れり。既にヌチユアト時代に至ては内、奢侈をことしし外、佛蘭西、日耳曼と交渉起りたるが故に政府の財政は殆んど支ふべからざるに至れり、於斯國會に向ひ之が費用を要求せり。而して其初に當り國會に於て國王に許せし所の收入は之が使用の方法を規定せることなかりしと雖も國王屢々其費用を濫用して國家の爲に支拂はざりしが故に國會は其收入を許すと共に之が支出の途を規定するに至れり。此情勢たるヌチユアト朝より延てオレンヂ朝に至り、千六百八十八年の革命後は英國々王は諸般の行政上の費用を支出する上に於て悉く制限せられ一も己れの意志に隨ひ用ゆること能はざるに至れり。是に於て行政上の圓滑を欠き國家の政事を爲すに大なる困難を感じたり。之と同時に國會に於ても一々政府の歳出を細密に討議するの暇なきが故に國王と國會との間に調和の方法を講ずるに至れり。

り。而して其の當初は國王は常に國會を敵視し國會も亦た常に國王を敵視せしが故に自ら兩者の調和を望むこと難かりしと雖も當時外國との交渉少く國內又平和の緒に就きしを以て自ら行政上の改正に注目するに至れり。之が爲め國王及國會の間に於ては其利害を共にせるものなるを以て兩者相提携せざるべからざることを得るに至れり。故に國會は政府の歳出を細閱するの煩を避んが爲め、又國王は行政上自由の運動を爲すを得んが爲めに政府の費用を分ちて永久費用、暫時費用の二となし、國家の費用にして其性質永久國家の事務に屬し、法律又は行政上の處分を以て變更すること能はざる費用を永久費用と名け、國會に於ては毎年之を討議することなく、又其額も年々一定のものとし、之に反して政府の事務に屬するも年々行政事務の情勢に由り費用額變動し若くは政府の意に依りて變更し得べき政事の費用を暫時費用となし、之を國會の討議に附し政府の支出を監督せんことを計れり。由是觀之此二區別を政府の歳出上になしたる所以の義は他ならず、租稅徵收權を許すの權利を國會に於て有せんとの術に基くなり。已に議會に於て租稅徵收權を許すの權利を有せる以來國會は政府の財政を監督す

せるに至れり。斯の如く監督の便利を得し爲め所謂永久暫時二種の費用の區別を見るに至る。日本憲法に依れば其第六十六條及第六十七條に規定する所の費用は所謂永久費用なるものなり

永久費用とは已に陳述せるが如く國家の負ふ所の義務に基て生ずる者なるが故に其義務にして存する間は縦令一國の最高主權を以てするも之を廢すると能はざるなり。夫の帝室費の如き或は國債費の如き或は養老金、恩給費の如き或は官吏の俸給の如きも此中に含蓋す。官吏の俸給を以て永久費用となすは稍不都合なるが如しと雖も亦理由なきにあらず。已に法律勅令を以て官制を定め、官吏の數を定め、又其等級を定むる以上は國家は必ず此等の官吏を任用するものと見るも可なり。已に官吏を任用する以上は之に對して俸給を與ふるの義務あり、故に官吏の俸給に關する國家の費用は其増減共に國家の豫算調製上編入せざるべからず。若し之を論ぜんと欲せば官制を改正し然る後行はざるべからず。其他恩給、扶助金、國債費の如き皆な政府の人民に向て負ふ所の義務なり。此等の義務にして荷も存する限りは只單に行政權立法權を以て廢することを得ず、特に國債ト

に關するものを然りとす。若し斯る國家の負ふべき義務を廢せんとせば即ち人民の財産を剝奪するに等し、之れ現今の立憲國に在るべきことにあらず。暫時費用とは已に陳述せるが如く政府行政上種々の事務を行ふことに費す所の者にして畢竟行政の緩急に由り増減するを得る者なり。概言せば政府一般の行政事務に費す所の費用と云ふことを得。凡そ國家の行政は其最必要なるもの、左迄必要ならざる者との差異あるも是れ皆行政の注意に依り伸縮するを得るなり。已に事務にして伸縮し得るとせば之が爲に費す所の費用も自ら増減なかべからず。夫の政府の警察費或は衛生費若くは政府の興業に要する費用の如きは皆な此費目中に包含す。此費用に就き注意すべきものは陸軍海軍費用なり。日本憲法に従へば兵權は天皇陛下の特權に屬す、故に之に關する費用は既定の法出即ち永久費用の部に屬する者と見做せりと雖も英國に於ては全く之に反す。夫のステュアート朝の亂に因り兵權を以て國王の大權となさず兵馬の事務は常に國會の司る所にして國王に委任する者と見做せるが故に軍事に關する費用は毎年國會の討論に附せり。余の觀察に依り二者何れを宜しとするやと言はば

事上に關する費用は永久費用に含むを宜しとす。何となれば已に一國の兵員數を定め之を常兵となし養ふ以上は之が爲に要する費用は政府の兵隊に對して自ふ所の義務なりと云ふも可なり。已に一度兵員を定め之に必要なる費用を給ふたる後は翻然其政略を變更し此費用を増減するとは法理上其當を得る者と云ふ可らず、尤も軍事の行政に關する費用は之と異なり往々暫時費用に入るゝことを得るものあり。

學者中或は永久費用を駁して國家に害ありと爲すものあり。而して其理由とする所は一度永久制度を定め國家歳出の一部分を確定する以上は之が爲め其權力を増加して國會の財政監督權を減殺するの恐ありと云ふものあり。然れども此説たる畢竟杞人の憂たるを免れず。何となれば夫の永久費用なるものは已に國家の人民に對して負ふ所の義務に就て支拂ふ者なれば其性質上決して之を變更し得べからず。已に變更し得べからざるものとせば假令憲法を以て永久費用なる者を設くるも此の事に於て害なきのみならず勢已むを得ざるなり。故に若し永久費用を廢せんとするが如きことあらば實に法理の許さざる所なり。又永久

費用を變する者は曰く、國家の事務は年々歳々變更して一定せず、已に其事務變動すとせば從て之に要する費用も亦變更せざる可らず、故に斯る場合に於て永久費用の制度を設くるは行政上の便利を次くのみならず實際のみに於ても害あり。然れども是又事の眞理を解せるの説と云ふ可らず。何となれば已に屢陳述せしが如く永久費用なる者は已に定りたることとの爲に費すものなればなり。凡そ一國には自ら一國の歴史ありて其古來經營せる政治の如何に由り左迄變更を要せざる行政事務あり。故に行政事務に一定の歳入を供するとは自然あるべきとして不都合なき者なり。况んや永久費用暫時費用の區別をなすは實際豫算の規定上欠く可らざる事なるをや。且一國の費用は甚だ多く之を費す所の方法も種々なり。故に國會に於て一々之を調査し又之を監督せんとせば日も亦足らず。焉ぞ短期間の會期に於て細密に之を討議するの違あらんや。故に佛國の如き永久費時の區別を設けずして諸般の歳出悉皆議會の討議に附すと規定する國に於ても尙ほ便宜上右の如き區別を立て以て年々國會に於て討議すべき者と討議す可らざるとの別を設く。之れ豫算討議上實に缺くべからざることなればなり。

第三 憲法、行政及び財政費用

第三の區別方法に從へば政府の歳出を分ちて憲法、行政及び財政の三費用となす。此三種に區別するは政治學上よりせる所の區別なるが之を實際に徴するも實に適當なる區別と云ふ可し。殊に經濟學上よりして政府の財政を考察する時は實に能く經濟上の生産に關する種々の費用と相合する處あるを知る可きなり。且そ普通一般の經濟上に關ふ所の生産とは三種の費用ありて後之を爲すを得る者なり。此三種の費用とは第一借地料、第二企業者の利益若くは資本の利子、第三生産費用(此生産費用とは勞力者の賃銀若くは粗生品若くは其生産の爲めに直接の附費す可き物品等を指す)にして此等は其重なる收入の原因若くは生産をなすに必要なる所の費用の各目なり。而して國家の歳出は恰も此等の三費用に比較するを得べし。即ち憲法費用は以て借地料に較すべく、行政費用は以て企業者の利益若くは資本家の利益に比すべく、財政費用は以て勞力者の賃銀若くは生産上直接に使用する處の種々の費用に比較するを得べきなり。而して何故財政費用を以て此等の直接に費用する費目と比較するを得べき乎と云ふに蓋し財政上の費用は國家の收入を得るを目的として費用する者にして、則ち語を換て之を言へば或る他の收益を得るを目的と爲すか故に恰も夫の勞力者が種々の物品を使用して以て生産上の結果を收るか如き者なり。經濟上の語を以て之を言へば勞力者か成功物を造り出すと云ふも可なり。然らば國家の經濟に在て財政費用なる者は如何なる者を生産する乎と云ふに行政上の費用即ち之を經濟學の語を以て言へば資本家の利子、或は企業家の利益を生産し此と同時に憲法上の費用即ち經濟上の語にて所謂借地料を生産する者なり。凡そ此等の費用は必ず先づ財政費用なる者ありて後之を使用したるの結果として一旦政府の收入となり而して後に費用せらるゝものなり。故に經濟學上の語を藉りて財政費用をば勞力者の賃銀及び其他同種の諸費と云ふも敢て不可なかるべしと思ふ。又行政費用を企業者の利子等に比する所以は凡そ企業者なる者は其利益に依りて以て自家の生計を營み或は將來尙ほ金つべき事業を計畫する者なり。而して國家は一國の事務を取扱ひ尙ほ將來に於て着手すべき事務は如何なる費用に依て計畫するを得べきかと云ふに即ち行政費用を以て之を爲すの外別に他に方法あるとなし。故に之

用は國家の收入を得るを目的として費用する者にして、則ち語を換て之を言へば或る他の收益を得るを目的と爲すか故に恰も夫の勞力者が種々の物品を使用して以て生産上の結果を收るか如き者なり。經濟上の語を以て之を言へば勞力者か成功物を造り出すと云ふも可なり。然らば國家の經濟に在て財政費用なる者は如何なる者を生産する乎と云ふに行政上の費用即ち之を經濟學の語を以て言へば資本家の利子、或は企業家の利益を生産し此と同時に憲法上の費用即ち經濟上の語にて所謂借地料を生産する者なり。凡そ此等の費用は必ず先づ財政費用なる者ありて後之を使用したるの結果として一旦政府の收入となり而して後に費用せらるゝものなり。故に經濟學上の語を藉りて財政費用をば勞力者の賃銀及び其他同種の諸費と云ふも敢て不可なかるべしと思ふ。又行政費用を企業者の利子等に比する所以は凡そ企業者なる者は其利益に依りて以て自家の生計を營み或は將來尙ほ金つべき事業を計畫する者なり。而して國家は一國の事務を取扱ひ尙ほ將來に於て着手すべき事務は如何なる費用に依て計畫するを得べきかと云ふに即ち行政費用を以て之を爲すの外別に他に方法あるとなし。故に之

を以て經濟學上に所謂企業者の利子等と比較するは蓋し其當を得たる者と云ふ可し。又憲法費用を以て經濟學上に所謂借地料と比較する所以の者は他なし。借地料なるものは地主ありて毫も自家の腦力或は手足を勞することなく坐して其所有權に基きたる財産より幾分の收入を受く。而して其收入なる者は先づ契約に由て定るなりとは雖も始めよりして法律上の規定を受る者なり。而して國家の憲法費用は立法に關する諸種の機關の爲めに供する者にして其費用たる自ら憲法上の規定に基き他の時々之の出來事に由て變更する者に非ず。故に之を經濟學上に謂ふ所の地主の收むる借地料と比較するは是れ又不可なるなしと信ずるなり。一國の行政なる者は之を以て一個人の事業或は其經濟に比較する能はざるは既に論したるが如しと雖も然れども一國の財政なりとて又自ら經濟學に關ふ所の性質を具へざるることなし。故に兩者を取て何れも生産に従事する者となさば余は此の如き比較を立るを以て固より穩當なりと信ずるなり。諸君は此に由て經濟の意味に従て國家の費用を論ずるときは凡そ此の如し。所謂憲法費用と國家の歳出の性質は如何なる者なるかを會得せられしならん。所謂憲法費用とは

立法に關する事務の爲めに費やす費用なり。其之を憲法費用と稱する所以の者は行政費用に反對する名目にして一國の立法なる者は議會及び君主の掌る所なるが故に其費用も又自ら此二種の機關の要する所なり。而して法理的の考を以てすれば自ら他の費用即ち行政費用と異なる性質を有する者なり。行政費用は通常學者の純費用と稱する者なり。何が故に此の如く稱するかと云ふに國家の事務の爲めに全然消費する者なればなり。即ち此の費用は國家の事務の外毫末も費すと能はざる性質を帯び居る者なり。例令ば警察と云ひ司法と云ひ衛生と云ひ皆國家の成立する所以の上に於て一日も缺くべからざる者なり。而して如何なる目的を有するかと云へば國家の成立の爲めなりと答ふるより外なし。是れ純費用と稱する所以なり。而して其費用の大小は一國政治上の物貨の多少に由て變更し即ち一國の事務の繁簡に由て決定する者なり。又財政費用は政治上に於ける物貨の生産費と見るも可なり。是れ先に經濟學上に所謂勞力者の貢獻若くは生産に向て直接に消費する物品と比較したる所以にして一國の事務を行ふに必要な費用は此財政費用あるに由て生ずる者なり。而して財政費用は主

として國家の收入を徵收するに關する費用及び國家の經濟的の營業をなすに必要とする營業費なり。現今の國家に於ては人民に種々の模範を指示せしが爲に種々の事業を計營せざる可らず。或は國家の成立上より或は政治上の目的よりし、自ら從事せざるべからざる營業あり。或は自ら財産を所有して管理せざるべからざるの場合あり去れば此等は一國の收入を得る一の財源なるを以て其營業費用あるは固より自然の勢なりと云ふ可し。又國家の收入を得るに必要な費用とは通常謂ふ所の租税を徵收する費用にして此を徵收するには必要なる官衙を設立し直接に之を徵收する官吏なかる可らず。而して此等の爲めには自ら費用をも要すべく又官吏には俸給をも與へざる可からざるを以て租税を徵收せんには此に伴ふ所の費用もまた從て生ずるは避くべからざる自然の數なりと云ふ可し。

第六章 各國の費用を論ず

凡そ財政を論ぜんと欲せば其費用額を知り而して後相互の關係を知らざるべからず今歐洲各國の歳出は左の如し

費目	人口	獨逸	英吉利	佛蘭西	埃太利	魯西亞
人	45,400,000	38,000,000	38,000,000	38,000,000	38,000,000	38,000,000
交通費用	1,031,160	272,233	287,355	575,533	68,967	98,123
外交費	73,590	130,933	117,760	4,100	98,123	45,695
王室費	33,749	11,275	9,600	13,200	45,695	43,881
司法及び警察費	161,107	100,555	101,277	49,482	45,695	45,695
教育費	110,555	72,637	92,891	33,139	43,881	43,881
軍艦恩給費	33,749	21,985	44,604	27,934	?	?
徵稅費	50,321	55,755	84,330	29,533	?	?
雜費	337,825	48,680	78,357	44,704	148,087	148,087
内務費	729,806	366,358	599,390	321,033	683,811	683,811
陸軍費	359,893	408,433	430,661	174,690	659,524	659,524
海軍費	58,691	229,573	155,163	134,555	82,900	82,900

歳出論 第一篇 第五章 費用の種類を論ず

陸海軍恩給費	軍費合計	國債費	鐵道建築費	總計
四九,六〇六	四六八,一八九	一八三,七〇三	八〇,七三三	一,三七二,六九七
?	六三七,八五〇	六二九,二二四	〇	一,六二三,三七八
七二,三八五	六七三,三〇八	八五,〇六一	?	二,一〇七,二一〇
?	一八二,四五五	三三九,九〇五	六七六,〇三三	一,六八〇,〇六九
?	七二四,三三〇	三五四,八二七		

八八

費目	獨逸	英吉利	佛蘭西	奧地利	意大利	魯西亞
一人の種々の經費に負擔高付割合	七四	〇,八〇	一六六	五〇七	八九〇	二六三
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,五〇	〇,八二	〇,三七	〇,四八	〇,三三	〇,三三
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,八〇	一六六	五〇七	八九〇	二六三	〇,九八
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,五〇	〇,八二	〇,三七	〇,四八	〇,三三	〇,三三
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,八〇	一六六	五〇七	八九〇	二六三	〇,九八
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,五〇	〇,八二	〇,三七	〇,四八	〇,三三	〇,三三
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,八〇	一六六	五〇七	八九〇	二六三	〇,九八
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,五〇	〇,八二	〇,三七	〇,四八	〇,三三	〇,三三
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,八〇	一六六	五〇七	八九〇	二六三	〇,九八
一人の種々の經費に負擔高付割合	〇,五〇	〇,八二	〇,三七	〇,四八	〇,三三	〇,三三

教育	給養	稅	徵稅	雜費	內務	陸軍	海軍	陸海軍恩給	軍費會計	國債費	鐵道建築	總計
二,五九	〇,七	一,一八	五,三四	一六,八六	八,四三	一,三	一,二六	一〇,三	四,三〇	一,八八	三,三三	三三,三三
八,〇六	三,三	三,三	一六,六	五,三	三,三	四,三	三,三	三,三	三,三	五,八	〇,〇	一〇,〇
二,一〇	〇,四	二,五	三,〇	一〇,七	一,〇	六,四	?	一,八	一,八	一,八	一,八	四,七
四,四	〇,八	三,三	四,六	三,〇	三,三	一,三	?	三,六	三,六	三,六	三,六	一〇,〇
三,四	一,三	二,三	三,三	二,六	二,六	四,一	一,九	一,七	一,七	三,〇	?	五,六
四,三	一,三	四,〇	三,三	二,三	三,三	二,六	?	三,三	三,三	三,三	三,三	一七,〇
二,五	一,七	一,四	二,〇	一,一	六,八	〇,二	?	一,九	一,九	一,二	一,二	五,七
四,九	四,一	三,三	六,六	三,六	二,三	二,〇	?	三,〇	三,〇	三,〇	三,〇	一〇,〇
〇,六	〇,〇	〇,〇	六,八	六,七	九,三	九,三	?	一,七	一,七	三,六	三,六	三,〇
二,六	〇,〇	〇,〇	三,八	四,〇	九,九	四,〇	?	四,〇	四,〇	一,五	一,五	一,五

附記 尙ほ日本の經費は豫算書に依りて精細に知了すべし

此の如く掲出する所に由りて判然なりと雖も茲に各國の財政に付て概論すること亦た無用に非ざる可し。今各國の歳出を觀察するに當ては第一に如何なる目的に向て幾千の歳出を消費する乎を知らざる可らず。先づ其消費せらるゝ方法に付ては直接に人民の利害に關する者と左まで之に關係せざる者との二者を區別するを要す。例へば教育に關する費用或は内務事務に關する費用或は農工商其他交通に關する諸經費は國家の之を消費するに當り直接に人民の利害得失に關する者なり。然れども之に反して陸海軍費及國債費に於ける諸經費は其及すの結果直接に人民の利害得失に關せざるなり。今極端なる言を以て之を言はば軍費の如きは破壊的の目的に向て消費せらるゝ者と云ふも可なり。公債の如きも若しも其公債にして軍事の爲に消費せられなば其結果毫も前者と異なることなし。

今や此二種類の經費を一方に措き其他の諸經費を他方に措き其割合を比較する時は一國政府の事務は如何なる方角に向て施され居るやを知るに足らん。之を各國の財政に徴するに獨逸に在ては軍費に三割四分餘を費し而して國債費に一割三分餘を費すなり。而して五割二分餘の經費は内務費等其他人民の利害得失に關する行政事務に消費せらるゝなり。此點より見るときは獨逸の財政は大に人民に取りて好都合と云ふべきなり。加之獨逸に於る國債費は英國佛國に於る如く軍費の爲めに募集せし者は寡く却て電信若くは鐵道の如き政府興業的の事務の爲めに募集せし者大部分を占む。故に其結果たるや只た空しく消費したる國債とは異なること勿論にして國債を以て建設したる鐵道等より其元金に對して三割一分餘の利益あるを見ても明ならん。

英國に在ては軍費に其全歳出の三割九分程を費し公債に三割八分を費す。今之を獨逸の財政に比較する時は其結果日を同して語る可らず。抑も此の如き所以は他なし。百年以前ナポレオン戦争以來公債を募集すると多く而して其殖民地を擴張すると同時に之を保護せんが爲に海軍の擴張を要し爲に此二費の割合をして多からしめしなり。其公債費に至りては全く軍事の爲に消費したる者なるが故に之を以て後來に於ける人民の利益の爲めに消費したるものと云ふを可す。然るに海軍費に至ては稍異なり。夫の歐洲大陸の軍費は主として破壊的の事業

の爲に消費したる者なりと雖も英國の海軍費に至ては其商業を保護し人民の海外に於ける利益を増進するを以て重なる目的とせり。故に英國の軍費は敢て恠しみ且つ嘆ずべきに非るなり。又英國の財政を觀るに内務費等至つて少なし。併しながら英國は他國と異なり百般の行政は是を地方の自治に委任したる故に其中央政府の費用は自ら少し

佛國は以上の二國と大に其趣を異にす。同國に在ては國債の爲めに全歳出の四割を費し軍費のために三割一分餘を費す。是を以て教育内務等其人民の直接利益に關する行政費は其割合少なし。殊に驚く可きは國債の爲めに全歳出の半ばを費すに至らんとすること是れなり。佛國の國債費は夥多なるに關せず人民は尙ほ之を増加することを嫌忌せず。且つその償還を希望せざるは之れ實に他國民と異なる意想を有する一點なり。而して此國債は多くは軍費の爲めに費したる者なり。間々鐵道或は港灣の改良に費したる者なきに非るも是等は近來の計畫に係る所なり。故に之を國債の全額に比すれば實に僅少なり。抑佛國財政に付て注目すべきは只此等二費の多きのみならず其歳出の追々と増加するの傾向

りて常に歳入に超過するとは是れなり。然るに此の如きにも關せず人民は政府費用の増加に頓着せず代議士も亦た之を見て怪まず。而して歳出の増加する所以を尋ねるに他なし代議士は政府の財政を利用して自家の利益を計らんとする者あるに由るなり。假令ば或地方の代議士は其地方の爲めに特別の費用を議し或は特別の勞力者の爲めに救濟費を建議提出すると云ふが如し。此事たる佛國政治家等の能く注意して其弊害を矯めざる時は佛國の人民は國債費の負擔に堪へざるに至るや必せり。尙ほ一の注意す可きは佛國人民は己の負擔の増加するを以て毫も意に介せざる事是れなり。其言に曰く軍費を増加して益々軍備の完全を謀る可し。然る時は其の他の諸國は軍費増加の競争上に於て必ず佛國と平衡する能はさるへし。而して實際其然るや否やを觀察するに偶然ならざる事もあり。其源因たる一は佛國に在ては人民の貧富甚しく懸隔なくして皆勤勉なりと又一は歐洲各國人が佛國を以て一の遊樂園となし茲に來て多くの財寶を消散するに在るか如く見ゆるなり。之を以て佛國人民は他國人民の企て得ざる所の一の收入の途を持てり。是を多くの國費を負擔して少しも嫌忌せざる理由な

り。今佛國人民の一人の負擔額を見るに殆んど五十七マルクに達す。之を各國の人民に比較すれば其負擔遙かに多く而して此事たる學者間に於て財政上の奇異なる現象となせり

澳國の財政を見れば軍費に其總歳出の二割三分餘を費し國債に其三割八分を費す。故に以上二種類の經費は總歳出の六割餘を占む。之を佛國或は英國に比すれば稍や都合よく見ゆるも然れども其實際を見る時は大に否らざる者あり。只た統計上に於て顯るゝ所のみを以て澳國の財政を計るべからず。此國は獨逸人より成れる所の埃太利部及マキヤール人より成れる所のハンガリーより成り而して國內人種上の争ひ常に絶えざるのみならず尙ほ諸國の間に介立して屢々攻伐せられたるを以て財政の都合は年々困難の地位に陥らんとす。而して國內に於ける種々の財源は他の歐洲諸國に於ける如く其發達速ならざるが故に國內の商工は其負擔の重きに苦しみ農業者は其地租の重きに苦しみ都會の人民は政府の要求に苦しむが如き形狀なり。故に歳入の常に其歳出を償ふに足らずして年々經費は不足し其不足は變じて國債或は不換紙幣となるが如き有様なり。然れ共

政治上の原因よりして其歳出をば減する能はざる有様なり

魯國に於ては軍費の爲めに總歳出の四割四分を費し國債の爲めに一割五分を費す。軍費歳出は非常の者なり。恰も佛國が其國債の爲めに四割餘を費すと同一の割合なり。之れは彼の歴世歴代相守りて變ぜざる攻略主義の結果にして實に魯國の財政は軍費の爲めに苦しむと云ふも敢て不可なからん。國債に至ては其割合左まで多からずと雖も年々歳々其歳出に不足を生ずると遠征を企るとの二原因に由て其額を増加する傾あり。故に或る經濟學者は魯國の財政を論して現今の形勢にて往く時は將來二十年を支ること能はざる可しと云へり。今其國債の増加する一斑を擧んに獨逸の統計學者コルゴの言に依れば千八百六十五年には魯國の國債は六億九千万マルクなりし。然れ共千八百八十二年に至ては其額非常に増加して三十億五千五百万マルクとなれり。而して此十七年間に於て魯國は左まで大なる遠征を企てたるとなきも猶ほ斯く増加するを見れば實に魯國財政の困難なるは言ふを俟たずして明なり。現今と雖も尙ほ年々國債の増加は一千万マルク程の割合なり。而して此他に魯國々内に於て通用する不

貨幣は其價格非常に下落して例へば三、一ルーブルの紙幣は其價下落して二、二ルーブルの割合となれり。而して是れ皆政府の負擔する國債と云ふも可なり。以上歐洲諸強國と其趣を異にし尙ほ且つ世界の大国たる所の者は亞米利加合衆國なり。今同國の財政を調査するに其年々國債の爲めに支出すること五千九百十六万弗にして外交及び内務に費す所六千八百六十七萬八千弗及び亞米利加印度人の爲めに費やす所七百三十六萬二千弗なり。而して軍費及び恩給費は四千八百九十二萬一千弗及千五百二十八萬三千弗なり。其他臨時費に消費する事六千六百一萬二千弗にして歳出總計は二億六千五百四十萬八千弗なりとす。合衆國の人口は殆んど七千万なるを以て其一人の負擔額は三、六弗餘なり。故に之を日本の貨幣に算用するも尙ほ五圓以外に過ぎざるなり。之を歐洲各國に於ける歳出及び其人民の負擔額に比較する時は實に非常の差ありと云ふ可し。該國の富は宇内に冠絶して英國佛國の富を以てするも尙之に及はず。然るに歳出の此の如き者は抑も其故あり。之れ全く歐洲諸國と其建國の躰裁を異にするに依る。歐洲の諸國は建國古く人口多く耕作すべき土地に限あるを以て比較上其富の増

加は合衆國に於るか如く速なる能はず。之に反して合衆國は建國新たにして土地に富むを以て資本を用ふるの地甚多し。故に之を適當なる場合に應用するを以て富の増加は實に驚くべき程に速なり。此現象たる縦ひ租税を同するも尙ほ且つ歐洲に比して租税を負擔するに困難せざる可し。然るに之に止らずして合衆國の歳出は他の國々に比して更に割合少きの理あり。其所以たる畢竟國を建てたる事新しきに依る。凡そ建國古き時は外國に對して種々の關係を有する故に自ら政治上歳出を増加せざるを得ず。而して内に在ては種々の歴史的に遺傳せる百般の行政上の目的に費す所ありて其費用自から増加せざるを得ず。然るに合衆國は建國新しく此等二種の關係より生ずる所の歳出を免るゝを得。是れ他國に比して大に經費の少なき所以なり。其他合衆國政府は無限(比較上)の土地を有するを以て財政上之を利用して以て其歳出を補へり。假令ば新たに鐵道の建築を企る者あるときは補助金を與へざる代りに其線路の近傍に在る土地を無代價にて與へ或は學校を建築する者ある時は之れ亦補助金を與へずして土地山林を與へ凡て此の如く土地を利用して財政を整ふるは合衆國財政政略の一般な

合衆國の財政特殊なるは前述のみに止らず其收入に付ても他國と大に異なる所あり。凡そ何れの國にせよ其歳入多くは土地其他の財産より入るを常とする者なるに合衆國は其土地の廣大なるにも關せず地租より入る收入は實に僅少なる額なり。而して其歳入の多分は海關稅より成立するは諸君の知る所ならん。其國の富は日に月に増殖し其製造工業次第に盛なるのみならず人口の増加も著しく外國貿易の額は年々増加するに當り保護貿易の主義を取りて關稅を徵收すること合衆國の如くなる時は之より入る所の收入多額なるは自然の理なり。其收入多額にして年々費し盡すこと能はず銀貨國庫中に充満するは實に合衆國財政上の一奇觀なり。斯く收入に餘あるを以て其政治家等が勵もすれば無益の事業を起して妄りに國費を増加するの傾あり。此點より觀察するときは歳入の不足は固より恐むべきことなれども歳入に餘あればとて決して可なりと云ふ能はず。故に斯る國の事は例外として決して模倣すべきに非ざるなり

第七章 俸給論

嘗て述べたる如く國家の歳出は種々の部類に區別するを得るが財政の政界上よりして必要なるは其議會に對して生ずる所の關係に付て起る所の區別なり。而して右の關係に付ては或は臨時及び通常經費の二種に區別するを得。又は憲法行政財政の三種の費用に分つことを得。併しながら費用の細目を論ずるに當りては必しも右の三種の中其一に依るを要せず。故に後來論ずる所は先づ初に政府の義務若くは規定したる部分を問ひ然る後年々變更する行政及び財政に及ぼんとす。而して所謂確定費に屬する者にて間々行政若くは財政費用の範圍内に亘る者あり。例へば俸給の如き是なり。是れ財政上大切な費用の一にして只に政費の上に於てのみならず國家の事務を行ふ所以の上に於て然るなり。殊に社會の發達に伴れて國家の政費次第に増加し之を處理する所の吏員も亦た特別に熟練經驗ある事務官を要するに至るを以て斯る官吏を使用せんと欲せば必らず適當なる俸給を與へ之れを優待して専心其の事務に従事し其事蹟の擧らんことを望まざるべからず。俸給の増加を要するは實に之れのみならずして經濟社會の發達するに従て物價次第に騰貴するが故に貨幣を以て其報酬を受ける

官吏の俸給は名稱上よりして次第に其額を増加せざるを得ず

官吏俸給の制度は之を任用する方法に由て大略四種に區別するを得。第一は
 獨逸制度、第二は佛蘭西制度、第三は北米合衆國及び瑞西共和國に行はるゝ制度、第
 四は英國制度なり。獨逸の官吏を任用するは重に高等官に重きを置き而して高
 等官をして行政に關する百般の事務を取扱はしむ。故に之を任用するにも嚴密
 なる制限ありて學識及び經驗の二者を具へざる時は官吏たるを得ず。學識とは
 一定の教育を受けたるの意にして經驗とは一定の時間内事務の見習を爲すとな
 り
 以上二者の資格を有する者は嚴格なる式を以て君主が命する者なるにより官吏
 たる者の位地も自わら儘かに其長官等の意見に由て容易に任職する能はず。資
 格を有する官吏は殆も官吏となる可き權利を有すると云ふも不可なし。既に此
 權利あり。故に之を免じ之を請けんと欲せば必ず裁判上の手續に依て官吏の失
 職過誤あるを證するに非ざれば能はざるなり。是れ則ち官吏たる可き權利あり
 と云ふ所以なり

佛國の制度の如きは幾分か教育の必要あるを認むると雖も其資格必しも獨逸に
 於るが如くならず、且の其地位も動き易し。北米合衆國等に在ては官吏は勿論資
 格を要せず。政黨の變遷に従て之を任免するなり。故に官吏たるの年限は君主
 の意或は法律の規定に依て定るに非ずして己の屬する政黨が國家の政權を握れ
 る間なり

英國の制度は以上の諸制度と其趣を異にして或種類の官吏に至りては間々資格
 を定むる事なきに非ずと雖も多くは上官の意見を以て任免するなり。而して英
 國の制度に従へば其重きを事務官に置き高等官は只行政の事務を監督するに過
 ぎず。其任免は重に政黨の輿論に相伴へり

以上四種の制度を通過するに獨逸の俸給制度は尤も費用多きに似たり。乍併其
 何れが如何れか得なるかを判断するには須らく左の二點に注意するを要す。官
 吏の勢力なるものも通常經濟上に於ける勢力と左まで異なるとなし。故に勢力
 の優劣を判断するには勢力より生ずる結果に注目して勢力に費す費用と比較せ
 ざるべからず。實に質額の高低を以て其優劣を判する能はず。故に獨逸制度に

依て任用する官吏の勞力か功を奏する事多ければ設令其俸給多しと雖も決して政費上損ありと云ふを得ず。次に尙ほ注目す可きは官吏の報酬なり。抑も官吏の報酬は必しも國庫より受取る所の俸給のみなりと云を得ざるは之を佛國或は北米合衆國の實際に徴して明かなり。國庫より受取る所少頼なれば官吏たる者其私を營み或は人民の賄賂を貪りて廉潔の風を失ふべし。若し斯る事屢々行はるゝ時は人民は官吏の俸給の爲に負擔するのみに止らずして苞苴賄賂の負擔をなさざる可からず。故に俸給少なしとするも實際人民の官吏の爲に負擔する所甚だ多く勢ひ此の如くなる時は官吏の俸給を減じて却て人民の負擔を重くすることに同じ。實に人民の負擔を重くするのみならず一般の徳義心を害すること甚だ多し。之れ宜しく注意すべき事なり

俸給上より増加する政費を節減せんと欲せば二の方法あり。第一法は報酬即其俸給を與ふる必しも貨幣に依らず。俸給の一部分は物品を以て支給することはなり。然る時は經濟社會の變動に連れて物價の騰貴下落に依て官吏の俸給に影響を及すこと少なくして之より生ずる政費を防ぐを得べし。第二法は自治制度

を布き名譽官吏を利用し以て俸給を省く事是なり

第八章 俸給に關する原則

經濟的の論理を以てすれば官吏の勤勞をも認めて一種の勞力となすを得べし。既に之を以て勞力と認めたる以上は之に對する報酬をも又た一種の賃銀と爲すを得べし。此點にのみ着目して報酬を以て一種の賃銀視したるは古來學者の常なりき。然るに近世に至り勞力者の賃金と官吏の報酬との間には同一視すべからざるの區別あることを論ずるものを生じたり。更に官吏の勤勞は通常經濟社會に所謂勞力と其性質を異にする所あるが如し。第一の理由は一方は私法上の規定に基き資本家及び勞力者との間の契約に由りて定まり他方の俸給なる者は全く之と異にして決して雇者被雇者間の契約に由て定まる者に非ず。公法上の規定に由て決定する者なり。今如何にして官吏の勤勞を規定するかと云ふに先づ初めに官吏の勤勞には高等と下等との階級を立て而して其下等の勤勞をなすもの進んで高等の勤勞を爲し得るの望及び資格を有せしむるなり。此が爲めに官吏は官吏となるに先立て必ず一定の教育を受け以て其資格を養成せざるべか

らざるは前既に述べたるか如し。故に一たび下等官吏となるものは法律の結果として次第に進んで高等官吏に至るを得べし。是れ官吏たる當初に在て已に其約束ありたるに等しければなり。故に一たび官吏たる者の職を免するにも又た其官を移すにも決して雇者即ち政府の意見を以て之を爲し能はざることとは夫の經濟社會に於て雇主か其意見を以て自由に被雇者を解雇し得るとは全然異なるなり。故に官吏の勤勞に報酬する俸給は其性質決して勞力者に於ける賃銀と同しからずして自ら公法上認むる所の原則あり。特に官吏を任免する件に述べたるか如く官吏は有らゆる力を盡し以て其職に従事せざんばならず。勤勞に酬ゆる者たらざるべからず。苟も官吏にして自由勝手に己の欲する所に従ひ或は他の役務を勤むるとか或は他の俸給を受けるが如きは固より禁ずる所なり。而して其俸給額を定むるは又た需用供給の理に由るものにあらず。夫の經濟社會に於ては賃銀なる者は賃金基金と勞力者との關係を以て定めらるゝと雖とも然れども所謂官吏の給料なるものは官吏の數と及び國家の財政上官吏に給する額との比例若しくは其關係を以て定まる者に非ず。約言すれば俸給額と官吏の多少と

に依て定まる者に非ず。官等の進むに従て俸給額を増加する者なり。蓋し此事に付ては左まで疑を要する所是なきも歐洲諸國に於ける或種類の役目に付ては少しく論ずる所なきを得ず。凡そ通常一定の責任を有する局長の如きと其下に屬する官類等の俸給とは甚しき大差あり。而して其局長の數には自ら限あれども其下級の數甚だ多し。若し夫れ故に官等を以て俸給の差を立る時は多額の俸給を受くべき者少なく少額を受る人は多き譯なり。而して其事務の如きは果して如何なるか又壯年者の如き官吏となりて尙ほ未だ多くの年限を経ざるものは老人にして永く官吏となり居る局長等の職に就くに堪へざるか。否決して然りと云ふを得ず。然るに其此の如き者あるは他なし。苟も秩序を重んじ規則立たる社會に在ては其抱負する處の學識如何に拘らず少壯なる時に在ては重要なる職に在るを得ず。即ち社會秩序の上より老年官吏の重要なる地位を退かざる間に継令後進の有爲者充満するとき其適當の地位を得るを得ず。故に此點に關して注意せざんばあるべからず。况んや官等の高下を問はず其事務の同一なる場合多きに於てをや。故に日本にても府縣官制に於て其官等を異にして却て其俸

員を同列するの例ありたり。以て官等をして其俸給に増減あるは假令適當なり
 とは云へ又注意すべき者なることを知るべし。……
 已に述べたる如く一たび官吏の地位に立ちたる以上は自由に他の職に任じ又其
 俸給を受くるを禁ずるは言を俟たず。尙ほ他に職を替みて利を得るとも等し
 く禁ずる所なり。我國にても官吏の商業をなすを禁ずると雖も未だ或る種類の
 方法を以て其収入を得るを禁せず。而して商業を営むが如きは勿論禁す可きの
 道理なり。何となれば是れ國家の牀面と國家の利益とに背反するものなればな
 り。即ち官吏にして種々の營業をなし以て一個私人と其利益を争ふが如きあり
 とは大に官吏の徳義心を嘗も又大に人民に不快の感情を起さしむべし。若し官
 吏にして暇暇に職業を營むとせんか之が爲に勤む自ら其本務を怠惰にするの
 患あり。時に官吏は商業を營むを禁ずるは人民の利益を保護する上に於て必
 要なりと云ふべし。凡そ官吏は一般人民に比して甚だ都合好き地位に在るもの
 なり。即ち外交上の關係と云ひ其他の營業並よりするも政府の意向を知り以て
 平時に利を得るを得べし。假令は税關官吏の如く輸入の税率に關し或は商

品製造等其國を爲る人民に比し不便宜なるが故に彼等をして若し商業を營まし
 めん乎貿易商なる者其事が爲るに利益を得るべし。是れ唯た一の例に
 過ぎざるも亦以て他を推すに足るべし。……
 尙ほ茲に官吏の俸給と勞力者の賃金と異なる一の要點あり。蓋し俸給なる者は
 俸給に關する制度法律を以て其全許を規定しあるものあり。故に苟くも官吏た
 る者は必ず其俸給制度に従ひ俸給を受ざるべからず。之を勞力者が一人一個に
 其資本家と約束して以て賃金の額を定むるに此すれば自ら異なる所あり。賃金
 の額は人々に由て異なるものにして職業は同一なるに非よ約束如何に由て多少
 ある者なり。然るに俸給に至ては幾も法律規則を以て決定しあるが故に俸給の
 額は各人に由て定まらず。之を概言すれば賃金は人に由て定まらば俸給は官等に由
 て定まらば人に由て定まる者に非ざるなり。……
 斯く俸給の額は大凡そ特別の性質を有するが故に單に額額の考を以て定むべき
 ものに非ず。然らば善し損得の考にて定むる能はざるにもせよ其俸給額を定むる
 所の標準なくんば計はざるべし。夫の私經濟上に於ては勞力者の賃金を定むる

に勞力より生ずる利益と當時の生計の標準とに由るものなり。然らば官吏の俸給を定むるにも此の標準あるか。人或は曰く俸給は宜しく官吏となるに必要な教育費の多少を以て定むべしと。然れ共此の如きは物體的に偏したる議論と云ふべきのみ。官吏の勤勞は其性質に於て殊別なり。既に殊別なる以上は宜しく官吏の社會上并に政治上に於けるとも考へ以て之が判斷の材料に供すべきなり。今假りに教育費の點より之を決するとせんか其教育費なる者は勿論官吏の性質と土地の情況とに由て異ならざるを得ず。高等教育を要する官吏の費用と左まで教育を要せざる下等官吏の費用との間に大差あり。又英佛等の如き人民生計の度高ければ其教育費用も從て大なりと雖も之に反して生計の度低き印度支那等に至ては此が教育費も從て少からん。故に察め何れの國にも通する計算をなし以て一定の標準を與ふるや極めて難しと云ふべし。今獨逸に於ける或種類の官吏たるに必要な費用を舉れば大概左の如し。但し其計算は統計家エマケル氏の説に従ふ者なり。即ち先づ通常資本の利子を五分として技師の場合に在ては普通職に就て収入を得るは廿六歳より始まる。而して人生七十年と假

定し廿六歳より六十五歳までを勞働の年限とし廿六歳までに至る教育費はベルギーに於て平均五千四百圓内外に在り此教育費を以て二十六歳より六十五歳に至るまでの間に俸給の中に入れて償還する者とせば一年に三百十圓宛を要せざるべからず。故に此技師の俸給は右の償還費に加るに生計に必要な費用と其他の費用とを要せざるべからず。而して高等官に至ては獨逸に於ては三十一歳にて官に就くを得るものは最も早き者と云て可なり。今此三十一歳を以て通常官吏就職の年齢と假定して六十五歳まで在職するを得るとせば其働き得べき年限は三十四年なり。而して三十一歳までは教育費及び其他の費用は七千三百六十圓なり。即ち之を三十四年間に償却するものと算すれば一年に四百五十一圓を償却費として其給料中に含蓄せしめざるべからず、但し茲に高等官と云ふは司法官及び行政官等に限るとなり。以上の二種は主として高等なる官吏の場合を計算せる者にして退て下等の官吏若くは勞力者を觀察するに通常は十五六歳より其職を求めて已が生計をなす方便を求るなり。而して十五歳までの教育は同一の方法にて計算すれば七百五十圓となるべし。此の場合には等しく六十五

歳まで就職するものと認めんに年々の給料中に教育償還費として四十一圓を含まざるべからず。此の如く經濟上に於る生産費用に依り賃金を定めんと欲するも適當なる標準を立つること難し今此標準より俸給を定めんとすれば高等の俸給は其初より實に大なる額に至るべく償還費のみにも莫大なるに加るに生計費を以てせば頗る大なり。是れ決して採るべきの論に非ざるなり。先づ斯る説を差るとするも要するに官吏の俸給中には左の費用に必要なる丈の金額なくては不都合なり

第一 官吏となり居るには自身及び其家族を養ふに必用なる費用は必ず給料中より辨するに足るを要す。若し家族を養ひ自己を扶持するに當り其俸給低きに過ぎて地位を傷ふ如きは憚むべき事に非ざるなり

第二 在官中若し不幸にして不時の出来事に由り年尙ほ壯なるに職に堪へざる場合に不都合なき様態ゆゑ此れが補をなす丈の餘裕あるを要す。或は曰く官吏の俸給は官あるが爲め僅く故に在官中其地位を保つたゆゑに費すべしと。然れども細かな物の事情を察するに若し官吏にして將來を思はざるに於ては不時の不

幸に遭遇するに及びて災害其人に及ぶのみならず引て官吏全轉の地位及び國家の尊嚴を失ふに至るべし。故に宜しく平時に在て不時の計を運すを要するなり

第三 既に年老て其職を辭するか或は其職に堪へざる時の備をなすに必要なる餘裕を存すべし。蓋し其理由とするところは第二と同し

第四 年々官定自身の教育に消費したる者の償還として幾分か辨償するべし。此事に對ては既に詳論したる處なるが大體上より考ふれば充分なる償還金を含むを要せず。只た官吏たる者の子孫の爲めに教育費を要する者なるか或は其補助となすに足る者を含むは則ち可ならん

第五 或場合に於て其職務に必要な費用を給するを要す。假令は交際費の如き之れなり。各國に使節を派遣して以て其君主を代表せしむるには通常の生活費にては不足なり。己れの國を代表し其國の尊嚴を保つには非常に大なる費用を要すべければとて通常の俸給中より支辨し得べきに非ず。故に何れの場合に於ても必要なりと云はれざるも或も場合に於ては交際費用を以て俸給中に含むの必要なり

以上述ふる所は官吏の地位を以て大切なる者と思ひ官吏を以て流俗の外に立ち
 國家の爲めに誠心を捧げて盡力する者と假定して言へるところなり。而して之
 を唱ふるは獨逸の行政財政學者等なりとす。畢竟此の如きは偶然に非るとなり。
 何となれば今日獨逸の政治上經濟上其他百般の進歩は斯る官吏の助成せし處な
 りと認むに因ればなり。斯く云ふも以上述る所は只だ大體に過ぎずして俸給の
 額に至ては或は風俗如何に由て差あり。或は經濟上の發達如何に由て多少あり。
 又物價の高低に由て多少なきを得ず。明治十一二年以來物價の騰貴するに當り
 下等官吏の増給を唱へしも亦た一例とするに足るべし。今又土地により經濟上
 の工合より生活費に別を生ずることを得せんが爲め年々三千三百圓の俸給を受
 る高等官吏の生活費をハルツィンとハイプインの一都府に於る有様とに比較す
 るに實に左の如し

府名	家計費	家賃	薪炭	衣類	衛生	小兒教育	租稅	雜費	合計
伯林	1050	500	100	430	50	100	80	100	2750
ハイプイン	830	380	50	350	30	110	40	130	2030

次に官吏の等級に由りて俸給の差を立るとは之れ又一の難事なりと云ふ可し。
 何となれば先づ等級の尤も低き官吏の俸給は何程の額を以てすべき乎。而して
 其等級の進むに従ひ何程の差を以て之れを増すべきか。又其増加は何程の點に
 及ぶべからすと云ふの三要素よりして之を定むるは勿論社會の形勢に依らざる
 可らず。先づ最も低き俸給の官吏に任せらるゝは通常書生場りの人なり。而し
 て書生の如き親身者なる故其自身を養ふを以て俸給の定度とし年の進むに従ひ
 俸給の額を増加して次第に家族を養ふに適當ならしむ可し。又繼令其官吏の等
 級は變ぜざるにもせよ在職年限多きに從て次第に其額を増すを要す。此事たる
 官吏の俸給を定むるに最も必要なる事なり。高等官吏の數は等級高くなると隨
 ひ其地位少し。故に土官にして退職するか將た死亡するに非ざれば下級に在る
 官吏は進級する機會なく設令多年其職を勤るも其俸給を増すに便なし。此弊を
 防がんには須らく在官年限によりて地位の高低に拘らず幾分か俸給を増加する
 の運を作る可し。日本の俸給制度は三等級に分たれあるが其分てを精神は兼し
 在官年限に非ずして事務の繁閑に由れるものなり。故に此點より見るときは適

當なりき云ふ可なり

日本制度に依て見れば官吏の俸給官吏の等級は勅令を以て之を定るものにして
長官之を變更し若くは官位勲階の度によりて是が差違を重なるを得ず。従て勲勉
の度に従ひ其長官の見込に基り俸給を増減して以て賞與を行ふこと能はず。加
之俸給の額も既に一定しある者なり。斯くの如く或る官吏にして假令多年同一
定の官を奉職するも其俸給増用の額は一定し居るものなり。斯く俸給の制度に
彈力なきは官吏を賞與し之を獎勵する所以に非ず。是を以て補遺等に於ては一
の便利方法を設け先づ官制を以て官吏の数を定め從て之に相當する俸給の金額
を定め置き而して各官吏の俸給は其最下額を定め其制限を超へざる以上は長官
の見込に從て其俸給を増減し以て此が獎勵を計るが故に官吏中他に秀でたる者
若くは多年同一の官に奉職する者は假令其官等他と同列なるにせよ多分の俸給
を受くるの利あり。故に日本の制度に従へば或場合に於て勲勉の官吏に對して
其勲勞に報ひんと欲せば必ず俸給外の金額より賞與を與へざるを得ず。去れど
補遺制度に従へば各官吏の俸給を定るに當りて其れと共に賞與を行ひ得るの餘

地あり。故に補遺金の如き別段に無用の者を要せざるなり

俸給にありて論ずべきものは官位勲階の恩給令なり。之れに付ては文武夫々の恩給
令あり。俸給と云ふは官位に關するものは特別の規定に基て只だ行政上に涉るのみ
に非ざるを以て茲に其恩給令に關する者のみを論ずんとす

恩給令 所謂恩給令とは若くは不時の恩給或は官位其人の死したるか爲め其
子孫に恩給を與ふの恩給を云ふ。假令若くは官位は常に其俸給中より貯蓄し
て其恩給令に依りて或は貯蓄銀行に預かるも不可なるが如しと雖も未だ此
等を以て恩給令と云ふに足らず。何れに於ては私立會社に托しては危険なるを
懸念する人等貯蓄するも限らざればなり。故に官位の位置を獨立の者と認め
其恩給令に依りて恩給を欲せば宜く此制を課す可し。況や恩給令に因り官位の其職
に在る場合は國家の恩に關りては恩給令に於て必ずしも恩給令に於て必ず。補遺の
制度に依れば恩給を受けるの資格を得るは中年在官しなる後なり。而して其十年
に達しなるときは恩給令に受取る俸給の及寸分の三十を得るなり。而して其後勤
勉の功績に依りて二十年毎に及寸分の一を與るを例とす。故に四十年の後其恩給

現俸給四分の三を以恩給として受る筈なり。但し十年勉勵の後に至て直に恩給の澤を受けんと欲せば政府の都合に依り退職するか若くは其他の爲めに不時の困難に罹りたる時にして自己の都合に由り退職する時は之を受るを得ず。而して廿五年以上となれば如何なる原因を以て退職するも恩給を受るを得べし。日本の制度に依れば十五年間在官の後始めて恩給を受るを得べし。而して之を得る権利を得るは其年齢六十年以上に至らざれば能はず。故に少壯より官に就き二十年三十年在官したる者と雖も辭職するに當り年齢六十歳以下なるときは恩給を受るを得ず。故に在職十五年にして恩給を受るを得ると云ふの意味は行政上の改革に因り廢官ある場合か或は職の爲めに災難を受けて奉職する能はざるに限りたる。而して十五年在官して後受る所の恩給額は現俸給の二百四十分の六十にして爾後勤続するに従て一年毎に現俸給の二百四十分の一を増加して遂に二百四十分の八十に至て止みたり。故に若し在官三十五年にして退職する者とすれば殆んど恩給として現俸給の三分の一を受るを得るなり。是を以て之を見れば日本の恩給額が年々増加するは二百四十分の二にして獨逸の三分なり。

故に増加の額は獨逸の制は遙に日本に超ゆ。而して日本の恩給の最多額は現俸給の三分一なれども獨逸は四分三なるを以て其大に異なるを知る可し。是れ必竟獨逸に於て官吏を職業とせる者に重きを置くに由る。恩給に附屬するものは寡婦孤兒の扶助料なり。獨逸或は日本にても均しく之れあるも日本は獨逸に比すれば稍や少し日本にては寡婦は其夫の受くる二分の一を得孤兒は四分一に過ぎず勿論寡婦及び孤兒の二人ある場合には寡婦にのみ限るものにして孤兒の受るは寡婦なき場合に限る。孤兒の扶助料は丁年に達して止め若くは官費を以てする官立學校へ入學すれば止むなり。此事に付き日本と西洋諸國の制度を異にすることは泰西諸國に於ては必らず寡婦と孤兒との扶助料を分て與るも日本にては兩者を合して與ることなり。故に泰西の例に従へば寡婦孤兒各特別の扶助料を受くるも日本にては寡婦及び孤兒の二人ある場合は寡婦のみ之を受く。是れ家族制度の遺物にして家族は其長者に従ふと云ふ理に基きたる者なり。其の他俸給と密接の關係を有するは官宅の制を設くべきや否やと云ふこと其一にして又非職の制度を存すべきや否やと云ふ事其二なり。茲に注意すべきは今

日官吏をして非職せしむるに付ては徒らに無職の人を養ふに外ならざるを以て宜く應ず可きなり。只た之れを廢するに當り注意すべきは今日官吏をして明日賂傍に迷はしむるが如き弊害を防ぐ爲めに恩給令を以て之れが缺點を補ふ可し。又官宅は官吏中の重なるものに限る者にして外國に對して其國威を代表するに當り必要なる場合のみに限る可し。尙ほ一の論ず可きは兼官の制度なり。一人の官吏をして二三の官を兼ねしむるは事實止むを得ざるに出るならん。然るに官吏をして専心勤勉ならしめんには到底應ずざる可らざるものなり。日本にて明治十九年制度の改正ありしに當り之を廢せしも現今又暗に之を再興したるの頗あり。吾人は之か爲めに嘆せざるを得ず。

旅費 官吏の巡回するに當り其手當として給する旅費は矢張り俸給の一問題なり。實に此事なる邊分に之を與れば當に政府の損失たるのみならず却て官吏をして廉潔其操れしむるの媒介となるものなり。而し乍ら若し又た少きに過る時は補て事務の滯滞を來すのみならず之と共に官吏をして不正を爲さしむる媒介となる可し。故に旅費に就て必要なるは勿論其の巡回するに當り必要なる費用を

辨するに足るを定度として之を給與するを要す。乍併必要なる費用を給するに足ると云ふ定度は實に事情に因て變じ又た場所と時に因り其他種々の經濟上政治上の關係より變するなり。故に或實際上の標準に従て一々旅費に關する費用を規定するは殆んど出來難き事と云て可なり。若し之をして果して出來難き事とすれば之に代るの方法は斯の如く實際上の標準に由て定めずして或一定の額を見計らひ一時に之を支給し官吏をして自ら之が宜しきを計るの法を講せしむる方可なり。此法に因れば旅費は一種の機密費たる有様を現はして政府は之を支出し又た之を支拂ふ上に於ても大なる手数を省くを得べし。併し乍ら通常何れの國に於ても採用し居るところの制度は此簡便法に非ずして凡そ二種の部分より成るどころの旅費を支給するを常とす。即ち旅費日當及び巡回費用之なり。旅費日當とは官吏の巡回する時日中一日毎に一定の金額を支給するものにして巡回費用とは道路の長短及び便不便に由て定めたる旅行費用なり。日本に行るに現時の旅費制度は實に繁雜にして之を支給する國庫も亦之を受取る官吏も共に繁雜なる手数を要す。其法を見れば先づ日當なる者ありて一定の額を給與す

ると共に所謂巡回費用としては汽船汽車腕車を用ゐるの如何に依り其額を増減するなり。又た官吏の其管内を巡回する時とは其額を異にして管外の時は多く管内なれば少し又た赴任旅費なる者ありて或地より或地に轉任する場合等には特別に支度料の如き者として之を給與するなり。又た月額旅費なる者あり。地方廳内の收税部官吏の如く常に地方を巡回するを職とする官吏には毎月一定の旅費を給與して以て巡回旅程の長短に由り之を増減せず。是に由て觀れば月額旅費は稍、初に述べたる機密費となす處の形を備ふるなり。實に常に巡回し居る吏員等に給するに通常の旅費支給法を以てせば獨り不經濟たるのみならず此が爲めに大不便を感ずることあり。故に此方法は自ら存在せざるを得ざる者なり。而して旅費は親任官勅任官に由りて其額異なり奏任官は一等より四等迄五等より六等及び試補迄の二級に分ち判任官は四等以上五等以下は又其額を異にするなり。

第九章 財政費用を論ず

所謂財政費用とは政府が其收入を得る爲めに費す處の費用なり。故に政府を以

て或る一の事業を營む者と假定せば財政費用なる者は即ち其營業費用と同一視して可なり。故に財政費用は他の部分の政府費用と全然其費消せらるゝ目的を異にする者なり。他の政府費用は國家の事務を行ふ爲に費す者なるに財政費用は此等の費用即ち國家の政務を行ふ爲に必要な費用を得んが爲めに費す處の費用なり。故に此費用は直接に國家の政治に關係を及す者に非ず。茲を以て、或は此費用をば政府の豫算より除て豫算上に現すを要せずと云ふ者ある程なすも然れ共政府の財政上より看察すれば等しく之を豫算上に表さざる可らず。是れ一は政府財政上の景況を一目瞭然たらしむるを要するに依り、一は政府事業の景況は收支相償ふに足るや否を證するを要するに依り、一は國有財産等の現況を現すを要するに依り、一は租税を收むる費用の大小を現すを要するに依り、一は國家の總然政務に費す費用と之が收入を得る爲に要する費用の割合を示すに依りなり。是に由て觀れば一國財政の善悪は全く此費用の多少に依ると云ふも敢て過言に非る可しと思ふなり。財政費用にして多からん乎是れ財政整はすして其人民が政府の徴收に苦惱するの證なり。之に反し財政費用少く政費割合に多か

らん乎財政整ひ人民負擔に苦しまざるの證なり。故に財政に従事する者は忽諸に附す可らざるの要點なりとす。

假りに政府を以て一事業を營む者となし財政費用を其營業費と見做すに財政費用は他の經濟事業上に於ける營業費に比して其割合に大なり。是れ固より然るべき數にして政府其官吏を使用し人民より租税を收むるに當て他の營業上に於けると同じく其收入を得んと欲せば手数を要し困難を感するが故に租税を收むるは初より人民の意志に逆ふ者なればなり。財政費用に就て一國全軀の上より觀察すれば人民は自ら二種の負擔を荷ふ者なり。通常財政費用と云ふは國家若くは國家の地方廳等に於て租税を收むる爲に其徵收費として明に支出すべき者なり。又た例外に財政費用と名くるを得べきは各政府等の財政上に現れずして人民の負擔する手数或は費用等の如し。假令ば收税官吏に送る賄賂若くは租税を徵收するに當り費す所の時日の如し。正當に解釋すれば第二の財政費用は勿論財政費用と名づくべからず。然れども前述の如く國家全軀の上よりするときは等しく人民の負擔に外ならざるを以て此種の費用の多少は又た一國の財政

の盛否を示すに足る者なり。宜しく輕視すべからざる者とす。

今諸國に於ける財政費用を看るに間接税の徵收費用は概して直接税の徵收費用より少し。而して此差異こそ實に租税行政上に起る問題なり。間接税は徵收の方桂容易なるのみならず之を納むる人を一所に集むる利益等あるに因る。之に反して直接税の性質たる之を納むる人各處に散在するを以て租税の賦課及び此か徵收も又困難なり。是れ其徵收費の多を要する所以なり。今日本に於ける財政費用と稱すべき者を見るに内國徵收費は百七十四万三千八百四十圓にして税關費は十九万四千七百七十九圓なり。其他政府の營む經濟的の營業費とも云ふべきは鐵道及び電信費は一万八千七百六十八圓及び三百二十五万五千百廿三圓なり。而して森林の警備改良費は五十八万九千九百八十九圓にして貨幣の取扱費五十一万六千六百七十六圓なり。其他證券印紙等を造る費用は八万六千〇八十五圓なり。是等は通常財政費用と稱し得べき者なり。其他大藏省の經費等をも財政費用中に加へて決して不可なることなけん。

財政費用の木小及び其多寡は大略二種の原因に依る、一は財政に關する行政機關

の組織并に行政上準備とする規則手續等依り、一は國民の道徳其他社會上の形勢に依る者なり。而して財政機關の組織に關しては必ず先づ其初に財務省なる者なかる可らずと雖も之を中心として一國內の財政に關する行政を執行するに當ては二種の異なる制度あり。一は正當なる中央集權の制度に基て税の直接間接を問はず悉く中央財政官廳に於て之を取扱のみならず其他國家經濟的事業の管理も成るべく政府の手を以てするなり。又た其一は或種類の租税のみ中央政府にて直接に取扱ひ、而して其他の種類の租税は地方の共同體等に委任し、加之國家經濟的事業にも成るべく干渉を避け一國民の營業に任するものなり。先づ第一の方法に従へば所謂通常財政費用と稱するものは其額を高むるの理にして第二の方法に従へば通常財政費用を減し間接の財政費用を増加する傾ある故に人民の負擔に影響すること亦從て異ならざるを得ず。此の二制度中何れを採るべきかの問題は是れ其國政治上の行掛りと人民の思想とに依て定めずんばある可からず。又國家の財政費用は人民の道徳心特に公共に關する心如何に依て大なる差違あるものなり。されば公共の事に關する道徳心進むときは租税に

關する行政上政府の手續を煩すことなきを以て費用自ら少なかるべし。又た徴税費用は國の地勢に依り大小あり。地勢狹長にして國界線長き時は間接税殊に海關税等に關する徴税費は増加すべく、之に反し地形圓大にして國界線短き時は此等の費用自ら減少す、或は山川多く或は平原多き等は均しく徴税上の費用増減するの原因となる者あり。加之一國に於ける交通の便否生産上の關係等は又大に財政費用を増減するの原因なり。特に其國人民の營む營業等の大仕掛なると小仕掛なるとは租税行政上に大なる關係を及す者なり。人民の營業大仕掛なると時は政府の租税を徴收するに當り僅なる手数料を以て一人より多くの租税を徴收するを得るか故に其費用割合に少きを得。然らずして小仕掛なる時は正さに之に反すべし。今此等の理を明にせん爲に佛國及び埃國に於る煙草税の徴收費を見るに千八百八十二年に於ける埃國の徴收は殆んど其收入の三割六分に當り、而して同年に於る佛國の費用は收入の一割九分に當れり。斯く兩國の租税徴收費上に大差ある所以の者は其國人民の貧富に依るとある可しと雖も多くは以て原因に依て生ずるものなり。

第十章 憲法費用を論ず

茲に憲法費用と稱するは國家の財政に於て其元首に關する費用及び議會に關する費用を云ふ。而して元首に關する費用は政體に依りて帝王の供御に充るものと大統領の俸給に充る者との二種あり。此等は均しく國家の元首に供する費用なれども政體の異なるに依り憲法學上之を論ずるにも少しく差あるが故に之れに費す所の費用の性質上にも又自ら差違なきを得ず、故に之れを分て論ずること必要なり。先づ帝王の供御に充る費用即ち日本に於ての皇室費を論せん、各國自ら異なる所あり。是れ各國に於ける歴史上の關係に基いて帝王なる者一國の財政上に存する關係に依りて異なるものあり。今各國の制度に付て見るに現今の所謂皇室費は大略三種なり。一は即ち帝室財産より入る收入を以て帝室の費用を支ふる者と、一は國家の財産を分ちて以て帝室の供御に充つるものと、一は政府の收入中より或一定の額を供する者即ち是なり。以上三種の制度ありと雖も必しも獨立せるものならず、或國にては此三制度を併用せるものあり、或は單に一の制度に依る者あり。現に角第一及第二は古來封建制度の餘習を受け政體未だ全

く發達せざる國に行はるゝや多し。假令は獨逸の諸侯國には今尙ほ是等の制度を存する者なきに非ずと雖も英國或は和蘭其他の立憲國にては其實例を見ること甚た稀なり。概言すれば古代に在ては君主の費用及び政治上の費用も皆第一種の法に因て支辨したるものなれば國王は其私有財産より入る收入を以て己れの内廷の費用を辨じ、又政治上の費用に充てたるなり。此時には未だ皇室若くは帝室と政治上に關する費用との區別全く之なく、君主往々其内廷費を辨ずるに政治費を流用するとありて判然たる區別は法律上若くは管理上にも之れなかりし。日本に在ては政治に關する費用と皇室に關する費用との區別を立て始めたるは漸く明治の初年にして明治十九年の改革に依り始めて確定せり。皇室費の額を定むるは必竟政治上と歴史上との關係に因り増減する處なかる可らず、必らずや理論のみに拘泥して此が減少を企むこと能はず。是れ古來の習慣に依りて人民が皇室等に對する感情重き時は皇室の尊嚴を保つ爲めに其費用を多くせざんばある可らず。之に反し新たに國を建てたる處等に在ては皇室に關する種々の儀式等も未だ定まらざること多く、且つ人民の皇室に對する感情も左

まで重からざるを以て勢ひ其費用を少くするを得。或は政治上の關係に依りて皇室と人民との間親密にして皇室は人民に臨むに威嚴を以てするの必要な國に在ては其の費用又割合に少なし。是れ英國の皇室費の少なき所以にして魯國等に在ては特に多き所以なりとす。斯の如く只理論を以て皇室費の多少を定むる能はずと雖も又た幾分か他の政治上若くは經濟上の關係を斟酌して定むるの必要あり。故に宜しく人民の經濟上の有様如何を考へ政府の收入を考へ又た皇室に關する古來の傳説并に其地位等を斟酌し又た政府の他の種類の費用との割合を考へ折衷する處なかるべからず。國に依りて皇室の尊嚴を保つ爲めに其費用の多きを要することありと雖も他の種類の費用に比して割合に多からしむるが如きことは決して國家百年の長計に非ず。又た皇室をして政治以外に獨立せしめ其費用を得るの道を堅固ならしむるが爲め際限なく皇室に屬する財産を増加するも亦均しく國家の長計に非ず。政治家は以爲らく若し皇室をして永く政波の影響を蒙らしむるとなからんとせば宜しく其費用を議會の承諾以外に求む可し、故に是非とも皇室の財産なかるべからずと。此等の説たる自由平等の行る

國にては或は必要なやも測り難しと雖も其結果たる必しも嘉すべきに非ず。此の如く強て皇室の財産を増加する如きことあらば終に租税の行政上に不都合なる結果を來し以て政府の收入を減ずるが如きことなしとせず加之人民の感情を損することなしと云ふべからず。要するに立憲國に在て最も尊ぶ所の者は人民と皇室との間をして益々親密ならしめ兩ながら相須つあらん事を要す。若し然らずして聊かにても感情の相和せざる事あれば到底永く其權威を保つこと難からん。而して皇室費を政府の收入中より支辨せんとせば之を支出するの方大概三あり。一は一君主の生涯を限りて一定の額を供するの法にして二は一財政年間毎に一定の額を供し、又た其三は年限を限りて一定の額を供する法なり。以上三種の方法中に在て何れか最も適當なるやと云ふに第一の方法こそ最も適當ならめと思ふなり。一財政年度間毎に或額を供するか如きは年々其額を變更するの恐あるを以て其額を變ずる毎に自ら皇室の經費を議せざるを得ず。之を議すれば又自ら皇室に關する内廷の事にも論及するの恐あるか故に勢ひ自ら皇室の尊嚴を損ふの虞なしとせず。又た年限及其人を限るとなくして皇室の經費

を一定し其額を變ずることなき如きは是れ又た時勢に適せざるなり。世の進歩するに従ひ皇室費も又た増減せざるを得ず之を以て或君主の一生を限り一定の額を供するは尤も適當なり。何となれば一君主の在すは其年限左まで永からざる故に其間に於て假令皇室費を増減せざるも不都合なからん此法に従へば屢々皇室費を議するの弊なきを以て皇室の尊嚴を害する如き弊も之れなかるべし。故に此法は他の二法の短所を避け其長所を收むる者と云て可なり。所謂皇室費と云ふことに付て尤も著名なるは英國に於ける皇室費なり。英國は夫のチユール朝以來漸く政治上の問題となり特にスチュワート家に至りては最も議院の論争する經費中の一なりし。下てオレンジャ朝となり又ハノバル朝となりし以來政治上並に經濟上より現今に至ては皇室費の不足を感したるが故に常に議院に向て此か方便を求めたり。現今に至ては皇室の財産は皆之を政府の管理に委ね皇室は年々一定の額を政府より受取るなり。此受取る額が所謂ソピリストと云ふ者なり。故に英國皇室の經費は其大部分を政府より得るが故に皇室に關する支出は又自ら議院の規定する處に依りて支出さるゝなり。之を日本或は獨逸等

に比すれば殆んど雲泥の差あり。此に因て之を見れば英國の君主は其の費用を悉く議院の定むる處に因りて支出せざるべからざるが如しと雖も斯る時は君主の自由を缺くが故に他の一法を設けてクウ井ンス、パルス(Queen's purse)即ち女王の財囊なる者あり。是れ政府の經費に關して云へば彼の機密費と全く同性質を有する者なり。此財囊に屬する金額は全く女王一己の意見を以て費消し得べきものなり

斯く議院は皇室費を議するを得るを以て其結果として政府は或場合に於て皇室の經費に干渉する權利を有せり。即ち財政年度の終りに大藏大臣は其年度内の皇室經費の有様を考察し或部類の費用に餘分あれば他の足らざる部類に移して費消するを許し又皇室の經費不足したるときは其不足額少ければ該大臣の権限内に於て之を補ふを得。然りと雖も其不足額二百萬圓を超過するときには議會の開會後三十日間に其承認を受るを要す

第一節 大統領の俸給

等しく國家の元首に關する費用なるか共和政治の下に在る大統領の俸給は立憲

君主國に於て帝王に供する皇室費とは稍、其趣を異にせり。所謂皇室費とは既に言へるか如く政治上或は歴史上の由來に依て幾分か必要の度を超えて稍、虚飾に馳する程の費用を要することあるも共和國に於ては之に反して必しも斯の如き巨額を要せず。是れ立憲君主國に在ては威嚴を以て其位を保つの必要あるも共和政治の國に在ては威嚴を以て民に臨むの必要なのみならず之れあるは却て其國に害あればなり。而して大統領の職は輿論の販する所に從て之を保つ者なれば其俸給は唯必要を辨するに止りて虚飾の用に供するとなし、故に大統領の俸給は概して尠少なり。或る國の大統領は外國の使臣に對して其國を代表するに必要なる威嚴を保つ能はざる程なり。之れ共和國に在ては人民概して自由平等の思想を懷き政治上の地位に依て人民の等級を立つることを好まざるに因れるなり。夫の佛蘭西國に於ける大統領の費用を見るに年々俸給として六十萬法を受取り、又旅費其他交際費として三十萬法を受取る。蓋し大統領の囊中に入る所の金額は之に過ぎず。然れども大統領は其在職中官宅としてエリゼー宮(舊佛國の王宮)に住居するの特權を有す。而して同宮殿は國有財産にして之か管理上政

府は之を營繕し之を保存せざる可からず、從て其借家料をば定めざる可らざるは會計法の原則に從て爲さるべからざることなり。故に政府は其借家料として年々三十萬法の金額をば豫算上に見積り置くなり。以上述ふる所を概算すれば佛國の大統領は總計百二十萬法の俸給及諸費を得るの割合なり。今之を日本の通貨に換算すれば三十六萬圓許にして一見すれば甚だ少なからざるに似たりと雖ども文華の中心と稱せらるる佛蘭西の巴理に在て人民の上に立ち外國の使臣と豪華を競ふの必要ある地位、即ち大統領其人の歳費としては決して多からざる者なり。又亞米利加合衆國大統領の俸給は一年五萬弗にして副大統領の俸給は八千弗なり。此俸給の額たる實に尠少なり。故に大統領は其俸給のみを以て決して一年の費用を辨するに能はず。古來合衆國大統領に關し金錢上にて種々風説あるは主として之に基因す。又瑞西の大統領は年々八千七百法の俸給を受け、其又聯邦中のソリヒ大統領の俸給は二千七百二十五法、又ルイエロン大統領の俸給は一年三千百四十三法なり。元來此等の國に於ては其土地狹隘にしてこの政治上左邊重要な位地を占めざる者なるを以て固より一概に對すること能

すと雖ども其修給の僅少なるは驚く可き程なり

第二節 議會費

次に憲法上の費用として論ず可きは議會に關する費用なり。議會に關する費用中尤も重要なるは議員の手當なり。議員の手當に關しては學者中一定の年額を與ふへしと言ふ者あり或は與ふるを要せずと言ふ者あり。議員の職を以て一の名譽職と認め、修養上其國に於て名望あり學識ある者が其國の人民の爲めに盡す可き義務なりと認むるならんには左迄之を與ふるの必要な可しと雖も實際は必しも理論のみを以て一概に論ず可らざることあり。若し一定の年額を與ふることなく、議員たる者は己れの財産を費して國家の爲めに奔走すべき者とせば議員の職たる財産家にあらずんば多くは務むること能はざることとなり、其弊や終には貧困にして學識あり名望ある人を除くに至るも未だ知るへからず。故に實際上より觀察せば却て之を與ふるを便利とす。然りと雖も之れ固より國々の形勢に隨て自ら一様ならざるとあり。英國の議院政治は其初め門閥政治に胚胎して始より國中の豪族等のみ之に任したるよりして見れば英國の議院は毫も甘

手當を受ざるも左迄不都合なかりしなり。若し議員に手當を與ふるとせば其與ふ可き金額は幾許の程度に従ふ可きかと言ふに手當として與ふべき金額に二種の性質あり。一は議會に參集する爲めに必要な旅行費にして他は議會開會の滞在費なり。故に此等二科目の費用を斟酌し適當なる金額を與ふること必しならん。而して之を與ふるには或は日當として與ふるも可なり、或は既に述べた如く一定の年額を與へて議會開會の日數に關せずして之を與ふるも又た可なり。若し前法に依るときは尙ほ別に旅行費を與ふるを要するなり。抑議會に關する費用は尙ほ此外に議會の事務を整理するに必要なる官吏の俸給及其他の雜費あり。而して或る國に於ては議會の費用中に特に機密費なる者を設けて議場の整理其他萬般のことに關する費用は特に之を以て辨する例あり。蓋し機密費は必しも政府行政上に要する者ならず、日本等に在ては機密費は一の忌むべき性質を有する者と認むる者ありと雖も必しも否らず、彌逸等に於ては豫め經費の額を量り知る能はざる場合に於ては此費目を以て辨すると屬なり。而して此法に依る時は往々費用を減するの利益あるとあり、議會に於ても或は其委員に關する費用と

言ひ、或は其他事務整理上に於ても政治上の變動に依て往々費用を要すべきことあるが爲に、豫め此費目を設くるは却て便利なるやも未だ知る可らず。議會に關する各國の例を参照するに獨逸に在ては國會議員は毫も手當を受取ることなし、只議員の特典とも稱すべきは議會開會中自由に官設鐵道を利用し得ることなり。近頃議員中議員の手當を給するの法を設げんことを動議したる人あるも帝國政府は之れに同意せず遂に廢棄せられたり。佛蘭西に於ては議員は年々九千法の手當を得、而して千八百八十二年に於ける議會全幹の費用を見るに千百四十萬法なりき。日本に於ては議員は年々八百圓の手當を得、而して議長は四千圓副議長は二千圓の俸給を得るのみならず、兩院の議長は事務整理及び其他種々の便宜上の爲め官舎に住する所の特權を有するなり。議會に於て設けたる種々の委員は手當として一日五圓を得るなり。

猶憲法上の費用として論すべきは内閣に關する費用及他の高等官衙に關する費用なり。内閣の費用は主として總理大臣及其他事務員の俸給及行政上に必要な費用を合むなり。而して其他の高等官衙とは同じく憲法上の規定に基て設置

せられたるものにて樞密院并に會計検査院の如き之なり

第十一章 行政費用を論ず

行政費用中に於て主として論すべきは法律上の目的に要する費用なり、通常之を名けて司法費用と云ふ。今其性質を擇ぬるに、行政費用中に在て尤も確定したる性質を有し、特に立憲國即ち司法權の獨立を認めて他の立法及行政と相對せしめる國に在ては憲法上よりするも其性質確固たる所あり。故に日本等に於ても司法權は天皇陛下の大權の一部分なるを以て其費用も亦既定の歲出たらざるを想す。司法費用中に合著するは審判に關する費用に止らず。此等の費用たゞ固より其重要なる者なりと雖ども尙ほ他に看過すべからざる者あるのみならず、夫の法律に關する目的と云へる字義に對するも尙ほ附加せざる可らざることあり。即ち監獄に關する費用或は安率警察に關する費用等にして又往々外交に關する費用をも此中に包含することあり。故に司法費用中には第一裁判に關する費用、第二監獄に關する費用、第三安率警察に關する費用、第四外交に關する費用是なり。

先づ裁判に關する費用を述べんに、此費目中には實に裁判所に關する費用のみならず、所謂司法行政、即ち司法省に關する費用も亦た此中に含蓄す。今此種類の費用の由來を尋ねるに、古代に在ては此等の費用は中央政府の財政上に現はれざりし。是れ當時の裁判は人民即ち訴訟者と其の訴訟の判決を司る法律學者との間の相談若くは依頼に因て成立したるに由る。故に此等の判決を依頼する人民は判決の報酬として幾分かの手數料を拂へり。此時に當ては法律に熟達せるものは其國王或は君主等に請ふて裁判事務を司る特許を得たり。然るを以て裁判に關する費用は政府の財政上に現はれずして人民間の私に授受するものなれば、自ら國家費用の一部分を爲さざりしなり。斯る慣習を受け歐洲諸國に在ては、尙ほ司法事務に關する費用は手數料を以て辨すること甚多し。去れば普魯西に於ては此の爲に政府歳出の一割二分餘を費し、ペヴリヤに於ては七分二厘を費すに過ぎず。日本に於ては明治二十二年の豫算に依れば四分一厘を費すなり。然れども明治二十三年裁判所構成法の實行ありしを以て其費用大に増加せり、之を畢竟俄に西洋諸國に行はるゝ制度を採用したる結果なりと雖も司法に關するこ

數料の徴收額の他國に比して少なきに依る。又日本に於ては司法に關する手數料の徴收は明治の改革以來西洋諸國の例に倣ふて採用したるものにして封建政體の下に在ては裁判事務は全く國家の事務として取扱へり。而して裁判及租税に關する行政は當時政府の二大事務と云ふも可なり。既に陳述せる如く、裁判所に關する費用の額は裁判所構成法の如何に由て増減あり、又訴訟手續の繁簡及手數に依て多少あり、又訴訟入費の多少に依て増減あり、して訴訟入費は又裁判所の高低に由て自ら増減する所なきを得ず。何れの國に於ても概して裁判所は三段に區別す。而して裁判所の格高きに従ひ訴訟入費も亦増加す、是れ高等裁判所に在ては自ら裁判に與る判事の數多きのみならず、裁判上の手續も亦自ら密となり其の費用も又自ら増加するに因る。今西洋に於る二の國の例を見るに、普魯西國に於ては始審裁判所の訴訟入費は一、控訴裁判所の費は六、八大審院の入費は四、一の割合なり。又ペヴリヤに在ては其割合一と三と十九との比例なり。而して日本現行の法律に隨へば訴訟入費に關する種々の費用は始審、控訴及上告の三段に依て少しく變更する所あり。然れども彼の二國に

於るが如く其蓋多からざるのみならず、始審と上告とは其額往々同じき場合あり前已に論せるが如く、司法權は天皇陛下の大權に屬する者なれば其事務の性質たる自ら國家の事務となさざるを得ず、故に其費用は國家の經費として之を政府より支出すべきに似たり。然るに其勢全く之れに反して費用の多分を人民より徴收する手数料に依て支辨するは稍前後矛盾するの感なきを得ず。畢竟斯の如く古代の習慣に由ること多しと雖も實際の便宜上尙然らざるを得ざる理由あり。凡裁判に依て利益を被むるは一般公衆にあらざして之に干渉せる當事者にあり。故に之れが利益を受る當事者こそ其費用を負担すべき者なれ。加之訴訟入費を徴收するは行政上已むを得ざる理由あり、若し訴訟入費を徴收することなくんば人民健訟の弊を生じ、縦ひ訴訟に勝つ目的なきも尙ほ訴訟を企つる者多からざるも未だ知るべからず。然るときは裁判事務煩雜にして終には其弊に堪へざるに至らん。之れ訴訟入費を徴收するの已むを得ざる所以なり。

次に論すべきは監獄費なり。監獄事務は之を行政上より論せば恰も純粹なる司法事務と行政事務との中間に立つ物なり。換言せば監獄事務は裁判事務の終ならず所にして又行政事務の始る所なりと云ふも可なり。故に監獄事務は司法事務に加入るとあり、又行政事務に入る者あり。之を各國の實例に徴するも亦一様ならず。

歐洲各國特に大陸諸國に於ては監獄事務は司法省の司る所にして元來罪人を罰するは司法省の司る所なるが故に已に之を罰したる後之が刑罰を實行するも司法省に於て取扱ふを便利となすものゝ如し。故に行政上の便宜を計る爲めに夫の國に於ては之を司法事務中に加ふるなり。然れども司法省は其司る所多きは法律の適用にありて行政事務を取扱ふが如きは其本分にあらす。監獄事務如き其性質上よりすれば純然たる行政事務に屬するものなれば之を司法省の事務となすは稍々不適當なるに似たり。故に日本等に於ては之を司法省の事務となさずして内務省の事務とせり。勿論日本にては古來よりの習慣ありて明治

新の始めより内務省の一事務となせり抑も監獄に關する行政に就ては二主義あり。一を懲戒主義と云ひ一を教育主義と云ふ。教育主義とは近世文華の開くるに従ひ漸く慈善の感想に基き學者以て

宗教家の唱導に由て起れるものなり。抑昔時は何れの國と雖も皆懲戒主義に依れるなり。而して懲戒主義とは其字面に現はるゝが如く苟も罪人となりて監獄署に投せらるゝ者は其犯罪に相當せる懲戒を加ふるにあり。故に監獄署の構造をして不便利に且つ困難を感せしむるか如く爲し或は日光の透入をして不十分ならしめ或は食物を惡ふし或は衣服を粗末にして起居寒暑の上に於て苦痛を感じ自ら罪の恐るゝべき者たることを了解せしむるにあり。教育主義は之に反して罪人と雖も等しく吾人の同胞なるが故に其罪は惡むべきも其人は固より惡むべからず。况んや刑期満ちて社會に出るに當ては其其民となるべき者なり。故に監獄署に在る間は皆之をして困苦せしめざるのみならず一旦社會に出るに當ては又社會の害をなさずして社會の爲に利益を計る者となさるべからず。之を以て監獄の構造等は皆に衛生に注意し罪人の健康を謀るのみならず又獄中に於ては種々の技術を教授するを要す。

以上陳述せる所は二主義の要領なり。而して此二主義は各長處ありと雖も又其所なきを得ず。何となれば懲戒主義を實行せんことを勉むれば殘忍に陥り、教育

主義を實行せんと勉むれば却て寛仁に流れて罪人を罰するの意に背反すればなり。加之費用多額にして人民之か負擔に堪へざるとあり。假令は日本現時の罪囚は殆ど六萬人あり。而して之に技術を教へて勞働に従事せしむるも尙ほ一人前の働をなし得る者は漸く其半に過ぎず。而して此等の罪囚を教育して完全なる衣服食物及居室を供するは其費用實に多し日本に於て現在罪人の爲に人民の負擔する所は八百萬圓の上に出つ驟て教育即ち日本將來の國民を養成する所の費用は漸く其半に過ぎず。而して一は善良なる國民の爲に費す者にして一は國家の害毒をなす罪人の爲に費す所なり。而して前者は後者に比すれば其額少きは實に慨嘆に堪へざるなり。又假令教育主義を實行し得るとなすも社會の經濟上害なきを得ず。已に教育主義に従ひ罪人を教育して之に種々の技藝を教へ以て種々の物品を製造せしむるときは其結果たるや我政府は六萬人の勞力者を使用して生産を企圖するに等し。而して此六萬人の勞力者は政府監督の下に在て善良なる勞力者と生産場裡に競争する者にして而して一は其價を廉ならしむるを得他は其價を廉ならしむる能はざるなり。勢ひ如斯なれば善良なる勞力者は

罪人の爲に其經濟を紊さるゝの恐なしとせず。之れ教育主義の實行は社會の經濟に害ありと云ふ所以なり。然らば如何なる方法に依れば財政上及政治上得策なるやと云ふに到底懲戒主義に従て罪人の害とならざるを度とし之を使役すを以て適當なりとす。人智發達して完全の度に至れる世に於てはイザ知らず送常罪人は幾分かの困苦を経されは決して罪の悪むく恐るべきを了解するとし故に實際上よりするも幾分かの懲戒を加ふるを要す。是を以て罪囚を使役する政府の企る土工其他良民の競争せざる事業に使役するは尤も適當ならん乎警察は又司法省の事務と關係すると尤も親密にして之を其事務の性質上よりすれば恰かも監獄事務の次に位して純粹なる行政事務に近く。畢竟警察事務の性質たる已に事起るの後に之を制止するにあらずし其事起るを豫防するにあれば自ら其費用も亦多からざるを得ざるなり。故に警察事務は其進歩するに従て其費用も増加す。現今所謂警察事務と稱する者を凡るに安寧警察經濟警察及國家警察の三なりとす。而して其中に就て經濟警察は殆ど其性質純粹なる行政事務に屬すべき者なり。此三種の警察は其性質各異なるか故に之か費用を支出する途も亦同しからざる所あり。安寧警察は人民の財産及身軀を保護するを以て主となすが故に其費用たる皆に中央政府のみ之を支辨せずして地方自治體等も亦之を支辨するの必要あり。何となれば人身の安全財産の安固は中央政府之と保護するにあらずして却て地方の官衙の之を保護すると便利なればなり。故に此種類の警察費は地方自治體主として之を支辨し政府は只之を補充するに過ぎざるを以て宜しとす。之に反して國家警察即ち世の所謂高等警察と稱する者は主として政治上に關係する警察を司る故に其影響の及ぶ所國家全體に關し中央政府の之を監督するの止むべからざる者あるか故に従て其費用は國家の負擔となすべきものなり。又經濟警察は其質恰かも二者の中間に位して或は一箇私人の直接の利害に關する場合少からず又人民全體の利害に關するとあり故に此場合に於ては中央政府及地方の自治體共に之を負擔するを適當とす。到底警察費の多少は其事務の繁簡に依ると多しと雖も又其行政の方法に依り異なることなり。故に警察の區域を大にせば其費用割合に少なるべきも若し之を小にせば其費用は割合に多からん。又事務を取扱ふに責任制に従へば事務の進歩を致し

る途も亦同しからざる所あり。安寧警察は人民の財産及身軀を保護するを以て主となすが故に其費用たる皆に中央政府のみ之を支辨せずして地方自治體等も亦之を支辨するの必要あり。何となれば人身の安全財産の安固は中央政府之と保護するにあらずして却て地方の官衙の之を保護すると便利なればなり。故に此種類の警察費は地方自治體主として之を支辨し政府は只之を補充するに過ぎざるを以て宜しとす。之に反して國家警察即ち世の所謂高等警察と稱する者は主として政治上に關係する警察を司る故に其影響の及ぶ所國家全體に關し中央政府の之を監督するの止むべからざる者あるか故に従て其費用は國家の負擔となすべきものなり。又經濟警察は其質恰かも二者の中間に位して或は一箇私人の直接の利害に關する場合少からず又人民全體の利害に關するとあり故に此場合に於ては中央政府及地方の自治體共に之を負擔するを適當とす。到底警察費の多少は其事務の繁簡に依ると多しと雖も又其行政の方法に依り異なることなり。故に警察の區域を大にせば其費用割合に少なるべきも若し之を小にせば其費用は割合に多からん。又事務を取扱ふに責任制に従へば事務の進歩を致し

費用も少なかるべし。之に反し合議制とせば事務多く溢滞して費用従て多からん。而して中央政府の負擔する所の警察費用は主として地方自治体の負擔の多少に依る故に地方自治体にして警察費を負擔すること多ければ中央政府の負擔は愈々輕し

警察費に附帶して論すへきは憲兵費なり。日本に於ては此費用たる陸軍經費の部に屬すれども國に依て内務費即ち内務費中の警察費中に包含することあり元來憲兵なる者は歐洲大陸諸國殊に佛國に於て起り其初には皇宮を警衛するものに設けたるものなり。後之を變更して現今にては國境を保護するを以て其最大の目的とす。大陸諸國に於ては其國境相接して殊に佛獨の如きは動もすれば國境上の警察に於ける紛紜よりして終に外交問題を惹起するとあり。故に自ら警察官に與ふるに非常の權力を以てせざる可からざる場合あり。然れども之を軍に行政上に就て論すれば左まで必要なる所以を見ず。元來憲兵の事務たる警察と司ると雖も其間幾分か軍事に關する所の性質を帶ぶ。蓋し警察事務は宜く警察官を以て處分すべきは行政上の原則なり何ぞ軍人の力を假るを要せんや。依左

觀之日本に於て憲兵を設置するの必要なしと云ふも可なり。殊に憲兵に關する費用は他の警察官に費す費用より多額ならざるを得ざる理由あり。何となれば憲兵の大部分即ち其四割より七割位迄は馬上に於て巡回せざるべからざるとあり。殊に國境を保護するを必要とするが如き場合に於ては尤も然りとす。日本に於ては軍人の亂暴を豫防するを以て最大目的としたるを以て自ら之を陸軍官の所轄に屬し陸軍費を以て之を辨するは勢の然らしむる所なり。而して日本に於ては之に費す所は殆んど四十萬圓に近し又少なからざる警察費と云ふべきなり

次に論すべきは外交費なり。外交費を以て法律に關する目的の費用中に編入するは稍其當を得ざるに似たれども又其理由なきにあらざり。凡そ外交事務の目的は外に對して一國の獨立を維持し其の軀面を傷けざらんとを勉め以て外國に向ひ一國の秩序を維持するにあれば其關係たる恰も内國にて一國の秩序を保全する法律上の事務と稍々同じき所あればなり。外交費用は左の四種類より成立す。第一外務省費、第二公使館費、第三領事館費、第四皇室の所有に關する貴重なる物品

を保全する費用等是れなり。大轉上より云はゞ外交費は列國中に對する其の國地位によつて多少なきを得ず。其國俾して外交上の地位甚だ高く外國に對して勢力を有すること大なれば自ら其費用多く之に反して其地位低ければ従て少なし。又外務省費の如きは其國の領地の大小外交上の地位或は外國殖民等の事情に由りて自ら多少あり。而して公使館に在りては全く外交上占むる所の其國の地位によりて差異あり。凡そ其國に使節を派遣するは或は全權大使を以てし或は全權公使或は辦理公使或は代理公使を以てすることあり。此等の使節は皆な階級を異にせるが故に外國朝廷の之に對する取扱も亦差別あり。然れば其使節の手當等も亦階級に依りて多少あらざるを得ず。領事館費は國に依りて農商務省費目中に編入することあり。日本に於ては外務省費中に包含すと雖も其性質に就て考ふるに前者を以て適當なりとす。抑領事の取扱ふ事務たるや外國に滞在して自國商人の利益を保護し又其利益を進むることを職となす者なり。故に若し外國の市場に於て商業上の變動起り或は自國の

經濟上に關する事件にして其滞在地に起るあらば迅速に之を本國に報道して以て前後の方策を計畫すべし。故に其司る事項は外交事務にあらずして先づ本國の商業上に關する事務なりと云ふべし。而して商業貿易に關する事務は農商務省の取扱ふ所にして外務省の與り知らざる所なり。されば領事館を以て外務省に屬せしめ外務省に屬する費用を以て之を辨するは稍々穩當ならず。殊に西洋各國間に於けるが如く商業隆盛にして各國間の交通頻繁なる國に於ては外交官よりは寧ろ商業貿易の事務に熟達せる人を以て其事務を取扱はしむるを可とす。然れども東洋諸國に於ては稍々其趣を異にせるものなきにあらず。此等の國に於ては人民の移住又商業等は動もすれば國々の間の人民の不熟練なるより或は感情を異にせるにより外交上の問題を引起すこと多し。而して領事の職は常に國際間の商業貿易にあらずして自國民の犯罪刑其他法律を請るを以て外交官をして其任に異らしむるを便利なりとす。

第四の費用は通常外交費中に加ふべきものにあらず。故に日本及び歐洲の大國等にあつては勞論斯を例なし。然れども獨逸聯邦諸小國に在ては往々其例あり。

畢竟此等の諸國に於ては其國小なるを以て從て政府の歳入も多からず。然れば特別の管理局を設けて斯る物を保存せしむると難き場合あり。而して外務省は各國の使節を送迎款待する職務を有して皇室との干係も自ら親密なるを以て便宜上外務省をして斯る事務を取扱はしむと雖も之を以て通則なりと云ふを得ず。以上已に法律上の目的に關する費用を述べたり、是より進んで行政費用の一部として國家權力上の目的に關する費用を陳述せんとす

國家の權力上の目的に關する費用は古來武を以て國を建てたる所に於ては尤も國家費用の一部分を占む。但し商業或は貿易を以て國是となす諸國に在ては、其趣を異にせることなきにあらず。現今各國に於ける此費用の形勢を見るに何れの國に在ても漸々増加するの傾向あり。特に二百年以來歐洲各國は相對峙して互に併呑せんとする情態なれば歐洲の天下は一日も寧日なきが如き觀あり。然らば此種頭の費用増加するは自然の數なり。如斯歴史上の原因あるが上政治上の干係に因り尙ほ増加せざるを得ざる理由あり。夫の社會學者又は歴史學者の云へるが如く第十九世紀の各國は國民的國家をなす者なれば其人種を同ふす

る者は天然若くは歴史上の妨害あるに係はらず漸々合一して國家をなさんとせり。加之各國政界の如何に由り其目的を達せん爲めには往々其全力を注いで以て陸海軍を盛大ならしめんとせり。夫の魯西亞帝國がコンスタンチノールを取らんが爲め歴代遊奉して南出の策を講ずるが如き、或は佛、獨の相睥睨して互に其隙に乗せんとすが如き皆斯に出づ。此故に歐洲の天下は相端ふて兵力を盛大ならしめんとす之れ年々歳々費用の増加を來す所以なり。加之近世技術の發明あるよりして戰爭に關する術大に面目を一新し獨り兵器の爲に費用を要するのみならず、戰爭をなす所以の方法に於ても亦た費用を要す。夫の一千八百七十年に於る佛、獨の戰爭を見るも一千八百六十六年に於ける普魯西、奧地利の戰爭を見るも其戰爭の始より終まで僅々十數日に過ぎず。僅少なる時日中に敗勝を決するを以て自然軍費を消費すると非常に多きは勿論、近世經濟社會の進歩に依り國民の財産は其不動産たるも動産たるもを問はず、非常に増加せるを以て一日破れ戰爭起るときは之れが爲め大なる損害を被らざるを得ず。故に國家は其國民の安寧幸福を以て目的とせば宜しく之を保護する所以の途を計らざる可から

ず。之を保護せんとせば勢ひ兵備を盛にして以て外國の侵略を防禦せざるべからず。故に國家の權力上の目的に關する費用の増加するは毫も怪むに足らず。人或は曰く軍事の爲に費す費用は不生産的のものにして實に無用なるものなり。而して世界各國が年々兵備の爲に幾萬の軍費を消費するも是より生ずる結果は幾許ぞや。單に破壊の用に供する機械を製造し國民の壯者を驅て以て無用な業を取らしむるに過ぎざるのみと。然れども此れ其一を知て未だ其二を知らざるの言のみ。試みに此等の論者に問はん、數萬の警察官を置いて國內不逞の徒を取締るは何の爲ぞや。警察の職は果して無用と云ふを得べきや。若し之を以て無用なりと云はば軍事に關する事業も亦た無用なりと云ふを得べし。然りと雖も以上の論者と雖も警察の職を以て無用と云ふ者あらず。之れ國內の安寧を休ち人民の身軀財産を保護し權利義務を伸張保護するに必要なればなり。然るに軍隊の職とする所又之に外ならず只其場合に大小の差別あるのみ。軍隊の目的は外國の侵略を防ぐに在り。換言せば外國よりの暴行を防かんとするにあり。警察官は物品の盜賊を取締り軍隊は國を盜む者を取締るとの差あるに過ぎず。

故に社會の形勢全く一變して天下泰平の世となるに至らば之を廢するを得べきも現今の時勢には決して之を廢するを得ざるのみならず却て必要缺く可らず。且や國家の生産上に於ても亦大なる利益を興ふるは言を俟たず。凡そ兵卒を養ふて常備軍を設くるは假令其他の利益なきも尙ほ國民の性質上又國民智識の進歩上又は道徳の進歩上に於て國民の性質を養成するに必要な場合あり。夫の軍隊の規律は兵卒たる者をして秩序の貴むべきを知らしめ忠順の心を養成するものなり。殊に兵卒となりて三ヶ年間服役する者は其体格を改良し起居動作の上に於て善良なる習慣を作爲す。即ち衣服を清潔にし或は時間の貴重すべきを覺知するが如き其他の利益一にして足らず。現今の形勢を観察すれば戦争に避くべからざるものゝ如し。若し戦争にして避くべからざる者とせば之を爲すに常備兵の制度に依るを以て利となす乎。將た志願兵其他常備軍の設置なき制度に依るを利となす乎の問題は自然起らざるを得ず。此問題に關しては別に理論上の説明を要せず直に各國戦争の實歴に就て見れば充分なる可し。凡そ泰平の時に十萬の兵隊を養ひ精巧なる軍器を製造する

は一見すれば其費用實に巨大なるが如しと雖も若し之を常備軍の設置なき國にして戦争の爲めに要する費用に比較せば却て少額なるにあり。人常に言ふ獨逸の戦争、埃太利普魯西の戦争は古來未だ曾てあらざる巨額の費用を消耗せりと。然れども亞米利加の南北戦争の爲に費したる費用に比して多からざるなり。而して亞米利加の南北戦争の酬なる時に當ては一日の軍費百億萬弗に上れり。而して同戦争の始めより終局に至る迄の戦費を合計すれば獨逸若くは佛蘭西の常備軍を百年間蓄ふに足る費用なりと云ふ。畢竟如斯常備軍なき國に於ては軍備完全ならざるを以て戦争をして永からしむるものなり。之に反して軍備完全なる國に在ては戦争は數十日にして終らん。普魯西埃太利の戦争の一週日にして終りしが如く獨逸の戦争等皆此例を外れず。由是觀之常備軍を設置して百萬の軍費を費すは却て經濟的たる情態なり。軍費の大小は各國の政治上の地位及地勢に依て異ならざるを得ず。若し強國を接すること現今獨逸の國境の如くならしめば國防上常に軍費を要するのみならず又其兵數も多からざるを得ず。之に反して英國若くは合衆國の如き國に在

ては國防に關する軍費自ら少く加之平生多くの軍隊を蓄ふるの必要なし。軍費は別ちて二となすことを得、第一平時費用、第二戰時費用これなり。凡そ兵を養ふは一旦事あるの日に備ふる者なるが故に之に關する費用も亦豫め平時並に戦争の爲に計畫する所なかるべからず。平時に關する軍費は通常費及臨時費の二とす。通常費とは現時の制度に従て軍隊を維持するが爲に用ふるものにして臨時費とは軍隊の改良を計り、又は兵器の改良を圖り、或は新に軍事上の事務を擴張する爲に費す者なり。而して軍費として常に使用するは人並に金錢物品なり。軍事上使用する人は他の行政上に於て用ふる人とは其教育上及任命上大なる差違あり。抑通常行政官吏として政府の使用する人は政府自ら之を教育せざるも不都合なし。然れども武官は其學ぶ事も稍、秘密を要するものにして且つ其職務の性質も身命を捧げて従事するを要すれば政府宜しく特別の方法を以て教育するを要す。之れ一には軍事上は必要な特別の技藝學問に達せしめんとを計り、一には永く國家の爲に身命を致して服務するの義務を知らしむるに在り。武官は高等及下

等の二種類に別ち、高等武官は已に陳述せる法を以て教育するも、下等武官に至ても政府直接に教育養成するの必要あり。特に實際の戦争上勝敗の機に關するは下等武官の良否に由る。故に通常の兵卒を擧て之に任ずるは稍々危険なる所あり。而して兵卒は志願兵の制に依ることあり、或は國民皆兵の主義に依ることあり。其孰れか尤も効用を奏するやと云ふに第二の制を以て尤も適當なりとす。而して此等の軍人を養ふは漸く日常生活の費用を辨ずるに足るを以て定度とせざるを得ず。故に軍人の受る手當若くは俸給は通常の勞力者並に官吏に比すれば自ら少なし。殊に兵を養ふには政府に於て居住する場所及衣服、食料を給し、或も兵卒たる者は政府の命する場所及家屋に住せざる可らず。斯く衣食住の三を供したる後政府は貨幣にて僅少の手當を與ふるを常とす。次に軍備として平生使用するは物品なり。物品中必要なるものは兵器、馬、及食料なり。兵器は政府自ら之を製造し、食料は平時に於ては市價に従て買上げ、入札に法に依る。戰時に於ては法律を以て定めたる價に従て買上げざるべからず。之は戰時に於ては物價非常に騰貴し其機に乗して殊更利益を網みせんと計るもの

ればなり。又軍馬は軍制上大に慮らざるべからず。獨り之を養ふには大なる費用を要するのみならず、而も之を買上るに當ては適當なる馬疋を得ることを勉めざるべからず。故に獨逸、佛蘭西等に於ては軍馬養成所なる者ありて政府に於て自ら軍馬を養ふ。然りと雖も平時備ふる軍馬は以上の法に依て辨ずるも戰時使用の軍馬に至ては之を以て未だ足れりとす可らず、特に戰時兵器、食料の運送等は馬力に藉らざる可らず。故に獨逸、佛蘭西等に於ては人民は戰時己れの馬を供給すべき義務を負へり。

戰時費は直接及間接の二に別つ。直接戰時費とは軍隊を徵集して戰場に送る所の費用、又は戦争をなすに當て消費する火藥及其他の兵器、或は戦争の終りたる後更に軍備を整へ、或は兵器を修繕し、或は戦争中軍隊のなしたる損害を賠償する費用等を總稱す。現今資本増加して動産、不動産の種類大に増加したれば、戦争の爲に此等の被むる害は實に大なり。夫の獨逸、佛蘭西の場合に於て若し獨逸にして償金を取るとを避けて佛蘭西に於ける製造所、鐵道、電信を破壊せば佛蘭西の被むる所の損害決して償金の比に非ざりしなる可し。直接費に至りては固より戦争の大小

戦場の遠近兵卒の多少に依て大差あり。殊に戦後の費用として要する損害を賠償し兵器を修繕し或は軍に恩賞を施す費用は全く戦争の大小と軍勢の多少とに依る。

第十二章 國家の安寧幸福の目的に關する費用

此目的を以て行ふ政府の事務は多少政府の收入に關する事務と相聯係し居る者なり。此を以て此等費用に關しては之を歳出部に於て論ぜんよりは寧ろ歳入部に於て論ずるの便れるに若かさるもの間々之れあり。例せば鐵道電信及び郵便事務に關する費用の如き即ち是なり。去れば此等行政事務の費用として論ずべき者凡そ下の如くにして之を大別すれば内務の行政に關する費用其一にして經濟行政に關する費用其二なり。而して其三は即ち宗教及び教育に關する費用是なり。勿論此の如く區別して政府の起業假令ば郵便電信及び鐵道事務に關する事をば茲に之を論ぜざると云ふに非るも只だ其大略を述るに止めんのみ。請ふ以上三項に付き述ふる所あらん。

第一節 統計事務に關する費用

先づ内務の一部即ち内務の行政に關する統計事務に關する費用より述べんに此中には又特に戸籍に關する費用も附隨することを記應せざる可からず。凡そ國家の行政をして能く其上下に及ぼし左右に及ぼし以て之を國內に行き渡らしめ或は租税の如き或は兵備の如きに關する行政をして完善完美ならしめんと欲せば宜しく其戸籍を綿密ならしめざる可らず。我國に於ては是が調査を市町村役場に委託し居る事なるが獨逸等に於ては往々人口調査を以て中央政府の一事務となし從て其費用も亦大にして決して我國の比に非ず。其他一國に關する種々の事柄を蒐集して以て其統計を編制するは是れ實に政治上缺くべからざる必要の事業なり。特に經濟に關する政略を定めんとせば先づ統計規則を定める必要あり。若し夫れ計、茲に出でずして徒らに空理に依頼して實際の如きは檢て顧みざらん乎、蓋し人民の害を招く甚しき者之れあらん。故に我國に於ても夙に茲に見る所ありて内閣に統計局を設け又各省内にも諸官事務の統計を報告する課を設け府縣にても又地方の統計を集録編制し居るなり。而して此統計費中に包含す可き者は氣象觀測に關する費用なり。我國にては各地氣象觀測候所を

置て晴雨寒暖を報告せしむ。蓋し此事務たる左まで必要ならざるものゝ如くはるゝも決して然らず。夫の農業の改良と云ひ航海の事業と云ひ最も氣象と云ひ關係を密にする者なり。而して此中に付き最も注意す可き者は衛生費なり現行の如く交通の便開け海外諸國に向て往復交通するの日に於ては衛生に關する行政を一定ならしむるは獨り國民の健康を保護する上に於て必要なるのみならず、動植物の改良を計るに於て復た必要缺く可らず。何となれば交通年を逐て進歩し日を起て繁華となるに於ては勢ひ百病の傳染を來し又貿易に對しては悪牛馬粗穀物を輸入するの憂あるに至る可ければなり。故に之に對しては衛生上の警察に於て豫防し又た保護せざんばあるべからず。且つ又之に加ふるに世の進歩は病氣の種類を増加を來し且つ奇々妙々なる難病の増加を來すものなれば人民自身の費用を以て其健康を回復すへき手當を盡し難きの事情あり。苟政府直接に手を下して病院を建設し人民を保護するの必要を見るなり。其他人民の健康を進めんと欲せば又水道々路のごときにも注意し家屋の建築にも注意せざるべからず。勿論此等費用は政府獨り負擔するを要せず又地方の自治體をして負擔

せしむ可きなり。次には貧民救助費も此中に含善す。思ふに我國に於ては未だ此を設くるの必要を見ざるが如し。是れ一は我國の現況を察するに貧富平均の時代を去ること遠からずして貧富の隔絶甚しきものあらざればなり。又我國の人情を見るに同胞相救ひ親族相助くるの主義に由て富めるものは貧しきものを救濟するの心切なればなり。然るに歐洲諸國に於ては個人主義と自利主義と相抱合して俗を爲し貧富の懸隔甚しく貧者其生を保んぜずして途に彷徨するの狀あり。而して之が朋友たる者將た親族たる者は怙然として問はざるの有様なるを以て止むを得ず直接に政府手を投ずる平左なくば公立の慈善會に頼るの外他に途あることなし。故に佛國の如きは寺院を利用して以て慈善の任に當らしめ獨國は政府或は地方の共同體自ら此任に當る。此の如き行政事務にして佛國に行るゝ者之を佛國制度と云ひ獨國に行はるゝ者之を獨國制度と云ふ。二者里して何れを可とする乎其是非の如きは吾が財政學の研究すべき題目に非ず。唯だ何れの方法が其費用少くして其目的を達するに利なる乎と問はるゝ吾人は第一者即ち獨國制度を推さんのみ。凡そ貧民救助に關する費用は地方の共同體に負擔

せしむるを以て必要とするが如し、政府は只だ其不足を補足して可なり。勿論非常なる場合は此れが例外と知る可し。則ち風災水害其他天變地異に關する災害は宜く政府自ら救助するを要す。而して我國に於て古來最も恐るべきは饑饉なりとす。若し不幸にして氣候其順を失ひ、五穀稔らず、殊に茶蠶の成熟せざる事らば忽ちにして人民生活の資を失ひ、大で貿易上の不平均を來し、憐むべき慘況に陥らん。近年頻りに氣候不順を告るも幸にして未だ甚しからず。去れども天心漠々として測る可らず。何れの時俄然として天災の到るあるや豫かしめ知るべからざる者あり。此時に當り人力を以て挽回せんと勉むるも夫れ既に晚し須ら、今日よりして救濟の法を講ぜざんばあらざるなり。明治十六年六月第三十一號の布達を以て發布せられし貯蓄期限は明治三十五年迄なりしが期未だ來らずして廢止せられたり。同法によれば年々政府の貯蓄金百二十万圓にして三十万圓は中央貯蓄金として九十万圓は地方貯蓄金としたり。同法は寧ろ貧民救助の目的に非ずして政府の收入を確平たらしめんが爲に設けたる觀あり。例へば民間災害あり租税を納むる能はざる時は政府之を貸して納めしむるの法なり(備荒貯

蓄法を參觀すべし)

第二節 經濟行政上の費用

經濟行政に關する費用は以上述べたる内務事務に包括されざる費用即ち農商務事務遞信事務及び一部の警察事務に關する費用なり。此等の費用は多くは政府の收入を得る政府事務と關係し居るなり。假令は電信鐵道山林礦山事務に於けるが如し。若し其性質に依て此等の費用を區別すれば一は人民全體の經濟上の利益ある事に關する費用一は政府が特別の工業を企て其收入を以て主として其事業に費す費用なり。今之を細論せず。茲に概言すれば度量衡製造貨幣鑄造に關する費用、郵便事務電信事務に關する費用、及官有鐵道、航海線路の保護、道路建築、水道建築、銀行管理、保險事務、農業獎勵若くは改良の爲に費す者、其他土木費、製糖工業の獎勵費の如き即ち是なり。而して今一々之を論ずるの煩雜を避け暫く諸君の研究に任す、蓋し此等は他日歳入部に於て論ずる處ある可し

政府全く營利を目的とする事業に關する費用は既に述べたる種類の費用と異なり、後者は幾分か國家行政事務の性質を有す。鐵道電信郵便事務の如きは成程收

入を得るを以て幾分の目的とすと雖も又た之と共に國民の便利を計る爲に往々損益相償はざるとあり。然れ共純粹に政府の營利を目的とする事業に至ては決して國家行政上の事務と稱するを得ず。其關係の及ぶ所獨り一般人民に及ばずして或は一部分の人或は一部分の地方に限るとあり。而して其事業たる區域中に於し假令ば政府が製造場を設けて或物品を製造する如き或は模範農場を開て農業を營むか如き政府直轄の牧業を開き以て牛馬の繁殖を計るが如し。此模範農業を開き其改良を圖り或は牛馬の繁殖を計る爲め牧場を設る等は幾分か人只を誘導し獎勵するを以て目的とすることあるも然れ共其主とする處は此等の事業を以て營利を爲すに在り宜しく經濟的行政事務と區別す可き者なり

第三節 宗教及び教育に關する費用

宗教に關しては古來人民直接に若くは間接に其費用を支辨せしが教育に關しては全く近世起りたる事と云ふて可なり。特更近頃に至ては國家の經濟上人民の智識を進めて生産の發達を計ることを要することとなりしが故に或は普通教育に關し或は専門教育に關しては國家の行政事務の一部分を爲すなり。而して教

育の事務は國家并に人民の義務と認めらるゝに至れり。此か費用は一部分は中央政府の費用を以てし直接に教育に關する事を計畫し然らざれば保護金を與て以て之を獎勵す。又た其一部分は學校或は組合等の財産より支辨し一部分は授業料より入る可き収入を以て支辨し一部分は地方共同體の補助若くは地方費を以て直接に支辨す。此等の費用を以て如何なる割合により教育費を支辨すべきやと云ふ事は實に絶對的の理論を以て判斷すると能はず宜しく學校の種類國家の性質等に由て異ならざるを得ず。夫の英國に於ける如く政府も人民も兩者ながら教育事務を以て國家の行政事務となさずして私人の營む可き事務と認むる國に在ては中央政府の費用誠に少きに居るは素より當然の事なり。然れ共之に反して獨逸等に於る如く此を以て國家の盡す可き義務なりと認むる國に在ては中央政府の支出する費用は從て割合に多かるべし。加之學校の種類及び階級に由て教育費の支出方法を異にす。此點よりして學校を區別すれば即ち普通學校職業學校及び大學校となすを得べし

普通學校 普通學校は苟も其國民の貴となく賤となく又た富となく貧となくハ

學するを要す可き處なるを以て自ら授業料より取る收入を以て費用を辨ずること極めて困難なり。去ればとて普通學校にて財産を所有すること甚だ覺束なし。故に政府の費用を以てする乎然らざれば地方自治體の費用を以て辨ぜざるを得ず。然るに普通學校の數多なる決して中央政府の能く辨じ得べき所に非ず。故に歸する所は地方自治體の負擔たらざるべからず。蓋し此主義たる當に教育を以て國家若くは其人民の義務となすの主義に合するのみならず實際上最も便利なる方法なりとなす。

職業學校 職業學校に關する費用は政府の補助と大なる地方自治體の支出とを以て辨ずるを適當とす。特に我日本に於て其然るを見るなり。此等の學校は素と専門の學理を教ゆるに非ずして實業家の子弟をして實務を修練せしむる處なれば其數も自ら多からざるを得ず。而して此等の學校に入る生徒は富める者より寧ろ貧窮なる者を以て多しとなす。是れ主として其費用を授業料に徴するの不可なる所以なり。

大學校 大學の費用に關しては二個の目的あり。一は高尚なる學理を研究する

を以て目的とし、其二は學理を教ゆるを以て目的とす。蓋し學理を研究するは通常利益を計る處の一個私人の企て及ぶ可き事に非ず。故に將來永遠を目的とする國家は宜しく其負擔を荷はざる可らず。然れども通常學理を講修して將來高等の職業を求むる豫備を目的とする教育は獨り政府の費用を以て辨ず可からずして直接に其の利益を受る學生も亦た多少負擔する所なくして叶はざるなり。但し獨逸に在ては大學に關する經費は中央政府及一個私人の寄附より成る處の收入と授業料并に大學の財産を以て支辨す。而して政府の補助金額實に少かからずとなす。教育費は固より文部費中に入る者なるが、尙ほ此他の文部費に入るべきは宗教上の行政に係る費用なり。此種類の費用は國教の設なき國に於てはたまで必要なる者に非ず。現時日本の宗教上の組織に依て見るに政府に於て一に宗教の行政に關係せず大抵之を各宗管長の管轄に委ね何事も之をして支配せしむ。故に行政上の費用として宗教に係る者一切之れなしと云ふも不可なきなり。英佛等に在る如く國教を設け政府は之に關する種々の行政をなすに於ては其費用亦た自ら之れなきを得ず。特に獨逸に在ては新教舊教相并んで行はれ而して

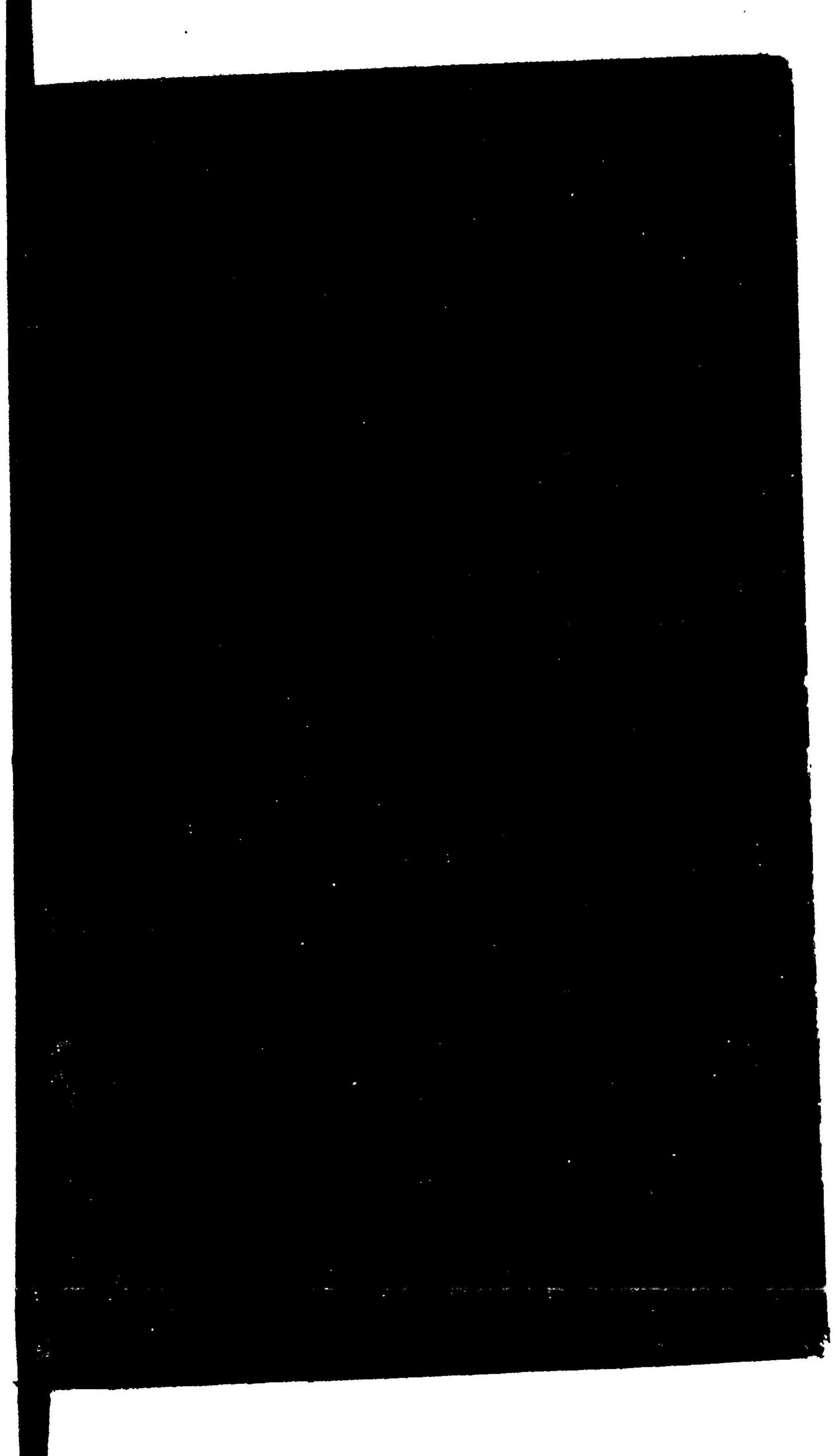
舊教の僧徒が羅馬法王の意を承て動もすれば政府の政略に反對せんことを勉む。此を以て獨逸政府も常に舊教僧徒及び舊教信者に關しては別段なる注意をなし居れり。故を以て宗教に關する事務は文部の事務として自ら大切なる關係を有するなり

終りに蒞んで一の注意すべきは行政費用なり。此は諸君の知らるゝ如く國家の事務の大部分を占有し居る者なり。去れば其事務も種々の種類あり種々の性質を備ふ。之を區別して一目瞭然たる區別を立ること極めて難し。是れ即ち予が此行政費と名る費用中に論したるものにして其見解を異にすれば或は財政費に入るゝを以て却て其宜しきを得たりとするものあり。例之貨幣に關する費用、或は官の作事に關する費用、其他電信、鐵道、郵便、銀行、保險、費用は皆財政費中に編入するも決して不都合なき者なり。併し乍ら之を以て行政費用中に編入したる所以の者は現今國家の組織に従へば何れの國に於ても須らく國家の事務として行ふべき者と認めあるなり。是れ茲に行政費用として論ずる所以なり。然るに費用の點よりして見れば歳出中に論ずるを得るも若し之に反して收入を得る點より

り見れば又歳入部に於て論ずべき者なり

1
2

2/10



新編東國書林
卷之七
論

論

新編東國書林
卷之七
論



040562-000-6

ユ-5二

歲出論

松崎 蔵之助 / 述

M28?

BDE-0189

